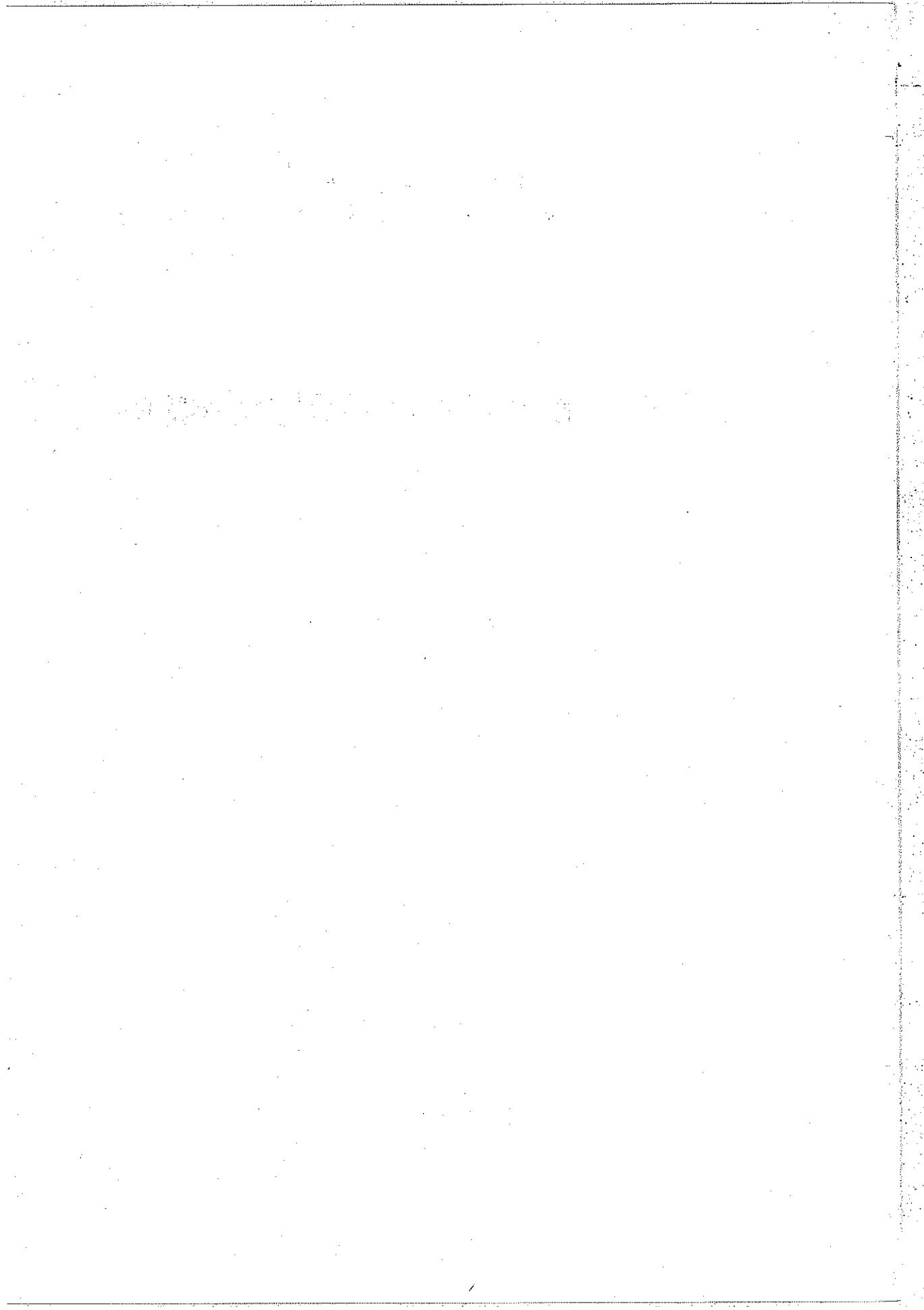


昭和62年12月15日開会
昭和62年12月16日閉会

和泉市議会第4回定例会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和 62 年 12 月 15 日(火曜日)第 1 日目

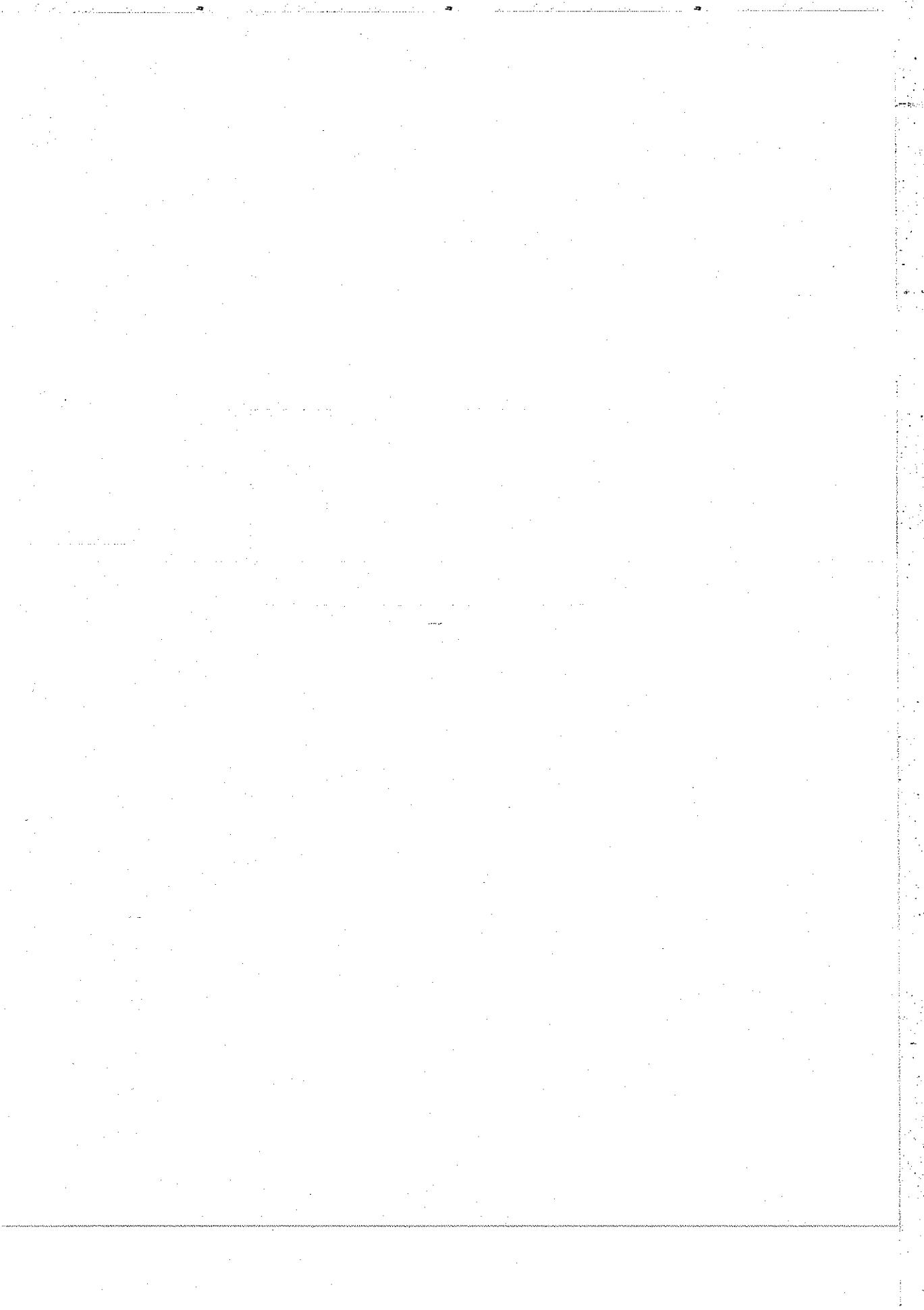
○ 出席議員・欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	1 ヶ
○ 議事日程	3 ヶ
○ 開会宣言(午前10時05分)	4 ヶ
○ 市長開会挨拶	5 ヶ
○ 日程第1 議席の指定について	9 ヶ
○ 日程第2 会議録署名議員の指名について(西口秀光・柳瀬美樹・大谷昌幸)	9 ヶ
○ 日程第3 会期の決定について(12月15日～12月18日 4日間)	9 ヶ
○ 日程第4 常任委員会委員の選任について	10 ヶ
○ 日程第5 特別委員会委員の選任について	10 ヶ
○ 日程第6 一般質問について	11 ヶ
1番に 16番 天堀 博君	11 ヶ
2番に 6番 赤阪 和見君	23 ヶ
3番に 17番 西村 慎太郎君	38 ヶ
○ 散会宣言(午後3時10分)	55 ヶ

昭和62年12月16日(水曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	57 頁
○ 議事説明員、その他	57 ペ
○ 議事日程	59 ペ
○ 開会宣言(午前10時04分)	60 ペ
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収 入 役 扱 昭和62年7月分)	61 ペ
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和62年7月分)	61 ペ
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和62年7月分)	62 ペ
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(収 入 役 扱 昭和62年8月分)	62 ペ
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和62年8月分)	63 ペ
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和62年8月分)	63 ペ
○ 日程第7 昭和61年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	64 ペ
○ 日程第8 昭和61年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	64 ペ

○ 日程第 9	昭和61年度和泉市歳入歳出決算認定について	67 頁
○ 日程第 10	決算審査特別委員会設置について	90 ヶ
○ 日程第 11	決算審査特別委員会委員の選任について	91 ヶ
○ 日程第 12	専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）	92 ヶ
○ 日程第 13	専決処分の承認を求めることについて （交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）	93 ヶ
○ 日程第 14	専決処分の承認を求めることについて （昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第3号））	96 ヶ
○ 日程第 15	工事請負契約締結について （（仮称）市立コミュニティ体育館新築工事）	99 ヶ
○ 日程第 16	工事請負契約締結について（（仮称）永尾団地8棟建設工事）	107 ヶ
○ 日程第 17	工事請負契約締結について（幸第二団地13棟建設工事）	107 ヶ
○ 日程第 18	財産取得について（和泉市立光明台中学校校舎）	112 ヶ
○ 日程第 19	財産取得について（和泉市立光明台北小学校校舎ほか）	112 ヶ
○ 日程第 20	市道の路線認定について（山の谷6号線）	115 ヶ
○ 日程第 21	市道の路線認定について（旭町1号線及び旭町2号線）	115 ヶ
○ 日程第 22	市道路線の廃止及び認定について （阪和東側1号線及び池上町5号線）	126 ヶ
○ 日程第 23	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	128 ヶ
○ 日程第 24	泉大津和泉都市計画事業第二阪和国道豊中土地区画整理事業の施行に関する事務委託の廃止について	133 ヶ
○ 日程第 25	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	134 ヶ
○ 日程第 26	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	144 ヶ
○ 日程第 27	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	152 ヶ
○ 日程第 28	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	154 ヶ
○ 日程第 29	昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第4号）	156 ヶ
○ 日程第 30	昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	176 ヶ
○ 日程第 31	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	178 ヶ
○ 日程第 32	昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）	180 ヶ
○ 日程第 33	昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）	181 ヶ
○ 日程第 34	光明台北小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	183 ヶ
○ 日程第 35	国保制度にかかる厚生省改革案に対する決議	185 ヶ
○ 日程第 36	固定資産税の据置きを求める意見書	186 ヶ
○ 市長閉会あいさつ		187 ヶ
○ 議長閉会あいさつ		188 ヶ
○ 閉会宣言（午後4時57分）		188 ヶ

第 1 日



昭和62年12月15日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	西口平和君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君

欠席議員(2名)

2番	奥村圭一郎君	13番	貝渕博治君
----	--------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助収入長	長	池田忠雄	総務部	理事長	塚孝利	之治
役役	役	坂口禮之助	総務部	次長	森奥	彦富
市長公室長	長	中冢白	総務部	次長	阪村	豊光
市長公室理事	事	杉本弘文	財政課	長	橘昭	彦夫
市長公室理事	事	逢野一郎	同和課	長	本田	豊昭
市長公室理事	事	神藤恒治	対策部	長	橋生	田稔
市長公室理事	事	隆琦大我	同和部	事長	向井	洋也
秘书人企画	課長	稻田順三	対策部	次長	川中	助美
秘人企画	課長	井阪和充	福祉事務所	所長	中原淳	也助富
総務部	長	西岡正徳	福祉事務所	次長	中上好	好美
		今村堅太郎	市民生活部	長	岸田秀仁	仁
		麻生和義	市民生活部	次長		

*備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

和烏吉噶活潑清潤 | 七 聲 共 集

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

雄隆保
敦茂茂光
野原中谷之上之井

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月15日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		議席の指定について	別 紙
2		会議録署名議員の指名について	
3		会期の決定について	
4	議会議案第13号	常任委員会の選任について	別 紙
5	議会議案第14号	特別委員会委員の選任について	別 紙
6		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和62年12月第4回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 16番 天堀 博 議員

1. 教育行政について

(1) 学校施設等について

イ. 教職員の便所について

ロ. 学校警備について

ハ. ビデオ等の備品について

(2) 教職員の待遇改善について

イ. 研修費の増額について

ロ. 被服費の支給について

(3) 児童、生徒の予防接種について

2. 泉北環境ゴミ焼却場余熱利用について

(1) 計画の具体化について

② 6番 赤阪 和見 議員

1. 和泉市の記録とバックデーター保存について

- (1) 基準的な考え方について
 - (2) 保存方法・分類・分別その他について
2. 緑と自然の重要性について
- (1) 各開発地域の自然の今後について
 - (2) 都市緑化、街路樹について
3. 市民サービス行政について
- (1) 移動窓口サービスの実施について

③ 17番 西村慎太郎 議員

- 1. まちづくりについて
 - (1) 市民合意のまちづくりについて
 - (2) 和泉府中駅前再生計画について
 - (3) 市内小売業者の活性対策について
 - (4) 自転車対策について
- 2. 福祉行政について
 - (1) 福祉会館の運営について
 - (2) 福祉手当と補助金の併給について

(午前10時05分開議)

○ 議長（池辺秀夫君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年の瀬も押し迫り公私何かとお忙しい折にもかかわりませず多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは21名でございます。欠席届け出の議員さんは貝剣議員さん、奥村議員さん、遅刻届け出のある議員さんは西口秀光議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和62年第4回定例会を開会いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷

配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（池辺秀夫君） この際、市長よりあいさつ及び所信表明の願い出がありますので、これを許可いたします。

（市長登壇、あいさつ及び所信表明）

○ 市長（池田忠雄君） 昭和62年第4回定例会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、本年最後の定例議会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわりませず多数御出席を相賜りましたことを心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。

今回、御提案を申し上げます議案は、昭和61年度和泉市歳入歳出決算認定、昭和62年度一般会計補正予算外議案18件、報告3件、監査報告6件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決、御承認を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、貴重なお時間を拝借いたしましてまことに恐縮とは存じますが、議長さんのお許しをいただきまして一言、御礼並びに所信の表明を申し上げ、議員皆様方の御理解と御協力を相賜りたいと存じます。

去る11月の市長選挙に際しましては、議員皆様方を初め市民皆様方の温かい御支援、御信任を相賜り、引き続き市政を担当させていただくことになりましたことは、まことにありがたく身に余る光栄でございまして、私に課せられた責務の重大さをひしひしと痛感をいたしております。衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

私は、昭和50年12月に和泉市政の重責を担って以来今日まで、常に信念、誠実、実行をモットーといたしまして、市民本位の市政の実績の上に立ち、市民の立場で調和と活力ある人間都市和泉を目指しまして、潤いと連帯感あふるる生き生きとしたふるさとづくりにこころの努力を重ねてまいりました。おかげさまで21世紀に向け第2次和泉市総合計画に基づく明日の夢とロマンを秘めた和泉中央丘陵ニュータウンも着々と建設が進められ、また、かねて構想を進めてまいりましたコスモポリス計画も去る10日、関係各位の深い御協力を得まして、「株式会社いづみコスモポリス」の設立を見るに至りました。また、週休2日制の定着という時代の波に合わせて発表いたしましたラーバン・ライフ・リゾート構想につきましても一段と研究を深め、その実現への夢が大きくふくらむ等、市民福祉の向上、広い文化の振興、都市基盤の整備、生活環境の整備等々、一連の成果をおさめさせていただきました。これひとえに市議会皆様の深い御理解と積極的な御支援、御協力並びに広範な市民皆さんの温かいお力添えの

たまものと重ねて敬意と謝意を表する次第であります。

しかしながら今日、21世紀に近づく中、時代の流れは大きく変ろうといたしております。高齢化社会への進行、高度情報化社会と技術革新の到来、そして、国際化の進展など相関連する多くの課題を抱え、国、地方とも新たな試練に立たされていると申せましょう。このような非常に厳しい状況が続くものと予想され、われわれ地方自治体にとりましても予断を許さない情勢であります。

一方、本市の財政は御承知のとおり体質的には脆弱であり、経常収支比率も高く、財政健全化に向けさらに英知を傾けて財政秩序を乱さず、着実に施策を進める中で大変な発想も必要かと存じております。こうした中、私は絶えず自重自戒を重ね、たるみをなくし、綱紀を厳にし、行革の理念を体しつつ効率的な行政の確立を図り、14万4,000市民皆さんの期待と信頼におこたえすることができますよう、初心を忘れることなく最善の努力を重ねてまいる決意であります。

本市も市制施行32年を迎えるとい歴史と伝統に培われた和泉市政を引き続き担当させていただくて当たり、今後の町づくりを進めるにつきまして6項目の基本目標とその内容を御説明申し上げ、議員皆様方の御理解、御協力をお願ひする次第であります。

まず、第1点目は、緑豊かな活力あふるる調和のとれた町づくりであります。緑豊かな自然環境は、人々の心に潤いと安らぎもたらすものであります。これら恵まれた自然環境を生かし、自然と開け行く都市との調和を図りながら、文化の香り高い「住んでよかった和泉市」を目指して積極的な町づくりを進めてまいりたいと存じます。特に現在、昭和65年春の町開きを目指し開発が進められております和泉中央丘陵の副都心づくりを核といたしまして、泉北高速鉄道の本市域への1駅延伸の実現を初め、幹線道路網の整備、大学の誘致など、総合的、計画的な町づくりを進め、活力ある泉州の中核都市を目指しまい進いたします。

第2点目は、教育文化都市を目指しての町づくりであります。21世紀を担い、国際社会の中でたくましく活躍できる個性的で心豊かな青少年を育成していくことが何よりも大切であると考えております。そのため教育の基礎をなす学校教育の一層の充実を期するため、教育委員会並びに関係諸団体との連携を密にしながら引き続き教育施設の整備に努めるとともに、教育内容につきましても知育、体育、德育に力を注ぎ、質的向上に最大の努力をいたしまります。特に高度な教育環境を創出するため、中央丘陵内の研究学園ゾーンでの（仮称）医療福祉短期大学の誘致を初め、さらに、大学など高等教育機関の誘致に努めてまいります。

また、光明池地区でのスポーツ、レクリエーション、コミュニティ機能を備えた都市的施設として、（仮称）市立コミュニティ体育馆建設を促進いたしますとともに、広く生涯教育と

いう観点から全国の誇り得る久保惣記念美術館や市民の交流の場であるコミュニティセンター等を活用するなど、なお一層社会教育活動や文化施策の促進に努め、市民の自主的なスポーツ、文化、芸術の振興を図り、教育文化の香り高い町づくりを進めてまいりたいと存じております。

第3点目は、健康で生きがいのある町づくりであります。すべての市民が生涯にわたって生きがいを感じ幸せな生活を営むためには、まず、健康の保持が大切であります。市民の健康と生命を守る地域医療の基幹病院として、市立病院機能の一層の充実を図るとともに、疾病の早期発見、予防対策の重要性にかんがみ、保健センターを拠点として市民の健康保持、増進に努めてまいります。

また、21世紀初頭には、本格的に到来が予想される高齢化社会に備えるため、積極的な老人福祉対策を進めてまいることはもちろんのこと、障害者など社会経済情勢の変動を最も受けやすい人々に対してもより細かい配慮を行い、心の触れ合いを基本としたきめ細かな社会福祉の拡充を図るとともに、このたびオープンをいたしました総合福祉会館を社会福祉活動の拠点として市民福祉の向上に努めてまいる所存であります。

また、週休2日制の定着、安定成長下における余暇の増大等に伴って、その過ごし方も著しく変化しつつある今日、本市では、かねてから21世紀に対応する広域的な総合健康運動センター構想の策定に取り組んでまいりましたが、この基本構想を踏まえ、一大リゾート拠点となるラーバン・ライフ・リゾートの実現に取り組み、健康で生きがいのある町づくりの推進に努めるものであります。

第4点目は、都市基盤、産業基盤を確立して活力と魅力ある町づくりであります。より快適な住みよい町を築くためには、上下水道や道路、公園などの都市基盤の確立が必要不可欠であります。公共下水道、道路などの整備には、長い年月と膨大な財源を要しますことから、事業の財源確保につきましては関係機関へ積極的に働きかけ、総合的かつ計画的な都市基盤整備を進めてまいりたいと存じております。

また、円高構造不況に苦しむ地場産業の活性化を図るため、商工会などと緊密な連携を図りながら、特定不況対策や中小零細企業への融資、経営改善指導などを実施し、商工業の一層の振興に努める所存であります。

府中駅東の整備につきましては、本市の玄関口にふさわしい再開発を進めるため計画的に取り組んでおります。

また、関西国際空港建設をインパクトとして進めてまいりましたコスモポリス構想につきましては、このほど「株式会社いすみコスミポリス」の設立を見るに至りました。今後、周辺地域との調和のとれた町づくりを目指し、用地集約に向けて本格的な事業活動に取り組んでまい

りますとともに、企業の研究所や先端技術産業を中心とした産業団地の早期実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

また、農林業につきましても、農地や山林の保全育成を図るとともに、農業基盤の整備など地域の実態に見合った地域総合農政を推進し、生産性の高い都市近郊農業の確立と自立経営農家の育成に努めてまいりたいと存じております。

第5点目に、平和と人権が尊重される明るい心の触れ合う町づくりであります。連帯感と信赖感に満ちあふれた心触れ合う地域社会をつくるためには、何よりも市民一人一人がお互いの人権を尊重し合うことが大切であると考えるものであります。このたび、核兵器廃絶平和都市宣言の理念を体しながら、基本的人権が尊重される人間都市を目指しまして、差別のない明るい町づくりに一層の努力を重ねてまいります。

国民的課題である同和行政につきましては、同和教育推進協議会を初め関係諸団体と力を合わせ、人権意識の高揚と啓発活動に一層の強化を図ってまいりますとともに、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、積極的な取り組みを進めてまいる所存であります。

最後に第6点目として、財政の確立と市民サービスの向上を図る町づくりでございます。本市の財政環境につきましては、市議会を初め市民各位の深い御理解と御協力によりまして健全化に向け不断の努力を重ね、財政力の回復を図ってきたところでありますが、体质的には脆弱であり、依然として厳しい状態にあります。今後とも国、府に対し交付税の増額、超過負担の解消を強力に働きかけ、歳入の確保に努めてまいることはもちろんのこと、引き続き行革の精神を体し、経常経費について一層の節減合理化を強力に推進し、まさに限られた財源の効率的な配分に創意工夫をこらし、市民サービスの向上に最善の努力を尽くす決意でございます。

以上、今後取り組むべき政策の基本目標について所信の一端を申し述べさせていただきました。また、政策の実行に当たっては、市議会における各党、各会派の御理解と御協力をちょうだいいたし、常に市民皆様の声に耳を傾け、英知を集め合意を求めながら市政を進めてまいる所存であります。

しかしながら、現下の地方自治をめぐる情勢はますます厳しさを加えており、なお克服すべき幾多困難な課題も山積みをいたしております。私は、これら諸問題の解決のため、調和と活力のある人間都市和泉を目指し、全身全霊を傾けて市政運営に取り組む決意であります。何とぞ議員皆様方の深い御理解と御支援、御協力を重ねてお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼並びに所信の表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

なお、坂口助役が病気療養のため本会議を欠席させていただかざるを得ないことに相なりましたが、何とぞ御了承を相賜りますようよろしくお願ひを申し上げる次第であります。

御清聴をいただきまして、まことに貴重な時間をありがとうございました。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつ及び所信表明が終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「議席の指定について」を議題といたします。

議席の指定について

和泉市議会議規則第3条第3項の規定により議席を次のとおり指定する。

昭和62年12月15日

和泉市議会議長 池田秀夫

記

5番 西口平和

本件につきましては、去る11月15日の補欠選挙におきまして当選されました西口平和君の議席の指定を行りものであります。議席は、議規則第3条第3項の規定により、議長において議席番号5番に指定いたします。

ここで、西口平和君を御紹介いたします。

○ 5番（西口平和君） よろしくお願ひいたします。（拍手）

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、議規則第103条の規定に基づき、22番・西口秀光君、23番・柳瀬美樹君、番・大谷昌幸君、以上、3名の方を指名いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月18日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。本定例会の会期は、本日から12月18日までの4日間と決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第4「常任委員会委員の選任について」及び日程第5「特別委員会委員の選任について」を一括議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

議会議案第13号

常任委員会委員の選任について
和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により委員を選任する。

昭和62年12月15日

和泉市議会議長 池辺秀夫

建設水道委員会委員

議会議案第14号

特別委員会委員の選任について
和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により委員を選任する。

昭和62年12月15日

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

交通公害対策特別委員会委員

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

土地開発公社特別委員会委員

○ 議長（池辺秀夫君） 本件につきましては、さきの議会運営委員会において御了承を賜っておりますので、私より選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、私より選任させていただきます。

建設水道委員会委員に西口平和君、交通公害対策特別委員会委員に貝渕博治君、和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に西口平和君、土地開発公社特別委員会委員に貝渕博治君、以上のとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、ただいま申し上げましたとおり選任することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第6「一般質問について」を行います。

最初に16番・天堀 博君。

（16番・天堀 博君登壇）

○ 16番（天堀 博君） 16番・天堀です。通告の要旨に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、教育行政についてであります。子供たちの健やかな成長を願うのはだれしもが同じであります。また、幼少年期に与えられた影響といふのは、その後の生涯にわたって重要な影響を与えるものであります。そのためにも子供たちに行き届いた教育を保障することが大切であり、さらに、それを学校現場において実践していく教職員の活動を十二分に保障し、職場における労働条件の改善をしていかなければならぬとも考えるわけであります。

そこで、お伺いをいたしますが、1つ目は、学校施設についてであります。まず、第1点目は、教職員の便所であります。現在、男女公用のため非常に先生が困っておられる学校があるようあります。そこで現在、小学校19校、中学校9校のうち、男女公用のままになっているところがどことどこかということでお聞かせ願いたいと思います。改めて男女公用の便所を改善する必要性については、ここでは述べないことにしておきます。2つ目は、さらに改善の見通しについてでありますけれども、それぞれ述べていただきたいと思います。

次に、学校警備についてであります。特に機械警備についてであります。まず、機械警備をしている学校は、小中学校それぞれの名称を挙げていただきたいと思います。2つ目は、当番の先生が後まで残って機械警備のセットといふか、準備をしなければならないなどで大変現場で負担になり、困っておられる様子であります。これらについての改善の方途や方法を考えておられるのかについてお聞かせを願いたいと思います。

次は、3点目のビデオなどの備品についてであります。現在、テレビはほとんどの教室に備えられていると聞いておりますが、先生の方でビデオのよい教材があるからといってビデオをかけたくとも、教室にビデオがないためにそれを使用することができないという状況があるようあります。すべての教室にビデオを備えることを基本にして現在、その実態をつかんでいるのかどうか。また、それらへの対応をどう考えておられるかについてもお聞かせを願いたいと思うわけであります。

次は、2点目の教職員の待遇改善についてであります。まず、研修費でありますけれども、

教育公務員特例法第3章で「研修」が挙げられております。第19条では、①「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定され、②「教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」さらに、次の第20条では、研修の「機会」についても規定されてるところであります。

私が今回、出しております研修費につきましては、単にここで述べられているのは研修費の問題だけではありませんけれども、今回は、これに限ってお伺いをしたいと思うわけであります。現在、和泉市における教職員の研修費についてはどの程度支給されているのかということと、阪南各市の実態をつかんでおられれば御報告を願いたいと思います。

次の「ロ」の被服費の支給についてであります。これは正確には被服の貸与ということになりますかと思いますけれども、教職員には特別の制服というものは現在ありません。自前の服装で学校現場で働いておられるわけであります。しかも、体育や動きの激しい動作などをやればやるほど、その痛みも激しい状況になってきます。ところが現在、和泉市においては、学校現場での先生方に被服の貸与あるいは手当が支給等されておりません。そういう点での考え方についてお伺いをしたい。さらに、近隣各市ではどうなっているのかという点についても、知つておれば御報告願いたいと思います。

(3)の児童生徒の予防接種についてであります。現在、予防接種を行っている種類を述べていただき、そのうち父兄負担になっている有料分と無料で接種されている分について、その種類別に述べていただきたいと思います。さらに、有料分をすべて無料にすればどれくらいかかるかということであります。これはできればそれぞれの種類別について幾らぐらいかかるか、トータルでどうかという点についてお伺いをしたい。さらに、無料化していく考え方についてお伺いをいたします。

大きな2点目ですが、泉北環境整備ごみ焼却場余熱利用についてであります。特にその計画の具体化についてお伺いをしたいと思います。

泉北環境整備施設組合の方でこのことに関して調査費が付き、一部地域の方々への説明もなされているかと聞いております。今後、実際に新炉への転換は一定の経過があろうかと思いますが、行政側から見ていよいよ実際の段階に踏み切っていくという時期であります。それでは、その余熱利用したボイラーからの給湯を受けて、どんな種類、規模の施設をどうつくっていくかということ、いわゆる受け入れをどういうふうなものにしていくかが問われてきているときであります。その具体化がされていかなければならない段階だと思いますが、どのように対処されているのか、直接的に深いかかわり合いのある地元和泉市としての考え方をお聞かせ願い

たいと思います。

質問の要旨は以上であります、答弁によりましては自席からの再質問をさせていただきます。できる限り1時間以内におさめたいと思いますが、議長におかれましては、時間延長の方もお考えを願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 管理部長（逢野博之君） 教育行政についての天堀議員さんの御質問に対しまして、教育委員会管理部長逢野から御答弁を申し上げます。

まず、第1点目の学校施設等のタイトルの中で教職員の便所についてでございます。端的な御質問でございます。現在、教職員の便所を共用いたしている学校はどこか、ということでございます。小学校で名前を申し上げますと、国府小学校、伯太小学校、北池田小学校、北松尾小学校、南松尾小学校、南横山小学校、幸小学校、黒鳥小学校、和気小学校。中学校は1校で南松尾中学校でございます。

それから、これに対する改善見通しであります、現状、これらの学校現場におきましては、男子の先生方については、子供用の便所を使用願っているところであります。今後の改善見通しといたしましては、御承知のように学校間格差を解消するため、いろいろと国の施策にのっとりまして大規模改修事業で増改築事業を実施しております。今後の事業計画の中でこれらの解消に当たっていきたいという考え方でございます。

2点目の学校警備でございますけれども、現在、機械警備に切り替えてございますのは、昭和61年度に光明台北小学校を実施いたしました。引き続きまして、62年度におきまして信太中学校を機械警備で実施してございます。それに基づく教職員の負担問題も指摘されているところでありますが、教育委員会といたしましては、基本的な御要望と理解するところでございまして、学校運営に支障を来さないよう現在、検討を重ねているところであります。

3点目のビデオ等の備品の問題でございます。各学校のビデオデッキの利用数について私の方で調査したところ、全校とも保有はいたしておりますけれども、小学校は最低2台から最高11台、合計小学校で75台。中学校では最低2台から最高10台、合計35台でございます。この備品の教材費として学校別に予算が出ております状況を申し上げますと、備品の購入につきましては、毎年度、教育委員会から一定の基準もって予算配当をいたしております。その中で各学校では、先生方の協議によりまして必要な備品を購入していただくことで、その学校の状態によって希望する備品が違ってまいります。その実態の中からこういう学校間格差が出ているわけでございます。基本的に視聴覚教育がいろいろ呼ばれている中、今後ともビデオデッキにつきましては、各学校の要望をできるだけ取り入れて対応していきたいというこ

とお願いをいたしております。

2番目の大きなタイトルでございます教職員の待遇改善の第1点、研修費の増額の問題でございます。阪南の実態はどうか、ということでございますが、私の方で最近、62年度の実態を調査いたしましたところ、この近辺3市の例を申し上げますと、泉大津市が9,000円、高石市8,000円、岸和田が7,000円、本市の場合は5,000円でございます。先ほども先生が御質問の要旨でも申されておりましたように、教職員の研修義務につきましては、教育公務員特例法に示されておりまして、本市においては、教育委員会独自で主催する研修会、それから各校で行われる研修会、その他研修機関に委託している研修会等がございます。

ここで申されております研修費につきましては、本市では、教職員の専門的な資質を養うための研修費補助として、1人年額5,000円の図書券を支給しているものでございます。これにつきまして今後、増額の考え方でございますが、一応、教育委員会の考え方を申し上げておきますと、単に他市との支給額の比較だけではなく、学校長の意見、それから支給の効果等に着目をいたしまして今後、検討を重ねてまいりたいということでございます。

次の被服費の問題でございます。近隣都市の実態でございますが、府下的に申し上げますと、府下30市で支給しているのが26、支給していないのが4市ということでございます。先ほど申し上げました研修費と同様、この近辺では高石市、泉大津市、堺市の例を申し上げますと、高石市では2,800円相当のもの、泉大津市では6,000円相当、堺市では2,400円相当のものを支給しているのが実態でございます。

これに対する考え方でございますけれども、本市におきましては、教職員に対する被服の貸与規定がございました。昭和47年に制定いたしまして、58年度までこの規定に基づいて一定の支給をしてきたわけでございますが、先生も御承知のように、58年度における財政健全化計画の中で一応物件費対策として、当時の財政実態からやむを得ない措置として御理解をいただいてまいりました。予算編成時期を迎える中、各学校長並びに関係諸団体から多種多様な御要望をいただいておりますが、限られた財源の中でございますので、教育委員会といいたしましてもその対応に苦慮いたしておりますところでございます。この問題につきましても、教育費全体の中での緊急性、必要性について十分検討をしてまいりたいということで、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 健康課長（池辺修次君） それでは、3番目の児童生徒の予防接種につきまして、健康課池辺より御答弁いたします。

小中学校で実施しております予防接種種目につきましては、6年生を対象といたしましたジフテリア、破傷風と中学2年生の女子生徒を対象といたしました風しん、小中学校児童生徒を対象とした日本脳炎、インフルエンザでございます。このうち有料の予防接種種目につきましては、風しん、日本脳炎、インフルエンザの3種でございます。これらについての費用がどれくらいかかっているか、という点でございますが、61年度の実績で日本脳炎におきましては、医師及び介助者の報償費並びにワクチン及び注射器等医薬材料費を含め788万9,650円、風しんにつきましては153万8,350円、インフルエンザ1,629万7,324円、合計2,572万5,824円の費用がかかってございます。

これについて無料化に向けての考え方でございますが、現在、予防接種費用の徴収につきましては、予防接種法第23条の規定に基づきまして実費徴収を行っているものでございます。先ほど述べましたように、61年度実績で2,572万余円の費用がかかっている実情でございますが、先生の御意見につきましては他の要望等も多々ある中、全体の中で十分検討させていただきたいと思いますので、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 環境衛生課岸田より、大きな2点目の泉北環境ごみ焼却場余熱利用につきましてお答えいたします。

ごみ焼却場の旧炉更新に伴います新炉建設による余熱利用につきましては、かねてより議会において御意見もいただいており、本市といたしましても、泉北環境整備施設組合に要望を行う等意見の調整を図ってまいりました。また、本年9月には、信太校区から泉北環境整備施設組合管理者及び和泉市長あてそれぞれ要望書が提出されたところでございます。

泉北環境では、本年度において新炉建設に伴う余熱利用施設の設置につきまして、予算200万円の調査費を計上し種々検討を進めてまいり、余熱利用が可能な付加設備として25m6コース程度の温水プールへ給湯ができる耐熱ボイラーの焼却場への設置を研究しておりますが、焼却場外への給湯につきましては、1点目として、泉北環境整備施設組合の規約上の問題がございます。2点目として、余熱利用施設建設に対する補助金獲得問題がございます。3点目といたしまして、3市間の物理的な利用度合いが一定でないという問題がございます。それらの理由によりまして、泉北環境整備施設組合が事業主体となって、焼却場外への給湯施設の建設及びその管理運営を行っていくことが非常に困難であるとの見解を示しております。

泉北環境が事業主体となることができないならば、3市のうちいずれかの市が窓口となって事業の具体化を図ってまいる必要がございます。今後、本市といたしましては、3市共同の事業であるとの認識を持ちながら、本市地元住民の要望でもございますので、余熱利用施設設置

計画の早期具体化に向けて、泉北環境及び泉大津、高石2市との協議を積極的に行ってまいりたいと存じます。よろしく御理解をいただきますようお願ひいたします。

(議長退席、副議長着席)

○ 副議長(田中昭一君) 天堀君。

○ 16番(天堀 博君) まず、トイレの問題でありますけれども、大規模改修をやっていく中で共同使用の便所を解消していきたいということですね。中学校は1校だけですから時期的にそろ長くかからないと考えますが、小学校は9校残っているとすれば、大規模改修で年次的にはどの程度で改修されるのかという点ですね。9校もありますからね。その辺が1つ。それから、聞き漏らした点がありますが、例えば伯太小学校などは大規模改修が終わっているわけでしょう。こういうところについてはどう対処するのかということです。この点をお聞きしたい。

それから、学校警備の問題ですが、警備が先生方の負担になっているということは認識しておられると思うんですが、この点、他市では先生方に任さず、要員を配置してやっているところがあります。現場の実態としては、会議があったり、子供を残して特別に補修授業をするとか、いろんな個人的な指導が必要なことで遅くなったりの場合、当番の先生は、その人たちが帰るまで帰れないという状況です。特に冬場なんかは真っ暗ですからね。女性の先生方なんかは大変困っておられます。その点では、要員の配置をしていただきたい。

いま、2校が機械警備を実施されているということですが、教育委員会の方針としては、以前、他の議員さんからの質問の中でも答弁がありました。今後、機械警備に切り替えていくというのが基本的な方針だそうですね。これは人的警備と機械警備のどちらがいいかという論議は避けますが、機械警備にしていくということであれば、できるだけ今後進めていく上からも、スムーズに現段階でこういう点を解消しておかなければ、教育現場の先生方の反発もよけいに出てくるのではないかと思います。この点では、要員配置その他の考え方があるのかどうか。先ほどの御答弁では、学校運営に支障を来さないように検討していく、というような漠然とした状況でしたので、実際に学校の管理者の校長先生あるいは教頭先生が残るか、あるいは要員を付けるかしないと、一般的の先生方のよけいな負担が出てくると思いますので、その辺での要員配置の見通しなりのお考えをお聞かせ願いたい。

それから、ビデオの件ですが、すべての学校にビデオが設置され、大体、1校に2台ということですが、この差については、言われるように備品費の使い方の問題がそれぞれの学校によって違うということです。そう言われれば、こちらも引っかかるてしまうがないのは、備品費そのものに問題があると思います。学校現場において十分な備品費が行き渡っているかという

ことなんです。決してそうじゃなくて、備品費そのものが少ないために、緊急性を要するものやせひ必要なものを先に買うということになると思います。そうすると、ビデオが後回しになってくる。

現在、視聴覚教育が叫ばれています。最近の子供さんにとっては、テレビなどいろんなものが普及している関係から、目で見る教育の充実のために教室にテレビを備え付け、N H K の教育テレビその他の導入も図っていると思います。その点では、いい教材であるビデオをフルに有効に活用するビデオに頼る傾向がふえておりますので、本来、ビデオの設置が後回しになつてはいけないんですが、備品費が少ないところに問題もあると思います。その点については、どういう方法でそれをふやしていくのか、その点での考え方を再度お聞かせ願いたい。また、多いところでも学校が備品費の中から買っているところと、こういっては何ですが、P T A とか父母の御寄付によるものもあるという実態もつかんでおります。その点では、2台から1台と差がありますが、これは単に考え方の違いということだけではないと思います。その辺のお答えを再度お願いしたい。

それから研修費ですが、和泉市は5,000円ということですが、こちらの調べでは図書券で5,000円ですね。それから近隣の例で、泉大津、高石、岸和田を挙げられましたが、泉大津は9,000円のうち現金で5,000円、4,000円が図書券だと思います。高石は8,000円の図書券。岸和田は7,000円の図書券ということです。それぞれの市においては、例えば岸和田は7,000円の図書券にプラス職員厚生会の研修に使える補助が3,500円。ずっと見ますと、堺などの1万3,000円の図書券と職員厚生会補助が2,500円と大きい。これらを除いて阪南各市の実態を見ても、和泉市の5,000円は低いですね。

この増額については、非常に格好のええことを言われましたが、他市との単なる比較ではなく、校長の意見とか効果を十分に見ていく必要があると言われました。確かにそうです。与えればそれでええというものではないと思います。しかし、それにしても和泉市の5,000円は、他市に比べて極端に低いんではないかと思います。単に校長の意見とか研修費支給の効果とかだけでなく、考え方という点でちょっとぐあいが悪いと思います。

それから被服費。これも支給されてないところが4市のみ、その中に和泉市が入っています。いま、御答弁がありましたように、47年から支給されてきたが、53年の財政自主再建3カ年計画が出された当時からというお答えですから、54年度から何もなくなったということですね。現在の財政状況は、確かに市長や総務部長が以前から答弁されているように、黒字やと言うても財政基盤が脆弱ということですが、それでも好転はしているわけでしょう。その点からすれば、全員に支給するとなるとかなりの額になるとは思いますが、このままで9年間、止

まったくまことにいうのはね。一応、再建ができたというふうに考えておられるわけですから、そのまま元に戻すかは別にして、一考しなければならないと思います。ちなみに、これはどこの管轄になるのか、一般の市の職員の方々の場合はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、予防接種ですが、日本脳炎、風しん、インフルエンザの3種が有料になってるわけですね。端数は別にして、61年度実績の日本脳炎が788万余円という金額は先生方の費用も含めたものか、それとも、注射液などの実費を徴収しているのか、その点が1つ。また、他市の例が出されておりませんでしたので、近隣の都市ではどんなふうになっているのか、お答え願いたい。これも財政状況の中から出てきた要素がかなりありますので、負担をさせない方法を考えていただかなければいけないと思います。先ほどの答弁では御理解願いたい、ということだけでどうも答弁になってないと思いますので、その辺も再度お聞かせ願いたい。

それから、泉北環境の問題では、やはり一番の基本的なネックは事業主体の問題ですね。私も泉北環境へ派遣議員として行っていたときもいろいろ論議しましたが、泉北環境整備施設組合そのものは、ごみや下水処理が仕事であって、それ以外のこととは法的な問題もかかわってくるという点、先ほど出された補助金の受け入れという問題からも、事業主体をどこにするかということがあろうかと思います。私から言わせれば、先ほどの質問の趣旨説明でも言いましたように、地元和泉市としては何かこの際、積極的に考えていかなければどうにもならない。どうも積極的な方向性はあるようですが、いよいよいまの段階にきて具体的に踏み込んでいかないとなかなかむずかしいと思います。

ただ、3市間の物理的な利用の問題、例えば泉大津がどうのということはあると思いますが、これは3市が共同でやっていく事業ですから、トップの話し合いとかで詰められるんじゃない。泉大津にはし尿処理場がございますので、それに対する周辺整備問題も今までから出でますし、多少形は変わっても基本的には同じ考え方だと思います。しかも、町の真中にそれぞれがなってきていますしね。汐見町は海辺ですが、どんどん住宅が建ってきているということからすれば、いずれにしても、市街地の中でそういう処理をしていかなければならないという基本的な問題は同じです。臭いややす、煙や騒音も出さない上、しかも、周辺も得があるという方法もとつていいかないと。そりなると和泉市の場合、もっともっと積極的に大いに足を踏み込んでやっていくという姿勢が必要ではないか。確かに泉北環境にも負担をさせなければなりませんが、和泉市としての積極姿勢も大事だと思います。その点では、具体的にスタッフを編成してやっていくという段階に至るのかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

以上、再質問をさせていただき、答弁のいかんによっては、また質問をさせていただきます。

○ 管理部長（逢野博之君） それでは、再質問がございましたので、御答弁させていただきます。

まず、便所の問題に関連いたしまして、小学校で9校あるわけでございますけれども、これの年次的な解消計画ということでは、私が先ほど大規模改修の中で取り上げていきたい、という御答弁をさせていただきました。大規模改修という形の中での現在の教育委員会の考え方でございますが、毎年2校程実施していきたいと考えてございます。その実施順位につきましては、おのずから学校現場の実態を勘案いたしまして、それなりに古く痛んでいるところから実施をしていきたい所存でございます。

それから、伯太小学校につきましては、大規模改修は終わっているがどう対処するのか、というお尋ねでございます。御指摘のように、確かに62年度で伯太小学校の大規模改修は終わってございます。この中で男女別々の便所は実施されてないわけですが、御承知のように伯太小学校につきましては、もう1棟空き教室が生じている棟については未実施でございます。空き教室と申しましても、それなりに特別教室等に有効活用を図っているわけでございますが、限られた財源の中、いままでは普通教室として毎日授業に使っておる教室を中心て大規模改修を実施してまいりました。もう1棟の古い校舎が残されているわけでございます。これも一定の児童生徒の見定めができる段階で結論を出していきたいと考えております。そういうことで残すとなれば、それなりの改修も必要になります。また、運動場の関係から取り壊しとなれば、その時点で便所の問題も解消していきたいと考えております。

それから、学校警備の問題でございますが、他市では、人的な要員も配置して機械警備に切り替えていいるところがあるということでございますが、全くそのとおりでございます。いろいろと人的警備との併用の問題につきましては、基本的には学校の要望と申しますか、先ほども私が触れましたが、教職員の自主的な教育活動が保障されるべきである。また、教職員の勤務の負担の増大をもたらさないということが1つの前提になってございます。現在、実施しておりますのは2校でございまして、それなりに実施した学校の具体的な裏付け等についても、私どもの方で調査をいたしております。また、その実態等も勘案いたしまして、それなりの対応を考えてまいりたいということでございます。

それから、ビデオの問題でございますが、確かに先ほど申し上げましたように、学校配当に基づく学校裁量による購入でございますので、学校間において差異を生じております。また、PTAの御協力をいただいていることも事実でございます。御指摘いただきました総予算が少ないのでこういう結果が出ておるという御意見でございます。それも事実でございますけれども、学校におきましては、備品のみならずいろんな消耗品的な要望もございます。先生の御意

見を体しまして、今後、できるだけそういう備品の充実に向け努力をしてまいりたいということでおろしくお願ひを申し上げます。

それから、研修費の問題でございますけれども、これも他市の例から見て和泉市が5,000円ということは、金額面からすれば一番低うございます。府下で未実施のところも2市あるわけでございますが、先ほどの備品の問題と同様、58年度に財政再建計画の中で御理解をいただく中、打ち切ったという経過もございますけれども、その後、いろいろと研修そのものの事業でございます教職員の資質の向上を図るための大きな1つの要素になってございますので、財政当局とも協議をする中、61年度から復活されたわけでございます。そういう経過もございますので、一気に他市との金額面でのバランスで歩調を合わせということになれば、いろいろむずかしい問題もございます。先ほども申し上げましたように、一概に金額面だけの比較ということではなく、その効果そのものに着目しておるわけでございますが、半面、金額面のことなどございますので、その点は十分踏まえまして、今後、この問題に対処してまいりたいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、被服問題につきましては、これはちょっと一般職員との兼ね合いの問題もございますので、人事当局から御答弁させていただきます。

- 人事課長（西岡正徳君） 市職員の被服につきましてはどうなっているか、ということでございますので、人事課長からお答えいたします。

職員の被服貸与につきましては、和泉市吏員等被服貸与規程に基づきまして対応いたしております。男子の冬服につきましては4年間、女子事務服は冬2着6年間、夏服は2着で4年間ということで貸与しております。

- 健康課長（池辺修次君） 予防接種につきましては、有料は日本脳炎が1回300円、インフルエンザ150円、風しん500円でございます。61年度実績で徴収いたしました額は、合計で733万400円となってございます。

他市の状況でございますが、料金を徴収しているところは、本市を含めて5市でございます。無料化に向けての件でございますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、61年度実績で2,572万5,000円ぐらいの経費がかかっておる状況でございます。現在の財政状況の中では、その他の要望もたくさんございますので、全体の中で十分検討させていただきたいと思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 余熱利用施設建設の早期具体化に向けましては、泉北環境と銳意努力してまいりたいと存じております。

スタッフについては、現状の環境衛生課の職員がこれに取り組んでいきたいと思っておりま

すので、新たにスタッフの増員については考えておりません。

以上です。

- 16番(天堀 博君) トイレの問題は、解消していかなければならないという認識は持つておられるようですが、毎年2校程度の改修となりますと、伯太は別にして8校あれば4年間、相当長い期間かかるわけですね。これは教育委員会としては、できれば大規模改修をやっていく中での解消ということを基本にされているようですが、それはそれでいいとは言いませんが、それ以外の学校の一部改修なり工事があるとき、便所の改修もそれと同時にやっていくという方向を考え方として持っているのかどうかが1点。それから、伯太の例でいければ、大規模改修を終わっているあと1棟残っているので、児童の推移を見定めた上で改修をするときに同時にやるが、あるいは取り壊すかということですが、この見定めはいつごろになるのかということです。

それから、学校警備の問題ですが、自主的な教育活動を保障していくことと、教職員の負担にならぬことはならないということを基本にしているんだということですが、それでは、現状を教育委員会としてはどう見られているのか、全く支障がないと見られているのか、それとも、そうじゃないんだという認識の問題なんです。

研修費については、意見と要望を出しておきます。これは一気にできないと言われておりますが、すでに61年度から復活して61、62年度ときているんですから、それなりに効果ということを考えれば、一定の効果を見定めて増額の方向性をとってもいい時期ではないか。他市に比べても低いという点では、十分検討していく必要があると思いますので、これは要望します。

それから、被服については、ちょっと理解していく点があったんですが、一般職員の男子の場合は冬服で4年間、女子は2着支給で6年間、夏服についてはメモできなかつたんですが、そういうふうに一般職員については貸与され、貸与期間が過ぎれば自動的に支給ということになっているんですね。一般職員がそうなっているのに、教職員はなぜそりならないのかというところ辺が、これもおかしいと思います。学校現場での教職員の方は、制服を持ってやっているわけではない。しかし、いろんな痛みの問題がかかります。そういう点での被服費の支給というような面については、これも財政健全化計画という状況の中からも、先ほども言ったように支給を考えていく時期ではなかろうかと思います。そうなってくると、教育委員会よりは財政当局を責めるということになるので、そういう質問の仕方はしたくないんですが、教育委員会としては、そういう方向性を持ってやっていくということなのか、再度お聞きをしたい。

それから、予防接種は数字をもって出されたので確認だけですが、この3つの合計で2,572

万余円の費用が要ったということですが、児童生徒から徴収している合計額が733万円ということがあります。だから、全額を父兄負担にしているのではなく、一部負担ですね。この733万円の額を大きいと見るか小さいと見るかは別にして、子供の数からいければ1人500円とか150円。一気に無料化は望ましいが、それはなかなか大変だと思いますので、やれる部分から無料化していくべきではないか。これもやはりいろんな削られてきた経過もありますが、復活させていく中で徐々に全額無料化にする方向性をとっていくべきだと思います。これは全体の要望が非常に強いということもあるので考えていきたいというお答えをいただきましたので、早急に無料化をしていくべきだというふうに意見として要望しておきます。

それから、泉北環境の余熱利用の問題は、現状のスタッフでいくということですが、実際に踏み込んでいくことになれば、かなり具体的に補助金申請の問題とかいろんなことも出てくるわけです。その辺を泉北環境全体の仕事としてやっていくんだから、泉北環境にもお手伝いをしてもらうという考え方もあるかもしれません。同時に、実際に踏み込んでいく場合には、市としても積極的な方向でやっていかなければなりませんので、いまのスタッフでいくのも結構ですが、そういう位置づけをはっきりさせていくべきです。そうでないといよいよ進み、現実に調査費を計上された結果、25m、6コース程度のプールに対応する給湯ボイラーを設置するということでしょう。そして、お湯を出すというところまでできているわけですから、受け入れ体制、事業主体の面でも問題がありますので、もっと積極的にやっていくべきであると思います。この問題は、そういう段階だということで意見を申し上げておきます。

教育委員会に対する再度の質問に対する御答弁を願いたい。

- 管理部長（逢野博之君） ただいま再質問に御答弁申し上げます。

便所の問題でございますけれども、私が大規模改修事業という基本的な方向性を先ほど来申し上げました。いわゆる一般的な緊急性のある増改築等が生じました場合には、当該校におきまして、その問題も合わせて十分に検討してまいりたいと存じます。

それから、伯太小学校の一定の見定めの認識はいつか、ということでございます。御承知のように現在、学校教育のみならず、学校そのものにつきましても、生涯教育という観点から対応が叫ばれてまいっております。こういう条件も取り入れながら一定の見定めをさせていただきたいということですので、時期的な明確な年次につきましては、御容赦いただきたいと存じます。

それから、学校警備の問題につきましても、利用そのものを教育委員会として認識しているか、ということでございます。私が一定の検討をしてまいりたいという御答弁申し上げておりますのは、すでに実施しております学校も調査し、また、関係団体からの御要望もいただく中、

それなりの認識をいたしておる中で御答弁申し上げているわけでございます。その点をひとつ御了解いただきたいと思います。

それから、被服費の問題でございますが、この問題につきましても、十分前向きで検討いたしてまいりたいと思います。

- 16番(天堀博君) いろいろ前向きの方向での御答弁をいただいておりますので、ぜひそういうことでやっていただきたい。これは市長、何回も出ておりますように、財政健全化計画による自主再建に取り組まれたときの影響がかなり出ているようですので、その点からすれば、財政当局を責めるというよりは、教育委員会そのものはおカネはないわけですから、トップのそういう方向性、考え方に基づくカネの出し方、使い方の問題にもなってきます。来年度予算編成に向けての時期にもなりますので、そういう点でも十分要望しておきたいと思います。

それから、トイレの問題は、先ほどから言われておりますように、当該校においてそういう改修の事例があれば、同時にやっていくと言われておりますので、できるだけ時期を早めていただきたい。男子の先生方に子供のトイレを使ってもらっていると言いますが、実際には大と小がありますが、いずれにしても、子供のトイレは小さいので、非常に窮屈な目をされているわけです。その点では、早期に改修をしていく方向性をお願いしておきたい。伯太小学校についても見定めはいつかわからないということですが、できるだけ早い時期に結論を出していただきないと、いつまでも放ったらかしになってしまいます。逆に伯太小学校だけが残ってしまうことになりますので、ひとつ早期にお願いしたい。

予防接種については子供さんのことでありましたが、主に現場の先生方、教職員の待遇や施設問題を中心に質問をさせていただきました。最初に申し上げましたように、健やかな子供の成長あるいはそれを保障していくということでの一番大事な部分の1つでもありますので、取り上げさせていただいたわけです。その点を御理解いただき、今度とも積極的な努力をお願いしたいということで終わりります。

(副議長退席、議長着席)

- 議長(池辺秀夫君) 次に、6番・赤阪和見君。

- 6番(赤阪和見君) 6番・赤阪和見でございます。通告に従いまして、要旨の説明をいたします。

昨日12月14日は忠臣蔵討ち入りの日であり、毎年、この日は日本中といつても忠誠と人情に思いをはせるものであり、中でも刃傷松の廊下と討ち入りは知らぬものはないと思います。テレビ、映画に出てくる松の廊下のシーンは、隆々とした松の木が描かれた江戸城の

定説が、今回、150余年の思いが一夜にして覆す事件が、11月24日、江戸城本丸や西の丸などのふすまや壁を飾っていた障壁画の下絵264巻が、東京・上野の東京国立博物館の地下倉庫に眠っていたことがわかり、24日、その一部が報道陣に公開されたことは、まだ皆様方の脳裏に残っていることだと思います。その図柄は、海辺に浜千鳥が飛ぶ松原風景であったことは、驚き少なからずといったところであります。

1つの資料が整理されていくことに、時代の未来に対する流れ、見方、思考が一段と大きく変わっていく見本、手本であると思うものであります。わずか30余年の市制施行の和泉市の歴史を振り返るとき、何ら記録的に整理されているものもなく、憂いを常々感じているものであります。昭和57年12月、私が一般質問した当時の財務部長、公室長、助役さんから「総合会館で」とはっきりした答弁もいただいておりますが、今回は、資料に加えて市のバックデータの保存方法、分類、分別等についても、合わせてどのようにすれば今後の市政運営に役立たせていくことができるかをお答え願いたい。

と申しますのも、例えば市の総合基本構想の中に人口20万人を目標設定されておりますが、検討当時も数多くの質問も出されたかと思います。最終年の目標を決定しながら年々における人口推移の設定もなく、また、何の根拠、何の裏づけもデータもないというお粗末であります。過去のすべての私たちの歩いてきた道と、未来へどうすれば大きく発展するかは大いに符合するものであります。バックデータの整理は、未来計画の50%以上を決定すると確信をいたすものであります、その点いかがお考えでありますでしょうか、明確にお答え願いたいと思います。

また、1カ月余前の新聞の見出しにこのように記載されておりました。『国会図書館に入った学級通信「やまびこ」、東京・町田の山田先生コツコツと25年の成果』とありました。1市町村の小学校の数ある学級の中で、その1学級を担任する先生の書かれた学級新聞が国会図書館に資料として入ることは、一体何を物語っているのでしょうか。私は、一国の動きには、非常に大きなものがあるな、と記事を読みながら感じました。

また、ある著名な植物学者がお亡くなりになり、その学者の残した膨大な資料とともに、全国各地で採取された未整理の植物標本の整理が進む中でびっくりすることは、学者が全国の採取地で新聞を買い求め、標本をはさんで保管されていたのであります。どんどん整理が進む中、その植物標本はもちろん貴重なものであります、その植物標本をはさんである新聞たるや、国会図書館でも記録はあるが、新聞の現物がないというものがたくさん発見され、今後の整理の中でどんなものが出てくるか、非常に期待を持っているとの報道もありました。

振り返って和泉市のごくごく一部を見てもお寒い思いがいたします。例えば新聞に報道された市内の記事の整理ひとつが満足にされていないわけであります。朝日、読売、毎日、サンケ

イの朝刊、それも毎日されているとは思いますが、夕刊と日曜日付が欠けておりました。一部職員の目に付いた記事だけ切り取り、その整理はスクラップにのりで張り付けたのみあります。紙の質からすぐ赤茶けて見るに耐えないものがございます。夕刊や主要新聞、経済新聞等は全くされておりません。国や府のようなわけにはいかないと、また、予算的には厳しいものがあることはよく理解もしておりますが、もっと効率的に少ない予算ができる方法を考え、検討したことが今までなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

いまや国会図書館のすべてが、ここに居ながらにして取り出せる時代であります。データバンクがそれであります。私たち地方は地方で、地方でないとできない、地方でなくては収集できない、その地方独特のニュース、記録、各種データ、資料等々を21世紀へ残す責任が私たちにあるのではないでしょうか。いまやらなければ、1日1日と高価になると私は公言いたしますが、その点いかがでしょうか。

2点目に、緑と自然についてであります。皆さんは「フィトンチッド」という言葉を聞いたことがありますか。これはロシア語の「フィトン」(植物)と「チッド」(殺す)の合成語だそうです。11月1日、大阪府レクリエーション協会創立40周年記念大会2日目のイベントの1つとして、国際フィトンチッド協会主催による「森林浴体験会」が大阪府立体育館で行われました。そこでは、屋久島の原生林のフィトンチッドは国内で最上質とされ、その屋久島の香りとそっくり同じものを、オーストラリアのユーカリ、カナダのスギ、シベリアのトドマツの葉などから抽出した天然油脂をブレンドしてつくり上げたものです。それを体育館の容積7万2,000m³の空間に空調設備を使い、72カ所の空気吹き出し口からフィトンチッドを送り込み、そして、自然の濃度では香りがないということで濃度を10倍ほどに上げ、森林の香りも楽しんでもらえるようにするものです。その費用が80万円になったということであります。体育館で森林浴をしなければならない時代とは、笑うに笑えないことではないでしょうか。

いま、市内を垣間見ると、和泉中央丘陵開発、ラーベン・ライフ・リゾート、和泉コスモポリス等々大々的な開発がすでに始まり、大切な樹木が無残にも皮をはがすように、地表を覆っていた自然の緑が根こそぎはぎ取られております。中央丘陵110万坪は、北部、中部、西部と3カ所に分かれているところからか、トリヴェール和泉<トリ：3つのヴェール：緑・森>と命名されておりますが、どこが3つの森なのか、どこが3つの緑なのか、首をかしげたくなる1人であります。

例えはひらめの養殖事業までしようとする神戸市と兵庫県は1,000万本の植樹を完成させ、植樹日本一という自信満々の声に対し、市民は喜びながらも、どこか素直に喜べない思いが脳裏を走ると感想を述べられていました。それは開発のために削り取られた緑と人工的に植樹さ

れた緑を見ると、緑化は進んだが、削り取られたマイナス緑化を全く考えていないところに一抹の不安がよぎるのではないか。本市各所の開発におけるマイナス緑化と植樹の相関関係をどのように考え、トリヴェール和泉が現実のものとなり、名前に恥じない町づくりが進められると確信され、計画進行をされているのか、自信のほどをお答え願いたい。また、都市緑化並びに各既設街路の緑化推進計画、新設街路の緑化計画と管理についての取り組みはいかがお考えか、お答え願いたい。特に都市緑化については、市民の方々に大いに協力していただけるような体制を発案していくべきであると思いますが、どうでしょうか。

3点目は、市民サービス行政についてあります。現在、市民課窓口として取次所が3カ所設けられているが、それとてまだまだ不十分であります。一度申し込み、もう一度証明書を取りに行くという二度手間にになっていることは御存知のことだと思います。以前の質問でも市民部長は「1年経過の中で住民の方々、利用者の方々の御意見等を踏まえながら考え、検討していくたい」とし、情報管理課長からも「動く住民サービスについては、関係業務のシステムの開発が終わり次第、個人情報の保護及び取り扱い業務等、関係部局と十分協議していくたい」と答弁があったわけですが、その後、どうなったかをお答え願いたい。

この問題は、光明池に泉北高速鉄道が乗り入れし、南海バスの輸送体系が変わったことによって、市役所が遠くなった感じがするわけであります。バス路線の大野町・父鬼町を見てみると、父鬼まで行くバスが全体で16本、市役所が開いている時間に間に合う8時～16時までは8本であります。また、そのうち光明池へは全体で9本(うち8時～16時は5本)、府中へ直行するのは全体で7本(うち8時～16時は3本)であります。何と5分の1以下であります。また、国分峰で見てみると、光明池へ55本(うち8時～16時30分までは29本)、府中を通る泉大津行きが全体は31本ですが、8時～16時30分の市役所へ来れる時間帯は17本であります。まだまだひどいところでは、下ノ宮～南面利間を直通で走っているバスは、サイクルセンターと泉大津間の3本のみであります。

すなわち南海バスは、お客様を南海高野線・泉北高速へ輸送するのが目的であると言うのは言い過ぎかもしれません、なるべくJR府中駅へは行かないようにと考えているのではないかでしょうか。市役所もJR府中駅の近くであり、市民の中で役所へ来いという方が無理があるのでないでしょうか。少しうたがった見方であるかもしれません、昔は、南海バスも府中車庫を中心であったように記憶しております。その点いかがお考えか、お答え願いたいと思います。

いま、申し上げたような実態を考えたとき、移動行政サービスの必要性は大であると言えるのではないかでしょうか。現在でも税の徴収、国保等々原課別々にしているのは大変なむだであ

り、これも出張サービスで行っています。教育関係、収納、各種諸証明、届け出等々、現在の機能を使ってやれば、すべて網羅して実施することも無理ではないのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。現在、 20 Km^2 に満たない市でも実施しているのを視察してきましたが、和泉市は 85 Km^2 の広大な面積を抱えているわけで、その市民の苦労を少しでもやわらげていく努力をするのが行政の責務であります。早急な実施を願い、要旨の説明を終わります。答弁のいかんによっては、自席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（池辺秀夫君） それでは、理事者の答弁は午後にお願いいたしまして、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時35分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
赤阪議員の質問に対し理事者答弁を願います。
- 総務部長（麻生和義君） 総務部長麻生より第1点目の問題につきましてお答え申し上げます。

昭和57年12月の定例会におきまして、庁舎が狭あいながらも資料室等の設置について検討いたす旨の御答弁を申し上げた経過がございます。その後、気にかかりつつも適当なスペースの確保について履行が遅れていることに対しまして、まことに遺憾に存じている次第であります。例年4月の新年度発足に際しまして、人事異動等で若干のレイアウトの移動があるわけですが、その都度、そのときの問題点の解決に追われ、根本的な対応ができなかつたという次第でございます。

なお本日、新たな施策といたしまして、バックデータの保存並びにその方法等について御提言をいただきました。貴重な御意見として関係部局と十分協議をいたしまして、庁舎内の1室を資料室等といたしまして、新年度から実現できるように対応してまいりたいと考える次第でございます。

なお、分類、分別、保存期間等につきましては、当該組織として各課に文書管理者を発令いたしておりまして、その管理者を通じまして、それら幾つかの問題点について対処していく所存でございます。

以上でございますので、よろしく御了承賜りたいと思います。

- 6番（赤阪和見君） 新聞の切り抜きやデータの収集方法等、個々の問題についての答弁が抜けてます。

- 総務部長（麻生和義君） 個々の問題については、各原課から御答弁させていただきます。
- 広報広聴課長（着本善夫君） 新聞の切り抜き等につきましては、各原課の方で一定の関係する分につきましてはしていただいているかと思います。全般的な面につきましては、広報の方で一定担当しておりますので、私の方からお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、日曜版も含めて本市及び近隣の泉大津、高石等の分につきましては、見落としのないように担当を決めまして、それぞれ4大新聞につきましては、私の方で行っているわけでございますが、若干の見落としもございますし、また、年数がたつと変色もしてきてることは事実でございます。これらにつきましては、よりベターな保存方法について今後、研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 6番（赤阪和見君） 一度にやるのもどうかと思いますので、1点ずつやっていきたいと思います。

先ほど、総務部長からお答え願ったんですが、スペースの確保が図られなかつたとか、その年度、年度で問題点の解決に追われ、という答弁がありました。また、その後で対処できるよう新年度からスペースを確保したい、こういう答弁というのは非常に整合性がありませんね。いま、スペースがないからできてないわけでしょう。せやけど、新年度からやるというのは、どこかへ建てようとしているのか。先ほど私が言いましたように、57年12月の一般質問では、その当時の名称では財務部長あなた、それから公室長が西川現教育長、それに助役さんが、はっきりと「総合会館で」という答弁をいただいてます。そういうことでは、ちょっと無責任な答弁をしてもうたら困るわけです。来年度からやるから、そこまでやかましく言わんでもええ、と言われればそりかもしませんが、その点では、しっかりとした内容のある答弁をしていただきたかったということで、この件は終わっておきます。

それと、新聞の切り抜きの件ですが、バックデータの1つとして各原課で切っているというが、切ってないですよ。私のところでは、きちんと新聞のファイルをしてある、という部でも結構ですが、あれば手を上げてください。やってますか。手を上げていただけないということは、やっていないということですね。新聞に報道されるということは、いいこととか悪いこととか、また、市の方向性がはっきりと公に発表されたというものでありますし、朝日、毎日、読売、サンケイの4紙が目の届く範囲でスクラップされているが、それも朝刊のみであって、夕刊は全くされておらない。そういう点では、整理の方法等を今まで考えたことがありますか。その点、ちょっとお答え願います。

- 広報広聴課長（着本善夫君） 実は昨日、阪南都市の課長会がありまして、その中でこういう保存方法等につきまして、各市さんはどうしておられますか、ということで聞いたんですが、

1つは、切り抜きの効用といたしましてはすぐに見たいという点もありますし、保存とはちょっと違った形で活用されておりまして、切り抜きにつきましては、私のところと同じような形でされているということでございます。今後、ゼロックス等をとっていろんな方法を研究してみたいと考えておりますので、よろしく御了解のほどをお願い申し上げます。

○ 6番（赤阪和見君） 何も新聞だけどうこう言うんじゃなく、データという面で非常に必要性を認めているわけでしょう。図書館等で保存していると言われますが、これも1年間の分は全紙を保存、1年後には泉州版だけを製本して保存している実態です。そこで、値段は何ほかわかりませんが、朝日、毎日、読売、サンケイ、日経の5大新聞について、和泉市と関係する記事はすべて切り抜いてファイルしてくれる、1ヵ月何ほかの値段で請け負っている会社があります。例えば大阪府の資料室へ行きますと、そういう会社にすべて任せているとも聞いてます。そこでは、大阪府の10大事業が新聞に載ると、すべてそういう会社からきたやつを1ヵ月まとめて印刷、議員さんに渡しています。また、ある施策の中で次へいく段階で発表されたものについても、資料として1面や2面に新聞の切り抜きを入れ、今後、大阪府はどうしていくか、という方向性を出してあります。

毎日新聞の夕刊に載った記事ですが、中央丘陵の中で「森を動かす」ということで、大きいシャベルで20～30本の樹木を根ごと抜いて植え替えている、という記事が全国版に写真入りでトップに載ってましたが、その記事を幾ら探してもないわけです。もし切り抜きをされてないならば、新聞社に行けばすぐ出てくるかと思います。ファクシミリという便利なものもありますからね。ですから、こういう記事が何月の何日に何面に載ったというデータをきちんと収集していただき、すぐそれが出る形ですね。現物を保存するのが苦しいならば、業者委託という形でもやっていただいたらありがたい。

いつもお世話になってます広報ばかりを責めて申しねえありませんが、いっぱい写真を撮ります。この前もある要件で焼けた観音寺山遺跡の写真がほしいということで相当探した結果、やっとこの前、私が質問して看板を立てたときに使った写真が出てきたという状態です。あの贈呈を受けたときに写真を撮り、それで終わっているというのが現状ですね。30年の歴史というのは、わずかほんこの前でしょう。その歴史すら残っていないというのが現況ですよ。できるだけすべてを網羅していただき、そういう点をしっかりと考えていただき、末末への計画を立てていただきたいというのが私の心境なんです。

市長、その点では4回も当選されてこれから4年間を行く中、あなたが過去12年間、和泉市の歴史の3分の1以上の期間、市を運営されてきた中での歴史が残っていないということは非常にさびしいと思います。この際、4期16年が終了するまでの間、しっかりと歴史を残し

ていくという決意があれば述べていただきて、この問題は終わりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） まことにごもっともな御指摘でございます。市の歩みを保存し整理し、そして、古きを訪ねて新しい時代を進んでいく、お説ごもっともでございます。先ほどからいろいろ答弁いたしておりますが、保存、収集の方法につきましては、まだまだ不十分な点もありますかと思います。総務を中心いたしまして、何とかお説のようにデータの確保を図り、これからも和泉市の貴重な資料にさせていただきたいと思います。
- 6番（赤阪和見君） 1点だけ。和泉市がどんどん遺跡を掘り出しています。2,000年前のものであります。もし2,000年前の人が、ある一定のものを表面に見える範囲で保存してくれたならば、ああいうむだはしなくて済んだと思います。それほど未来へ10年、20年、100年、200年とたっていきうちに大きな遺産として残るということで、いま、おカネで計算して予算がないからどうこうじゃなく、しっかりと残しておくべきだということを要望しておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

- 都市整備部次長（三井義秋君） 2番目の緑と自然について数点の御質問に対しまして、都市整備部三井よりお答えいたします。

まず、第1番目のトリヴェール和泉の緑化計画でございますが、中央丘陵開発区域内にすでに御承知のとおり、地区公園1カ所、近隣公園6カ所、児童公園17カ所及び緑地などを42.3ha内に配置しております。その他に街路樹、緑道、歩行者専用道路など公共緑地を含めまして、全体の緑地率が約18.4%の計画でございます。また、開発区域内の植栽につきましては一定の調査を実施いたしまして、移植及び保存すべき樹林を選定いたしまして、すでに北部ブロックでは、公園予定地の一部に移植を行ったところでございます。また今後、中央丘陵の都市緑化につきましては、開発の推進に伴いまして緑化協定を締結し、緑化推進に努めてまいりたく存じます。

次に、2点目の市街化地域の都市緑化につきましては、本市総合計画の緑豊かな活力あふれる都市基盤整備をテーマに、公園施設の整備に取り組んでいるところでございます。中でも民間の緑化協力が一番重要性が高く、現在、光明台等で緑地保全法を取り入れた緑化協定を行い実施いたしておりますが、今後も大型の開発に対しましては、緑化協定について協力を求めていきたく考えております。また一方、本年6月に設立いたしました公園緑化協会でも年次計画を立て、都市緑化の推進に取り組んでおります。

なお、先生御指摘の市民参加による都市緑化の推進につきましては、この協会の事業として今後、検討してまいりたく存じますので、よろしくお願いをいたします。

3点目の中和泉中央線に係る新設道路の緑化計画につきましては、中央丘陵の代表的な道路としての和泉中央線は、幅員26m～30mで計画されております。現在の考え方といたしまして、中央分離帯を広く取り高木を植栽、また、両側の歩道にも中高木を植栽し、シンボル的な大通り空間をつくっていく計画でございます。また、街路樹の種類につきましても町のシンボルとなるような種類を取り入れ、緑豊かな町並みとなるよう今後、公園と十分協議を行ってまいります。その他の幹線道路及び細街路につきましても、歩道にはできる限り街路樹を植栽する方向で、緑豊かで快適な道空間として散策等、さまざまなコミュニティー活動の場として活用できるよう、工夫をこらした町づくりを行っていきたく存じますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 街路樹の管理につきまして、建設部山崎より御説明させていただきます。

現在、本市の市道の街路樹につきましては、25路線で延長約1万8,700mの街路樹を設定しております。その管理でございますが、成長期の止まった時点でせん定を行い、その後、防除を年2回定期的に行っているのが現状でございます。その他病虫害の異常発生につきましては、その都度対応しているのが現在の管理の状況でございます。

○ 6番（赤阪和見君） この前も委員会協議会でしたか、谷道路課長さんの方から答弁ももらいましたが、1m余の間隔で街路樹が植えられております。そして、歩道を痛めているという問題もあります。また、中央線のようにもうちょっと大きな木が植えられれば、もっと育つのが早いんじゃないかという点もあります。私たち議員団全部が中国・南通市との友好提携のために行かせていただきました。その折、50mぐらいの直線道路が建設中でございました。随所に見られましたのは、一定の休遊地にずっと小さな5cmから大きいので10cmぐらいの木が萌やされていました。何をするのかな、と思っていたら、それが街路樹として道が完成すると同時に街路に植えられていくわけです。

大きいのを植えれば高くつくと考えますが、中央丘陵開発の中でも、平地をちょっと耕せばそういう木を萌やせるところがたくさんあります。今後、5年以上かかるわけでしょうから、そういうことで休遊地の管理がされていけば、市民の縁に対する意識の高揚と、シルバー人材センターの高齢者に対する生きがいある雇用の場の問題も一定解決できるのではないか。何も土地がないから育てられないという問題じゃありません。和泉市には、これから開発されようとしている草刈りをしなければならないようなむだなカネが要るところがたくさんあります。

そういうことを考えていただけないかというのが第1点。

今朝、私は10時1分ぐらいに市役所に入りました。9時45分ぐらいに来る予定でしたが、唐国方面を通っていますと上から何か黒いものがたくさん落ちてくる。降りて見ますとすですよ。いま、中央丘陵の北部では大きく開発が進められ、全部木の皮をはいでます。緑をすべてなぎ倒しています。特に今回は、竹藪を切り倒して燃やしていますが、この苦情たるや大きなものがあったのではないか。私は聞いておりませんが、苦情があったのかなかつたのか、その点も合わせてお伺いをしたいと思います。

もう1点は、市民の絶大な協力ということですが、緑を愛するということは、すべての人が安らぎと潤いと豊かさを求めるものであり、随所に緑が見られます。最近の光明池団地とか、こちらで開発したグラウンドの上の室堂の方、また、新しい町並みへ行きますと、ポットに入れた草花が外へ向け、道路を飾る形で置いてあります。また、生け垣等也非常にこつたものがあります。先週の日曜日、光明池緑地に水仙の球根を1,000球ばかり植えましたが、そのとき、道路を清掃する一団がありました。本当に頭の下がる思いでした。光明台一丁目A集合住宅の方々だと思いますが、30数軒が一団となって毎月、道路清掃をやっているそうであります。そのように市民が大いに協力しているところがたくさんあります。

そこで1つの提案ですが、やはりわが町並みということで美しくなった道路、美しくなった自宅前の道路、また、外に向けて植えてある植栽等を顕彰する意味からもコンクール等を開いてはどうか。わが町並みはこれだけ美しいんだということで、そこに市民協力が生まれるんじゃないかな、写真展でも結構です。そのように市民を誘惑していく行政を市は行うべきではないか、そのように思います。その点についてお答えを願いたいと思います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 都市整備に関する問題について、都市整備部長萩本よりお答え申し上げます。

中央丘陵の遊休地の活用について御提案をいただきました。従来、公園課といたしましては、大阪府からいろんな緑化樹をいただいておりますが、そのまま植えますとほとんどが枯れてしまいわけです。非常に力が弱い上に移植等によって芽がなくなってしまって、植えても育たないというのが実態でございます。そういうことを避けるため、例えば黒鳥山公園の買収いたしました土地等に仮植いたしまして、2~3年たつますとかなり木にも力が付いてまいりますて、他に植え替えるもいける、こういったこともあります。今後、御指摘の苗木等の萌やしというか、育てていく問題につきまして検討を重ねたいと思います。

それから、竹藪の処理の問題ですが、具体的には、ほとんど燃焼というよりは、むしろ切り倒したものを持ち出しがダムカーで全く人里離れた一定の場所に移送いたしまして、そこで処分

するという方法で行っております。現在まで、私どもの方に直接この処理による苦情はいたしておりません。

なお、市民協力の問題でございますが、これは植樹祭を3回もやらせていただき、一定定着してきたような状況でございます。今後、市民さんの例えは近隣市でやっておりますような生け垣の奨励等といったこともございますが、そういう市民参加のきめ細かな町づくりあるいは緑化推進といったことにつきまして、今後、体制づくりも含めまして計画を立て実施していくたいと思います。

- 建設部次長（山崎琢磨君） 道路の花一杯の町づくり運動に対する市民参加につきましては、おっしゃるよう結構な御意見でございます。私の方におきましても若干、道路の表彰をいたしておるところでございますが、道路自体の美観につきましては、まだまだ不十分なところがございます。これにつきましては、前向きに検討する体制を考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 6番（赤阪和見君） 公害の苦情はきてませんか。
- 産業部次長（赤田信君） 本日、ただいま御指摘いただきました燃焼行為により一部地域に燃えかすが飛んできたという連絡がありましたので、私どもの係員が急拠、現地へ赴き調査をしておる次第でございます。
- 6番（赤阪和見君） それで昨日、一昨日には何件ぐらい苦情があつてどう対処したか、お答え願います。
- 産業部次長（赤田信君） 昨日、一昨日には、私どもには申し出がございません。ただ一週間ほど前、トリヴェール和泉の池田下線の上の右側の奥で燃焼行為があり、そういう苦情がございました。
- 6番（赤阪和見君） 何件ぐらい。
- 産業部次長（赤田信君） 1件でございます。
- 6番（赤阪和見君） ちょっと気になりましたので、お聞きしたわけです。昼間、2、3電話しましたが、たくさん苦情が入っているということを市の公害課かどうか知りませんが、市役所に電話を入れた人に聞いたんです。これは公害課かどうか知りませんが、そういう苦情はたくさん入っているということです。許可してあるのか、と聞くと、申請は出てます、という。僕が電話した市民の方が言うには、「煙を上げないように、すすを飛ばさないように燃やせ」という返事やったということです。そんな返事をした原課はありますか。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁はないんですか。
- 6番（赤阪和見君） なかつたらぬで結構です。その人は誇張したのかもしれません、

たくさん苦情が入っていることは事実です。現に私が9時40分ごろ、あの石尾中学校の裏を通って来ますと、本当に黒いものがばたばたと落ちてきたので、びっくりして止まって見たんです。竹の木じゃなくて葉っぱなんですよ。ぼっと燃えたら熱で上昇するのはわかり切ってます。室堂の方からも苦情があったと聞いております。万町からもありました。あの中央丘陵のところ辺の隣接には人家はありません。しかし、燃やすのが竹であればどのぐらい飛ぶか、ちょっと考えていただきたい。

しかも、燃やし方がひどい。あれだけの脂のあるものを随所に穴を掘って燃やしているんでしょうが、きょうはどんより薄曇りかなという感じがするぐらい燃やしてますよ。そして、せっかくの緑を燃やすということしか頭がないのかどうか。最近は、破碎の仕方もたくさんあり、いろんな扱い方があろうかと思いますが、燃やすのが一番安上がりやから燃やすんでしょう。あれを売られた地権者の皆さんには、あの竹藪で竹の子を掘って生計を立ててきた先祖伝来の田畠を手放しているわけですよ。その点をしっかり考えていただきたい。われわれが手放したところが本当によくなつた。末末の人のためによかつたと言われるような町づくりの過程とはとても思えませんね。

また、鉄塔の工事もやられていますが、池田下のあの道路はどろどろですわ。たまたまものではありませんよ。私たちは、地域住民と融合性を図るようなしっかりとした町づくりを常々議会で訴えておりますが、そういう点では、もっともっと一考すべき基本的な問題があるのでないでしょうか。その点ではしっかりととした管理体制、そして、市民の心のひざに届くような行政をお願いしたいということを申し上げまして、この件は終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 市民生活部次長（坂田平之君） 8点目の移動窓口サービスの実施について、市民課坂田よりお答えさせていただきます。

先生の御質問は、住民票、印鑑登録証明書等の必要性が高まっている状況の中、市民サービス向上のための御提案であると受けとめております。市民課では、60年から住民票、62年から印鑑登録証明書をコンピューターで発行することにより事務の適正迅速化を図ってまいり、待ち時間の短縮と市民サービス向上のために努めてまいりました。先生が御提案の移動行政サービスにつきましては、市民サービス向上を図る課題の1つであると思っております。そこでNTTの回線利用料の問題、開設場所の問題、それに行政機構その他具体的に解決すべき点も多くありますので、今後、関係部局とかなりの角度から十分協議研究をしてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 情報管理課長（山本 裏君） 関連いたしまして、情報管理課長山本から御答弁申し上げま

す。

この件は、以前から再三御質問を受けておりまして、その後、情報管理課としても何らかの形で検討を加えてまいといったわけでございます。たまたま、東京都下で1市先進都市がありまして本年7月に視察に行き、車に乗って見学をした経過がございます。

もう1点は、今後、どのような機器を使うかという問題。それと、やはり利用面での技術的な問題。それから、データの盗聴防止の問題等、総合的にわれわれの立場から検討を行っていきたいと思います。現状の機器を見ますと、技術的には可能ではないかと考えてあります。

なお、これらの問題につきましては、処理業務の内容あるいはシステムの問題等とも関連いたしますので、今後、本件につきましては、庁内で研究会等がつくられた場合その一員として参画をし、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○産業部次長（赤田信君） バス路線変更の問題につきまして、交通公害課赤田よりお答え申し上げます。

バス路線の件でございますが、従来、和泉市の交通形態といたしましては、山間部よりの最寄りの鉄道と申しますと、国鉄阪和線または南海線が唯一の鉄道でございましたが、最近になりますと、泉北ニュータウンの開発に伴いまして難波より光明池までの間の鉄道が開通し、さらに最近では、地下鉄が中百舌鳥駅まで延伸してまいっております。また、ニュータウン開発によりまして、多数の高校及び大学がニュータウン方面と南海高野線沿線に進出いたしましたことと、光明池より30分余の時間で大阪市内に出られるという利便性等により通勤経路が大きく変遷してまいったが、光明池へのバス路線が多くなったことの最大の原因であろうかと考えます。

市といたしましても、利用者の御意見を尊重申し上げ、また、関係者協議の上、南海バスに強く府中方面への不便解消のための申し入れをしてまいりたいと存じます。また、市内各地域の住民の方々に対し、できる限り必要な足を確保してまいりたいと存じております。また、交通公害課といたしましては、バス事業は公共性の強い事業であることを認識いたしまして、その公共性を強く打ち出しまして、南海に対してバス路線の不便解消等を図るよう強く要望していきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。」

○6番（赤阪和見君） 情報管理課で1カ所見に行っていただいたということは、非常に心強く思います。私は、何もバス路線云々を言っているわけではありません。結局、市役所へ来ようと思ったらそれだけの本数しかないということを言っているわけです。皆さん方の中でバス

に乗って市役所へ通つておられる方はないと言ってもいいぐらいではありませんか。そういう点では、私ももそでございますが、余りバスの不便さは感じないわけです。最近はモータリゼーションの時代ですから、非常に言いくれ点もありますけれども、今まで市役所を便利に使っていただこうと、皆さんは一生懸命に市行政を担つてきましたが、その過程で和泉市の電車路線が泉北ニュータウンの開発で光明池駅ができ、こういう動きになるのは、あえてしかるべき方向であろうと私は思います。

先ほど、うかがった見方と言いましたが、南海も営業です。鉄道もバスも同じ身内ですから、JRより南海電車に乗せようという意識が働くのは当然だと思います。しかし、そういう中でも、市民の足というものを考えていただく点が若干欠けていたんじゃないかと思います。しかし、いまさらそれをどうのこうのとは言いません。そこで、以前から出ている出張所の問題、市役所の窓口サービスが出張所で行われる問題ですが、1カ所なら別ですが、3～4カ所となれば予算的に非常な問題があります。

そこで、趣旨説明の中でも述べましたように検討していただきたいということです。先ほどの情報管理課長の答弁では、コンピューター化されるにはそれ相当の準備期間が必要ということでした。まことに心強いものがありますが、そこで課長がおっしゃった研究会や検討会等が設ければ一員として参画していきたいといふことにつきましては、なるほど技術的には情報管理課が一員として参画しても、どれだけのものを網羅し、どれくらいの予算がかかるかということもありますので、担当セクションから検討会を設ける意思があるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 市長公室理事（稻田順三君） ただいまの件につきまして、市長公室稻田よりお答え申し上げます。

確かに御指摘のとおり、市民サービスの向上を図るのは、行政の最大の責務であります。なるほど技術的には十分に可能であるという点につきましては、原課の課長も申し上げているとおりであります。しかし、業務内容、財源問題あるいは設置場所の問題等いろんな課題がございます。加えて過去、何回となく提起されておりますように、今後、どのような形で市民サービスの向上を図っていくかにつきまして、その効果や経済性等を総合的に検討する必要があろうと考えます。関係各課で研究チームを早急に設置いたしまして、総合的に今後のあり方にについて考えてみたいと存じております。

- 6番（赤阪和見君） 情報管理課長が行ったのは東村山市ですね。ここは面積16Km²余なのになに10カ所のポイントを設けています。「動く市役所、やまびこ」です。市民税、固定資産税、国保税、軽自動車税、保育料、国民年金、交通傷害、上下水道料金、住民票関係、戸籍関

係、印鑑証明、税証明等記載事項、各種手数料、還付金等の内容。さらに、転入転出届、転居届、転籍届、出生届、婚姻届、妊娠届、国保関係、年金関係、病院医療証明等その他もうものものを網羅してやっていることは事実です。わずか面積16Km²余の市がですよ。

皆さんは、父鬼からここまでバスで来たらどれだけの往復の時間と運賃が要るか御存知ですか。わかる人はありますか。住民票1通もらうのに、横山なら国分峠で降り、そこからわざわざ歩いて農協まで行き、そこで頼んで帰り翌日、また農協にもらひに来る。実際、それができ人ありますか。それをしっかりと考えていただきたい。特に善正、南面利、福瀬あたりの人は、1日に3本しかバスがないんですよ。車に乗れる人ばかりとは違いますよ。そういう点があるので、市役所の駐車場がいつも満員なんです。それらの点を総合的に判断すべきではないかという点を訴えています。技術的に無理でなかったら、後は予算の問題でしょう。そして、職員の教育の問題ですね。また、組合との勤務形態の問題等をしっかりと解決すれば何ら問題はないわけです。

最後に1点、中央丘陵の中で出張所をつくられる予定はありますか、ありませんか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 現在のところ、規模、内容等につきましては未検討ですが、少なくとも、市の出張所は必要であると考えております。
- 6番（赤阪和見君） 南横山、横山、南池田、北池田、南松尾、北松尾等の村々と和泉町が合併してできた和泉市です。そして、新しい町並みができるなければそういうものをしないということは、便利になっていることに反対はしませんが、ちょっとおかしい問題があるんじゃないいか。4コマ漫画で見ましたが、コタツに入っている奥さんが籠に入っているみかんを取るのに孫の手を使おうとするが、孫の手がないので、立って行って孫の手を探している。何かおかしいな、と考えている漫画です。そのようなことにだけは絶対にならないようにしてもらいたい。和泉市は14万人に発展していますが、嘗々と先祖伝来から築いてきたのはだれかということをしっかり考えていただき、この問題に真剣に考えて取り組んでいただきたい。そういうことでこの問題は終わります。

最後に1点だけ、参考までに聞きたいんですが、どのセクションでも結構ですが、和泉市の花は水仙だと言ってますが、どんな水仙ですか。ラッパ水仙ですか。

- 建設部次長（山崎琢磨君） ラッパ水仙ではないと思います。
- 6番（赤阪和見君） この点は、まだ決まってないことだと思います。都道府県では県の木や花や鳥が決められています。和泉市の花は水仙や、水仙やと言ひはかりで、八重咲きの水仙を写してそれも水仙だとしているでしょう。しかし、桜と決めたところでも、ただの桜と決

まっていません。やはり都道府県を見ますと、そこには必ず最後の文面に載ってますよ、山桜だとか八重桜だとか染井吉野だとかね。水仙とて総称の言葉です。その点では、最近は品種改良がたくさんされておりますので、どの水仙かぐらいはしっかりと決めるべきです。まず、最初のボタンを掛け間違うと、最後まで掛け間違いますからね。この点、よろしくお願ひいたします。議長、終わります。ありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、17番・西村慎太郎君。

（17番・西村慎太郎君登壇）

○ 17番（西村慎太郎君） 17番・西村でございます。通告要旨に基づきまして、質問の趣旨を声明させていただきます。

まず、大きな第1として町づくりについてであります。

町づくりの1番目に、市民合意の町づくりについてお尋ねをいたします。中央丘陵、コスモポリス構想、ラーバン・ライフ・リゾート構想、大規模マンション建設など、本市において開発行為が計画、着手されておりますが、基本的には、開発行為の申請から許可、着工、販売等の間に本市行政としてどのような検討がされ、市民の意見や要望がどのように取り上げられ、これらの開発に反映されているのか、お聞きいたします。そして、市民の自発的な町づくり、自治意識の高揚を図り、市民本位の町づくりを進めるためにも、町づくり条例の制定や町づくり委員会を設置するなど、幅広い市民参加の方策を検討すべきときではありませんか。このような先進例は随所にありますが、それを検討され、本市でも条例の制定や町づくり委員会の設置をしてはどうでしょうか。その点についてどう考えられるか、お答え願いたいと思います。

町づくりの2番目として、和泉府中駅前再生計画策定作業が進められております。まず第1に、策定しようとする計画は、おおむねどのようなものになるでしょうか、お尋ねをいたします。その2番目に、都市計画決定が打たれておりますが、それとの関係はどうなっていくのか、お尋ねをいたします。3番目に、策定委員会がつくられすでに会議が持たれておりますが、そこではどういう作業が行われ、会議の中で出た意見などについての内容を御報告をお願いいたします。4番目に、本年度末までに基本計画が策定されるわけですが、基本計画が策定された後の具体的な再生事業はどのように進められるのか、そのスケジュールについてお尋ねをいたします。

町づくりの3番目、市内小売り業者の営業の活性化対策についてであります。現在、大規模店舗でありますダイエー、ニチイの和泉市への進出についての動きが激しくなってきております。現時点での大規模店舗と地元商連との事前説明や協議の内容はどうなっているのか、明ら

かにしてください。また、近隣各市での大規模店舗進出や近鉄阿倍野橋店の増床工事など、本市小売り業者への影響が大変憂慮される事態になってきております。本市におけるスーパー進出については、住環境の保護に配慮しつつ、地元小売り業者の営業活動を守ることに徹して対処することが重要な本市行政の責務ではないでしょうか。このことについてどう考えておられるのか、お聞きをいたします。

そして、そのために市内小売り業者の活性化対策を抜本的に確立しなければならないときです。具体的には、市内小売り店など個々の営業方法や販売実績などの実態を調査し、具体的に個別商店の経営能力を向上強化させるため、低利長期の融資制度、経営相談、商業アドバイザーの派遣、商業振興スクールや後継者育成を始めること。2番目に、商店会を初めとする商業団体を育成し組織化や共同化を推進するため、商店街などの振興計画づくりの指導や助成、商店街共同施設設置助成、商店街活性化特別事業助成や共同化のための融資等が必要になってきます。そして、具体的な施策の3番目として町づくりを推進し、商業環境の活性化を図るため、各小学校区ごとの近隣商店街や商業拠点の整備など、本市商業行政施策を整備すべきときではないでしょうか。このような具体策についてどうしていくのか、明らかにしてください。

そして、駅前整備の2つ目の問題ですが、駅前再生計画と地元業者の営業を守る対策はどうしていくのか、いま、考えておられることについて明らかにしてください。

町づくりの4番目として、自転車対策についてお聞きをいたします。代表的な和泉府中駅前の例をとって質問をいたしますが、住宅建設が急ピッチで進み、通勤通学の自転車需要が急激にふえてこようとしております。自転車対策の1番目に、自転車利用状況の見通しがどうなっていくのか。また、現在の駅周辺の自転車預かり業者は何軒で、その預かり台数は大体どのくらいか、この点についてお尋ねをいたします。そして今後、そのような自転車利用者がふえることが予想される中、収容可能台数をどこまでふやせることができるかと考えておられるか、明らかにしてください。

自転車対策の2番目ですが、放置自転車対策、活用策として、放置自転車のリサイクルやレンタルなどの方法を先進自治体の例も検討し、本市においても実施されないものでしょうか。また、そのことも踏まえ、すでにある市が管理しておられる自転車置き場周辺住民からの苦情に対応するためにも、自転車の秩序の確立に関する条例などを本市がつくり、駅前自転車対策の方針を明らかにしてはどうでしょうか、この点についてのお考えをお聞きいたします。

質問の大きな2番目、福祉行政についてお尋ねをいたします。

福祉会館がオープンをして約2カ月が経過いたしましたが、2名の福祉会館管理の職員配置で、会館の運営事務から各種事業の企画や立案等に大変御苦労されておられると思います。そ

の利用状況はどうなっているか、明らかにしてください。2番目に、お年寄りの老人会や障害者等の人々を支えるボランティア活動の拠点としての機能を、この会館が果たしていくなければならないときであります。今後の取り組みの中で具体的になつてきているものについて示していただきたいと思います。

福祉問題については夏の議会でも私が取り上げました。その中でもとりわけ、障害者や、その人たちを支えるボランティア活動を進めていく上でも、夜間や休日、日曜日の会館の利用が可能になるように手当をしなければならない、こういうふうに質問、要望し、いま、警備員などを配置いたしまして、こういう問題について対応されつつあります。しかし、福祉会館や市役所に置かれておりますパンフレットを見ましても、9月や10月ごろに発行された広報を見ましても、この問題については何一つ書かれておりません。実際問題、福祉会館が夜間や日曜祝日も使える状況に置くことであれば、こういう広報広聴活動の中でも、この問題について明らかにしていただきたいと考えます。その点についてどう具体化していくか、お答えをいただきたいと思います。

福祉問題の2番目、福祉手当と補装具の併給等についてお尋ねをいたします。障害者が教育を受けることや日常生活を営む上で、補装具や福祉手当などの福祉制度が非常に役立つ問題になっております。こういう中、とりわけ補聴器についてお尋ねいたします。補聴器の購入やその種類などの補装具と福祉手当の併給が可能な場合と可能でない場合を具体的に説明をしていただきたいと思います。そして、こういう障害者の方々が利用する福祉制度について、所得制限やいろんな条件が付いて非常にわかりにくくなっています。窓口に相談に来られた方々に対しまして、このような補装具や福祉手当問題について、わかりやすく説明していただくような体制づくりに御配慮いただきたいことをお願いをいたします。私の質問要旨の説明を終わらせていただきます。回答のいかんによっては、自席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 都市整備課長（田中武郎君） 市民合意の町づくりについての第1点目、開発行為に伴う手順と、市民の方々の意見をどう取り入れているか、という点につきまして、都市整備課長田中がお答えいたします。

まず、開発行為についての手順でございますが、一般的な分だけ御報告させていただきます。最初、市の方に申請書が提出され、それにつきましては、和泉市宅地開発指導要綱、いわゆる条例により申請を受け取り、そのほか別に大阪府に対しましては、都市計画法による開発許可の事前協議ということで、府と市に同時に申請をしていただくことになります。続きまして、その開発許可の本申請、いわゆる市内部で検討いたしました事前協議を取りまとめたものを開

発業者にお返しし、それによって改めて開発許可の本申請という形のものが私どもの方に届くことになっております。それによって工事着工、完了する形になります。その後、大阪府と和泉市で道路、下水等を含めまして全部検査することになります。そして、建築基準法により新たに確認申請の許可を市の方に申請するというのが一般的な手順でございます。

ただ、御指摘のようにマンション等の開発に伴います地元からの要望が現在もいろいろ和気を含めていますが、一応、それにつきましては、市内部の事前協議の段階において、行政としては、例えば道路や下水等について問題が起り得るであろうという前提のもとで、市と府を含めて開発業者に事前に調査をさせるという形のルールをとっておる次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市長公室理事（稻田順三君） 市民全体の横断的な町づくり委員会や条例の制定についての考え方でありますか、前回も申し上げておりますように、現時点におきましては、そのような組織化は考えておらないということでございます。しかしながら、今後、研究はしていきたいと存じます。

なお、個々のプロジェクトにつきましては、その必要性がある場合におきましては、それなりに対応していくということで御理解賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 計画課長（中屋正彦君） 2点目の府中駅前再生計画について4点ほど御質問をいただいておりますので、計画課中屋よりお答えいたします。

まず、1点目の計画のおおむねの内容でございますが、策定いたしておりますのは、和泉府中駅を中心といたします約46.6haについての地区再生計画でございます。その内容といたしましては、整備地区の整備基本方針、土地利用の方針及び関連公共施設整備の検討でございます。また、公共施設配置の検討、都市計画に関する検討でございます。その46.6haの中で特に緊急に整備を要するという形で、和泉府中駅の東地区約7.4haにつきまして、街区整備計画を策定いたしたいということでございます。街区整備計画の内容は、各街区の整備方針、建築方式及び公共施設整備計画の内容並びに整備計画に従って行われる主要な事業内容の策定等であります。

次に、2点目の都市計画決定との調整はどうするのか、という御質問につきましては、今回の計画策定区域に関連いたします都市計画決定地域につきましては、昭和41年に計画決定がなされました駅前広場を初めといたしまして、和泉中央線ほか4路線の都市計画道路がございます。現在まで約21年間経過しておりますが、今回の計画策定に当たりましては、主要課題

の1つとして、都市基盤整備が地区の活性化を図る上で不可欠であると考えております。そういったことから、現在の都市計画決定施設につきましては、広域的な位置づけと、今日あるいは将来にわたります和泉府中駅勢圏の変化等、広域的な視点で総合的に検討する必要がございますので、一定の見直しが生ずるのではないかと考えております。そういったことから今後、策定委員会で慎重な検討がなされていくものと考えております。

次に、3点目の委員会の今日までの経過及び内容でございますが、第1回策定委員会につきましては、和泉市コミセンにおきまして去る9月19日に開かれました。まず、計画策定地区の現地視察を行っていただきました。委員会の中では、まず、市の方から委託趣旨の説明及び地区の問題点等についての研究報告を行った後、地区再生計画の調査方針並びに今後のスケジュールについて御審議をお願いいたしました。

なお、別途の主要課題につきましては、十分検討する必要があることから幹事会の設置が提案され、人選については委員長に一任され、幹事会も発足いたしております。

それから、2回目の策定委員会につきましては、去る12月9日に大阪・マーチャンダイズマートビルにおきまして開催されました。委員会の内容といたしましては、主要課題の検討、地区診断の検討、その整備基本方向、都市基盤施設の整備、商業地の形成についてあります。また2番目に、地区再生計画の骨子の検討といたしまして、地区整備の基本方向、地区フレーム、実現化の方策といったことについて御審議をいただきました。

4点目の本年度末に計画策定が完了いたしますが、来年度以降のスケジュールをどう考えているか、という御質問でございます。いわゆる今回、策定いたします駅前整備計画につきましては、1つは、地元関係権利者の十分な理解と協力がなければ事業化が図れないということが大きな課題でございますので、今回の計画策定案をたたき台といたしまして、地元に対する説明会あるいはそういった広報活動並びに関係住民の意向調査等を実施しながら、できれば一定の組織化も目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業部長（松村吉亮君） 3番目の市内小売り業者の活性化対策について数点の御質問がございましたので、産業部長松村よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の大型店2点に対する商連の協議内容という点でございます。御案内のように、商連におきましては現在、大型店2店との間でいろんな問題について協議をしている最中でございます。率直に申し上げまして現時点では、まだ完全には煮詰まっていないという状況でございますが、その内容の1つは、申し出の面積から開店時の売り場面積がどれくらいにな

るのか、あるいは開店時間、休日問題等を商連との間で協議しているところでございます。聞くところによりますと、これらの内容につきましては煮詰まりつつあるということでございま
すが、なお、一部まだ煮詰まっていない問題がございます。この問題が商業調整ということになりますと、大店法第3条によります届け出の受理という形になりますが、その後における正式な商調協の場におきまして、さらに、これらの問題について検討していくことが手順でございます。

これらに対します既存商店の保護、活性化対策でございますが、大型店2店の進出あるいは不況に伴います現在の既存商店の保護対策として、私どもは商工会とタイアップする中、商店経営相談等を積極的に進めているところでございます。また、現在あります和泉市中小企業運転事業資金あるいは府制度の商業振興事業資金等を活用いたします融資を含め、その活性化というか保護対策ということで指導、努力しているところでございます。

本年におきましては、和泉市商業共同施設設置補助金というものがございまして、この件につきましても、各商店街の近代化あるいはいろんな共同事業を行うための補助制度でございますが、われわれといいたしましても、現在の情勢に合わせまして、従来、事業費の5%の補助を総事業費の10%に変えまして、特に商店街を明るくする街路灯などの施設につきましては、20%に内容を改正させていただきました。また、従前の最高限度額100万円も300万円に引き上げさせていただき、62年度から適用いたしております。そういうことで各種の既存商店街に対する今後の問題を踏まえましての保護対策というものを更新しつつ、今後も強力に進めてまいりたいと考えているわけでございます。

御提案の各商店に対する実態調査の件ですが、私どもといいたしましても、先ほど申し上げました商調協の場においてもこうした資料が必要でございますので、今後、商調協の場に至るまでに商工会の協力の中で実態調査を深めてまいりたい、このように思うわけでございます。

3点目の小学校区ごとの集積というお話でございますが、御案内のように市内には12ブロックの商店連合会に加入している商店街がございますが、それらとの関連あるいは今後の活性化対策という問題もございますので、本件につきましては、今後の課題として検討、研究してまいりたいと存じます。

最後に、駅前の再生計画との関連でございますが、この策定委員の中に私自身も協力委員ということで参画させていただいております。御案内のように駅前整備の再生計画の中では、やはり商店形成ということを中心とした駅前再生計画であると思います。御質問の駅前再生計画と現在の商店との整合性、共存共栄につきましては、その再生計画が置かれている位置というか、例えば駅前広場の問題等の具体化も踏まえまして最大の措置を講じてまいりたい、こうい

うことで策定委員会の中でも十分にそれらの点を討論いたしているのが現状でございます。御理解いただきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 産業部次長（赤田信太君） 交通公害課長赤田から自転車対策につきましてお答え申し上げます。

先生御指摘の府中駅前自転車対策につきましては、放置自転車を含めまして、自転車駐車場施設につきましても苦慮しているところでございます。和泉市3駅の自転車駐車場の公営施設は、府中駅前につきましては、鉄骨2階建て 417m^2 、約1,000台、信太山駅前につきましては、青空でございますが 796m^2 、収容台数約600台、北信太駅前につきましては、鉄骨2階建て 424m^2 、収容台数約700台に加え青空の無料駐車場 569m^2 、収容台数約600台でございます。公営駐車場合計収容台数2,900台でございます。

また、私営駐車場につきましては、府中駅につきましては11ヶ所、収容台数（以下、各推定）約1,770台、信太山駅につきましては2ヶ所、収容台数約200台、北信太駅につきましては3ヶ所、約210台、私営駐車場合計16ヶ所、収容台数2,180台でございます。現在、公営、市営合わせまして5,080台の収容施設がございます。

これらの収容施設をフル活用いたしましても、まだ駅前には放置自転車が府中駅前に約550台、信太山駅につきましては270台、北信太駅前約150台が放置されているのが現状でございます。府中駅につきましては、現在、公営駐車場 507m^2 を国鉄清算事業団より借用いたしておりますが、なお、 700m^2 の借地または譲り受けを希望しているところでございます。この追加分 700m^2 の利用計画といいたしましては、現在の収容台数1,000台に加えまして路上放置自転車550台、その上に地域開発と合わせましての自然増約1,000台近くを予想いたしまして、全収容台数公営2,500台程度といいたたく、現在、府中駅地区周辺再生計画と相まって国鉄清算事業団等にお願いをしているところでございます。

また、放置自転車の撤収後の引き取り手のない自転車につきましては、何かいい利用計画がないかと考えておりますが、登録ナンバーが車体に刻み込まれております関係上、そのままの姿では再利用がむずかしい点がございます。また、同じくレンターサイクルの件でございますが、これも同様、登録ナンバーの問題がございます。また、レンターサイクルの貸し出し方法、置き場、自転車等の利用度、放置自転車のレンターサイクルとして使用するための法律の裏づけ等の問題がございます。先進都市の寝屋川市に事情を調査いたしましたところ、民営でレンターサイクルを採用しているということでございます。自転車につきましては撤収車でなく、

新車を購入し事業を行っているものでございます。

また、レンターサイクルの経営の面でございますが、常時 600 台以上の自転車を保有し通勤の人に貸し付ける一方、昼間は一時貸し付けとして二重の運営を行わない限り、経営はむづかしいだろうということでございました。昼間の利用を行うためには、近くに大学等がございまして、その生徒が昼間に一時使用していただけるような条件も整っておらなければならぬとのことでございます。現在、寝屋川市では定期 1 カ月 2,500 円、1 日貸しが 300 円とのことでございます。また、新車購入の代金支払い、諸経費を支払っていく必要もございまして、まだまだ採算に乗るまでには至っていないということでございます。

以上のとおりでございますので、レンターサイクルは今後の課題とさせていただきたくお願い申し上げます。また、条例につきましては、環境保全条例等とかみ合わせて、今後、検討させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 福祉会館長（松尾 守君） 福祉会館運営についての御質問に対しまして、福祉会館の松尾からお答え申し上げます。

本会館は、議員諸先生方を初め関係各位の皆様方の御尽力によりまして、去る 10 月 1 日に無事オープンすることができました。つきましては、10 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 カ月間オープン運営記念といたしまして、広く市民の方々に本会館を見学していただくため、老人、障害者の方々 21 名から 38 点の作品が寄せられ作品展を開催いたしましたところ、延べ 1,000 人余の方々が来館されました。

次に、事業別利用状況でございますが、まず、生活等の相談業務でございますが、本件につきましては現在、社会福祉協議会が毎週火曜日午後から各 2 名の先生方によりまして、各種相談業務を願っているところでございます。10 月、11 月の 2 カ月間で 10 件の相談がございました。

なお、本会館といたしましても、各種相談業務を実施すべく準備をいたしてまいりたいと存じております。

次に、機能回復訓練でございますが、この分につきましては、2 階の機能回復訓練室に設置いたしてございますヘルストロン、これは交流高圧電界保健装置というややこしい名前の保健装置、いわゆる血液の循環をよくするための機械でございますが、これの 6 人掛けの機械 1 台とマッサージ機 2 台を老人の方々並びに一部障害者の方々に御利用いただいております。この利用状況でございますが、1 日平均約 20 人から 25 人程度の方々が利用してございます。また、1 階の日常生活訓練室に設置いたしております各種訓練器具につきましても、それぞれの

体に見合った形で御利用をいただいております。

また、浴場の利用状況でございますが、これにつきましては、毎週火曜日、木曜日の正午から午後3時まで開業いたしてございまして、2ヵ月間で17日間開業いたしました。その間、延べ632名の方々が御利用になっております。1日当たり37名でございます。

次に、教養の向上を図っていただくため去る11月に老人大学を開設、毎月2回のペースで講座を開催しております。来年3月まで計10回の開催を予定いたしております。受講の登録をされている方は73名、過去3回の講座開催日に平均58名の方々が受講されました。

また、趣味・娯楽といったしましては、囲碁、将棋、パンバー、これは玉突き競技のことですが、これらの同好会をいずれも11月に発足していただき、会員数は合わせて59名、2ヵ月間で延べ200名余の方々に楽しんでいただいております。

なお、今後とも教養の向上を図っていただくため、各種講座を順次開催していきたいと考えております。

また、1階の第一作業室でございますが、ここには簡易授産施設として水仙作業場を開設してございまして、ここには作業生15名が通所してございます。また、幼児教育訓練室では障害者の発達促進を図るため、親子教室として毎月第1、第3金曜日午前中、保健婦さんによる指導などを行っております。これらの利用数ですが、親と子供約20組で約40人でございます。

次に、講習会でございますが、これにつきましては、ボランティア活動の一環として手話、点訳講習会などの催しを行い、延べ260人程度の方々の利用がありました。

その他会館の利用状況でございますが、身体障害者福祉会など障害者団体4団体と社会福祉協議会、シルバー人材センターその他につきましては、御承知のとおり福祉会館の中にございます。合わせて民生委員協議会、母子福祉会など各福祉関係団体の方々の会議などに主に御利用をいただいております。

なお、この10月、11月の利用状況は延べ2,727人でございましたが、今後とも会館利用の促進に一層の努力を傾注いたしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、第2点目のボランティアの育成でございます。近年、地域福祉、在宅福祉に係る推進を強く求められておりますが、この事業実施に当たりましては、ボランティアの皆様方の協力が不可欠でございます。本会館といたしましては、会館事業の重要な課題の1つとしての位置づけを行いまして、ボランティア活動の振興を図るための施策としてボランティアの発達、育成を行なうべく、社協などとも連携を図りながら必要なボランティア講座の開催など、積極的な

活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、第3点目の福祉会館の時間外利用の件でございます。本会館の開館時間は、原則として平日が午前9時から午後5時まで、土曜日は正午まででございます。日曜、祝日は休館させていただいておりますが、平日の午後5時以降、土曜日の正午以降及び日曜日等の時間外についても、規則では3カ月前から3日前まではありますが、事前に利用申し込みがあった団体につきましては開館し、御利用いただいております。

なお、時間外利用の周知につきましては、御指摘のように公表いたしてございませんが、各利用団体には周知をしてございます。今後、広く御利用いただきため、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、福祉会館関係の御答弁にかえさせていただきました。よろしくお願ひをいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 福祉課長（金谷宗守君） 福祉行政の2点目の福祉手当と補装具の併給につきまして、福祉課長金谷からお答えいたします。

御質問の福祉手当でございますが、先生が御質問の福祉手当は、恐らく特別障害者手当並びに障害者福祉手当の2点かと思います。昭和61年度から旧福祉手当がこういう名称に変わつておりますので、多分、そのことかと思いますので、それについてお答え申し上げます。

この障害児福祉手当は、日常生活におきまして常時の介護を必要とするほどに重度の障害を有する在宅の子供のうち、各種年金を受けていなくて、かつ一定の所得以下の児童に対して支給されるものでございます。また、大人の方に支給されます特別障害者手当は、同じような要件のある20歳以上の者に支給されるものでございます。これらは、いずれも特別児童扶養手当等の支給される国の制度によるものでございます。

さて、これら手当と補装具との併給の関係でございますけれども、先生がおっしゃっておられますように、手当の支給と補装具の支給の両方がされることもあり得ることでございます。より正確に申し上げますならば、制度が完全に別個のもので、当然、補装具が支給されたからといって手当が支給されないということではございません。全く関係なく支給されるものでございます。

ただ、障害児福祉手当のうち聴力障害と視力障害につきましては、多少関係がございます。先に視力障害の方を御説明申し上げます。

視力の矯正後、すなわち眼鏡を掛けた後の障害児福祉手当は0.02以下、特別障害者手当の場合は0.04以下でなければ支給されないということになります。屈折異常、いわゆる近視でございますが、それらの人眼鏡を支給した結果、0.02あるいは0.04以上見えるならば

手当は支給されないということになります。

次に、聴力との関係でございますが、障害児福祉手当の方に限り、補聴器を付けても、なお普通の音声を判別することができない程度でなければ手当は支給されないということでございます。補装具として補聴器をお渡しした結果音声を判別できるようになる場合は、補聴器を渡す人が多いので、手当は支給されないということです。つまり、補装具としての補聴器を使用することによってよりよく聞こえるようになった場合、障害児福祉手当は支給されないというわけでございます。と言いましても、補装具を用いて多少よくなつたが、やはり普通の言語が判別できない程度の方もいらっしゃいますので、この場合は支給できることになります。

制度上、本来的には補装具の支給と手当の支給は別個のものでございますが、この別個のものにさえ、このようにややこしいことがございますので、日ごろから窓口の対応に際しては、この問題にかかわらず市民にできるだけわかりやすく、ということを心掛けておりますが、先生の御要望にございましたように、今後ともより一層努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 17番(西村慎太郎君) 町づくりの件から再質問いたします。

端的に企画室長の稻田さんの方から、町づくり委員会や条例についてはつくるつもりはない、という御答弁がありました。町づくり全般のことでは後の商業活動ともからんできますが、とりわけ、これから大きな開発が出てきております。現在もつくるつもりはないということなので具体的に聞きたいんですが、和気町の朝日住建の開発や駅前再生計画が始まっています。森田紡績も労働争議が解決いたしまして、現在、一部の解体工事を行っております。これは森田紡績自身の企業の問題ですので、周囲がどうのこうの言う問題ではないかもしれません、住宅開発その他の開発が始まるかもしれません。

この中でも朝日住建の問題につきましては、現在、すでに販売活動が始まっているにもかかわらず校区の決定ができない事態になっております。また、仮の橋になっておりますが、本橋の建設については、地元町会との間で協議が整っておらないという問題も出てきております。先ほど、田中課長さん方から事前協議や審査の途中の経過、事務手続についてお話をありましたが、どれを見ましても、周辺住民を含めまして市民の幅広い意見を聞いた町づくりになっていないことは明らかになってきております。冒頭、市長の所信表明ということで選挙後の決意のお話がございましたが、その中でも計画的な調和のある町づくりのを進めていくということを述べておられます。こういう事前協議でも地域住民との話し合いが十分なされておりましたら、こういう議会の中においても、あるいは校区問題についても審議会の中で長時間審議をしなくとも、住民合意の町づくりができるいくと考えます。

もう1つの問題は、地区再生計画にしても道路や駅前広場に重きを置いておられ、具体的な商業活動問題の商店形成について、ダイエーの進出にしても7年前から出ておりますが、具体的な商店に対する援助策がなかなか示されないという問題も出てきております。ある商店では、大規模店進出とか周辺の計画や状況から店舗の改装を計画をしても、具体的に受ける融資制度がないということでなかなか進まないということも聞いております。いろんな問題が起こる中、町づくり協議会あるいは町づくり委員会と呼び名はいろいろあるとは思いますが、町会や商店会、そして、いろんな団体などが入った幅広い層の、それも多くの人たちを網羅した協議会や専門部会をつくって町づくりを進めていくことがいま、求められているのではないでしょうか。

NHKやその他のマスコミでも先進例を報道しております。例えば神戸・長田区の真野地区では、公害追放や緑化推進運動、地域福祉活動の実践などから、個々の問題について何時自主的な運動をしても、町づくりの面で道路問題や商店形成の問題、福祉対策などの問題についても解決しないということで、その地域から市長に対して要求が出た折、市長は、生活環境基礎調査をやることから始まりまして真野地区町づくり検討をつくりました。そこには、地元有志ということで自治会や商店、工場事業者、各種団体、学識経験者、市の職員から成る任意団体をつくり、その地域の町づくりについて提案をする。そして、それに基づいてその地域の20年先の町づくりを市が率先してつくっていく。その中では、5年を期限とした短期の町づくり実施計画をつくり、モノづくりとルールづくりの二本立てで市が対応した、こういう経験も生まれております。こういう中、路地裏をなくして整理する問題や隅切りに対する補助の問題、さらに、それらを含めた住宅改善の補助の予算等についても出ておりますし、ルールづくりについても、さまざまな公害問題等にも触れられているように聞いております。

また、東京・墨田区の京島という地区では、和泉市と同じようなところですが、ここでは都心部ということで人口密集地帯ですが、こういうところでも町づくり協議会をつくり、商店や工場などの活性化も含めた町づくりを進めている状況になっております。

いま、お話をありました内容は、広域的な和泉市全体の町づくりということで幹線道路網、鉄道網、また、学校や公共施設の配置については計画されますが、従来から発展してきました府中や伯太、池田下などの旧市街地の人口密集地域の町並みについてはどうしていくか、何ら触れられてない内容になっております。こういう点からもぜひ大規模開発に伴う周辺住民との摩擦が一層広がらないように努力していただきたい、こういうふうに思いますので、もう一度御答弁をいただきたい。

駅前再生計画につきましては、基本的な計画がつくられるということですが、地元5商店会を初め住民の皆さんの中には借地者が非常に多い実態になっていると聞いております。この中

で零細商店というか、土地を持っていない商店や土地を借りて家を建てておられる方々の対策も非常に重要な問題になってこようかと思います。何よりも和泉市の中心として栄えてきた府中町の商店街の活性化対策の上でも、非常に重要な問題になってまいります。そういう中では、とりわけ、議会も含めその時々の資料がなかなか報告されないという事態にもなってきております。ぜひ町づくりの問題については、その時々の資料に関しそひ庁内外の広報広聴活動を強めていただきたい、かように思いますが、その点についてどう対処されるか、お聞きをしたいと思います。

それから、市内小売り業の問題ですが、例えば横のデパートと言われる地域の市場や商店街の活性化について、借地の商店が建物の改造計画をつくる場合の適切な融資制度はあるのかないのか、お尋ねをしたい。

また、自転車対策ですが、先ほど、赤田課長の方から放置自転車については、登録ナンバーが打ってあるので再利用しにくいと言われました。この問題につきましては、レンタルを含めていろんな例が出ております。茨木市では、放置自転車を再生してレンタルすることも出ております。値段は先ほどお話があったとおりであります。

そういう中、登録ナンバーの問題につきましては、所有権が大きな問題になってくるわけです。吹田市は廃棄物とみなして廃棄物処理法で処理する方法をとっております。また、東京・品川では遺失物として処理、高槻市では民法第239条「無主物の先占」を行って所有権の問題を整理する方法をとっておられます。後に出てきますシルバー人材センターなどの福祉対策等との兼ね合いで、こういう放置自転車の活用策についてもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、放置自転車のことですので、安全性も1つの重要な問題になってこようかと思います。そこで、地元の自転車商協同組合の協力なども得まして点検し活用していく、大体、そのような方向で進められているところが多く出ております。新聞報道を見ても17~18カ所あるようですのでぜひ積極的に取り組んでいただきたい。こういうことを進めれば、お年寄りの生きがい対策にもなり、リサイクルで駐車場の余力を生み出していくことにもなっていくわけありますので、前向きの方向で考えていただきたいと思います。とりわけ、所有権問題について研究されたかどうか、お答え願いたいと思います。

福祉問題は後にして、まず、以上の問題についてお答え願いたいと思います。

○ 市長公室理事（稻田順三君） 再度、お答え申し上げます。

私がお答え申し上げましたのは、和泉市総合振興計画で昭和70年を目指した一定の町づくり計画がありますので、全体を網羅したものについては必要がないと御答弁申し上げたわけで

ございます。そのビジョンを進める具体的な政策につきましては、例えばコスモポリス計画では地元町会や地権者の方々の御理解を得て進めていく。また、駅前についても、学識経験者や建設省なりの専門家が入った委員会をつくっていく等、個々のプロジェクトを推進する上では、これらの方々の御意見が当然、必要であろうと考えるわけでございます。

加えて民間の開発につきましては、開発申請が出た段階においては当然、府内挙げいろいろ調整をするわけであります。その段階において、地元の町会などからいろんな問題が生じましたら調整している現状でございます。その意味で全体を網羅した組織については、現在では必要はないんじゃないかと考えております。

現在、大都市周辺ではぼつぼつ御指摘のような動きが出てきているようですが、まだ数は少ないようであります。ある程度町づくり、村興し的な感じの組織と理解しておりますので、今後、研究を進めてまいりたい。よろしく御理解賜りたいと思います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 再生計画に関する広報につきまして、都市整備部長から御答弁申し上げます。

御指摘のように再生計画の中では、特に街区整備計画と申しまして駅前東側、区域につきましては策定委員会で検討しているわけですが、7haぐらいがその対象になるであろうと考えております。その地域の中には、御指摘のように非常に借地や借家の比率が高く、なおかつ、借家の中には、老齢の単身世帯あるいは夫婦世帯のウェートが高いといった特性がございます。また、零細商店もございます。そういう中、われわれといたしましては、施設中心だけではなく、和泉市の玄関口、顔としての活性化を1つの基本テーマにし、今後、策定委員会の中で基本計画を進めていきたい。何を申しましても2回の委員会を開いたところでございます。本年度中にある程度の作業を終わり、来年度早々ぐらいて計画書が上がってくると思いますが、その段階で所管の委員会でも御報告、御説明を申し上げ、以後、事業の進め方についても御意見を仰ぎながら十分な広報に取り組みたいと思います。

- 産業部次長（高三一行君） 融資の件につきまして、商工課高三からお答え申し上げます。

小売り市場における借地の場合の増設、模様替えということになりますと、まず、借地の貸借関係が明らかでありましたならば、それに対する大阪府の制度融資が受けられるものと存じます。

以上でございます。

- 産業部次長（赤田信君） 撤収車のレンターサイクル化について、交通公害課赤田からお答え申し上げます。

自転車の登録ナンバーでございますが、新車の自転車を購入いたしました際、本人が1枚、

もう1枚が警察署に回って台帳に記載、保管されております。先ほども申し上げましたように、レンターサイクルとして使用するための法的な裏づけでございますが、どこで新しい人の名前に切り替えていくことができるかむずかしい問題がございますので、関係機関等と打ち合わせまして検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 17番(西村慎太郎君) 再々質問になりますので、これで終わりたいと思います。

まず、町づくり問題では、全国でも例が少ないとおっしゃっておられましたが、確かに成功しているところは少ないし、成功しなければ全国的に届いてこないということになるかもしれません。しかし、和泉市の中でこれだけ開発が進み、その開発の過程において市民さんが参加できない中、後でいろんな問題が起こってきております。府内でも調整すると言われましたが、それでは、端的な例でお答え願いたいんですが、3年もかかってやっているのにまだ校区が決まらないというのはなぜか、という話になってくるわけです。この問題が解決したので適正就学審議会が開かれると思っておりましたが、そうなっておらないようあります。

それから、同じく町づくり問題ですが、57年3月に和泉市総合計画策定のための市民アンケート調査が発表されておりますが、その171ページに「暮らしの便利さ」という項目がございます。57年発表ですから調査時点は56年だと思いますが、以後、6年たっておりますので、現在の実態はどうかということもあるうかと思いますが、その16番目に小学校区分の日常の買い物の便利さの中で、「不満」、「やや不満」を合わせると9校区あるわけです。当時は18校区ですから約50%を占めます。ちなみに申し上げますと、小学校区では黒鳥、芦部、南池田、光明台南、緑ヶ丘、北松尾、南松尾、横山、南横山であります。こういう調査になつてますが、その後、どういうふうに検討され、不満だと答えた方々にどう対応する施策を検討されたかについてお答え願いたい。以前の調査でありますので、その後調査をやり直して不満が満足になつてゐるところがあれば、そういう調査もお示し願いたいわけでございます。

この例にも見られますように、これらの校区につきましては府中から遠いところがほとんどです。ただ、光明台については、その後、ダイエーなどいろんな商店が張り付いてきましたので、大分改善されつつあるとは思います。しかし一方では、こういう地域については、先ほどの赤阪議員さんのバスの問題でもありましたように、交通問題等の要件が含まれているようになります。このことを1つをとっても、小学校区ごとに商店街をつくれということを言いましたのは、こういう対策が必要ではないかということからです。身の回り品を買うのにわざわざ府中まで出て来なければならないようではいかんのではないかと思うわけです。以前、勝部議員から横暴という意見がありましたが、ぜひ全国的にも先進例を研究しながら、14万

市民に責任を持つ市政をやっていただきたいと思うわけですが、その点について御答弁をお願いいたします。

- 市長公室理事（稻田順三君） 確かに57年、そういうアンケート調査をやりました。それを59年の総合計画策定の資料にさせていただいたわけでございます。その中で特に和泉市にとって大事なのは、道路網の整備であると考えております。その上に立って本年度から市内道路網整備の基本計画をつくることを考えております。加えて、われわれは市民の意識の把握が非常に重要であろうと考えているわけでございまして、今後、その点も十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- 17番（西村慎太郎君） 福祉問題について、まず、会館の運営についてお答え願いたいと思いますが、先ほど、事業の実施状況についていろいろ御報告がありました。その中でお年寄りや障害者の活動を支えていく上で、ボランティア活動が非常に重要であるというお答えもありました。そこで、ボランティア活動についてお聞きしたいんですが、現在、ボランティア活動に従事しておられる人数をわかればお示し願いたい。要旨説明のときにボランティアに関する資料を要求してませんでしたので、なければ後で結構ですが、ぜひボランティアの組織、人数についてお答え願いたい。

私が把握している中では大変少ないと思いますし、また、障害者（児）のさまざまな要求に対応していく状況ではないと思います。そのような中でボランティアの皆さん方が頑張っておられるわけですが、絶対人数が少ないのでそういうことになっていると思います。手話通訳や点字通訳などの講習会も福祉センターでやっておられるようですが、その点では、福祉会館でいいのかどうか、それをお聞きしたい。

もう1つは、その上に立ってボランティアの方々が仕事の合間の時間外、夜とか日曜、祝日に福祉センターを利用されるわけです。私も夜、福祉センターに行ってみたんですが、途中の道が非常に暗い。例えば岸和田南海線については途中に街灯なども少なく、中央線も交差点には街路灯がありますが、途中には街路灯はもちろんのこと、街灯もないという状況になってしまいます。そういう点からして、ぜひ夜間の利用を安全にするためにも、これらの周辺整備をぜひ充実させていただきたいと思うわけでございます。

それと、障害児の母子通園施設の問題でありますか、来年度からはどういうふうに運営をしていかれるのかも明らかにしていただきたいと思います。

それから、現在は2名の職員でやっておられるわけですが、先ほど御答弁いただいた松尾館長さんは社協の事務局長も兼務しているわけですから、専任は1名になるわけです。1名の職

員でのりっぱな福祉会館を十分に活用できるのかという点も非常に問題が出てこようかと思います。

それから、浴場につきましては、お年寄りや障害者の方々延べ632名の方々が利用されたということです。その中で盲人や視力障害の方々、また、それらの団体の方々が利用されている中身について御報告がなかったわけです。以前にも質問いたしましたが、和泉市は非常に広大な市域を有し、端から端までの長辺が19km、バス路線も先ほどのお話の状況でありますので、ぜひ福祉会館が利用しやすいきめ細かい施策をやっていくことが大事ではなかろうかと思いますし、市長が冒頭で述べられましたことにもなってこようかと思います。そういう点では、福祉センターを利用する上でマイクロバスやタクシーなど交通機関の問題についても充実をしていただきたいと考えますが、この点についてはどうでしょうか、お願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁は簡単に願います。

○ 福祉会館長（松尾 守君） ただいまの再質問につきまして、福祉会館の松尾からお答えいたします。

ボランティアの人数でございますが、現在、私どもがつかんでいる人数、これは社会福祉協議会が主として行っておるものですが、ブロック名で申し上げますと、手話サークルカスタネットが20名、点字訳ボランティアの小羊が10名、その他みかんとか個人的ななものもありますして、総数58名ぐらいと聞いております。

次の手話並びに点訳の講習会の件でございますけれども、和泉市手話サークルとしてカスタネットという名称の組織が福祉会館の研修室をお使い願い、毎週月曜日午後6時から9時ごろまで講座を開いております。また、同じく手話サークルのカスタネットというグループが毎週木曜日午後1時から4時まで講習を行っております。点訳ボランティアグループの小羊でございますが、これは毎週第1金曜日の午後1時から4時ごろまで講習を行っております。それぞれの来ておられる人数ですが、カスタネット関係では20名、みかんが18名、小羊では10名ということでございます。

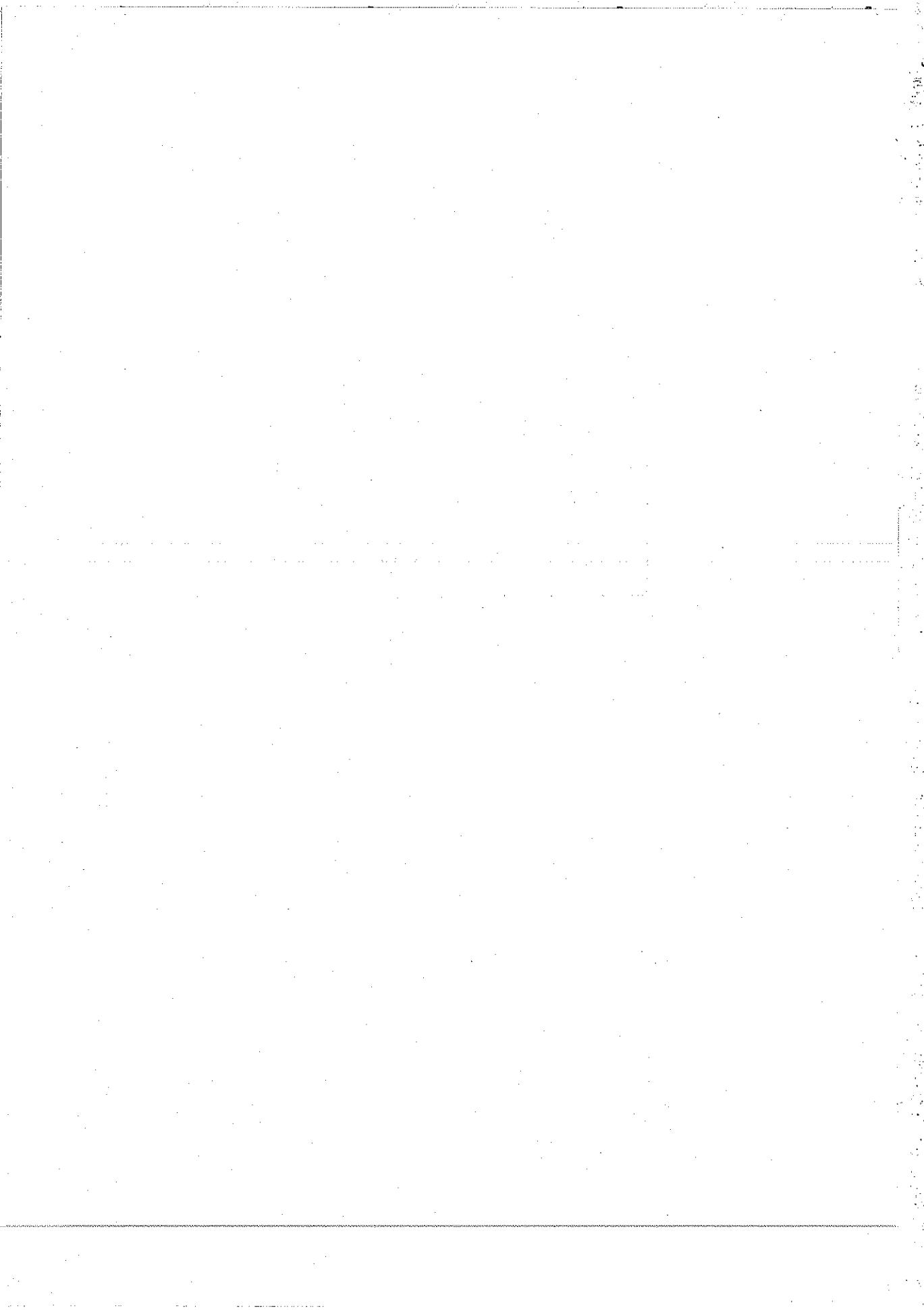
○ 児童課長（加久本良一君） 通園事業の件につきまして、児童課長加久本からお答え申し上げます。

現在、親子教室ということで保健所の方にお願いし、市立保健センターの方で親子教室を開いてございます。平均40人程度が利用してございますが、10月からは総合福祉会館を使用いたしまして親子教室を開催し、来年度からは、現在の利用内容等も十分観察しながら、同じ程度以上のものにするよう努力させていただくべく準備をいたしておりますが、開催日数等についても検討課題でございますが、大阪府の心身障害児福祉対策として補助制度と

いう項目がございますので、対象になるものがあれば、対象にしていきたいということも配慮しながら検討を進めておるわけでございますので、御了解をお願い申し上げます。

- 17番（西村慎太郎君） 最後に、ボランティアの総数については69名という数字を発表されましたが、和泉市には、視力障害者が250名おられます。その中では、先ほどは聴力障害者も含めてのボランティアの数になっております。それぞれのボランティア活動を支えていく上での夜間及び休日の使用であります、現在、使用している団体のみ使えるということですか、それとも、それ以外の団体でも使いたいということで複数名以上が申し込みをすれば同じように使えるのかどうか、お答えをいただいて終わりたいと思います。
- 福祉会館長（松尾 守君） 福祉に関係する団体であれば利用していただきたいと思っております。
- 17番（西村慎太郎君） 福祉会館の周辺整備についてはどなたが……。
- 福祉会館長（松尾 守君） 関係部局とも協議したいと思います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 市道、府道等もございますので、今後、関係部局と十分協議して周辺整備を進めていきたいと思います。
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。議員各位の御協力、まことにありがとうございました。
お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでございました。
(午後3時10分散会)

最 終 日



昭和62年12月16日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	西口平和君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君

欠席議員(2名)

2番 奥村圭一郎君

13番 貝渕博治君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助役	長	池田忠雄	総務部	理部	事長	塚大	之利	塚孝
入役	役	坂口禮之助	総務部	次部	長	森	彦富	利彦
市長	公室長	中塙白文	総務部	次部	長	奥阪	豊昭	富豊
市長	公室事	杉本弘	財政部	課	長	橋本	夫昭	光昭
市長	公室事	逢野一郎	同和部	策部	長	向井	稔	利夫
市長	公室事	神藤恒治	同和部	策部	長	生川	洋也	彦
市長	公室事	隆大我	同和部	策部	長	中原	助	利也
秘書	課長	稻田順三	福祉部	事務所	長	西上	富美	助富
人事	課長	井阪和充	福祉部	生活部	長	中中	淳好	美淳
企画	課長	西岡正徳	市民生活部	理生活部	長	岸田	仁秀	好秀
総務	部長	今堅太郎	市民生活部	次長				
		麻生和義						

市民生活部	次長	坂	平	消防	本部	次長	高	男
産業部	長	田	吉	消防	本部	長	武	
産業部	長	村	一	用地	本部	長	喜	
産業部	長	三	儻	地開發	次長	貞		
建設部	長	田	隆	公社事務局	理事長	壽		
建設部	長	崎	琢	用地	事務局長	由		
都市整備部	長	井	啓	担当	次長	喜		
都市整備部	長	崎	欣	土地開發	參事	博		
改良事業部	長	本	義	公社事務局	局長	通		
改良事業部	長	橋	宏	次長	次長	久		
水道部	長	井	恒	教育委員會	長	之		
水道部	長	大	清	事務局長	長	繁		
水道部	長	田	益	農業委員會	長	昌		
病院	長	岩	孝	事務局長	長	之郎		
病院	長	岸	博	農業委員會	長	雄		
病院	長	仲	淳	事務局長	長	嘉		
病院	長	竹	光	監查委員會	長	平		
病院	長	藤	清	監查委員會	長	繼		
病院	長	藤	夫	農業委員會	長	道一		
病院	長	谷	司	事務局長	長	清		
病院	長	上	徹	農業委員會	長	三		
消防	長	角	泰	事務局長	長	忠		
		谷	美	農業委員會	長	義		

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野	雄
参主幹	河原	茂
係長員	大佐	隆
	土谷	保
	之上	一
	井之上	光

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月16日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和62年7月分)	P. 1
2	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年7月分)	P. 11
3	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年7月分)	P. 17
4	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和62年8月分)	P. 22
5	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年8月分)	P. 32
6	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年8月分)	P. 38
7	認定 第1号	昭和61年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
8	認定 第2号	昭和61年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
9	認定 第3号	昭和61年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
10	議会議案 第15号	決算審査特別委員会設置について	別紙
11	議会議案 第16号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
12	報告 第23号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 2
13	報告 第24号	専決処分の承認を求めるについて(交通事故に 係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 5
14	報告 第25号	専決処分の承認を求めるについて(昭和62年度 和泉市一般会計補正予算(第3号))	P. 10
15	議案 第50号	工事請負契約締結について((仮称)コミュニティ 体育館新築工事)	P. 20
16	議案 第51号	工事請負契約締結について((仮称)永尾団地8棟 建設工事)	P. 22
17	議案 第52号	工事請負契約締結について(幸第二団地13棟建設 工事)	P. 24
18	議案 第53号	財産取得について(和泉市立光明台中学校校舎)	P. 26
19	議案 第54号	財産取得について(和泉市立光明台北小学校校舎ほ か)	P. 28
20	議案 第55号	市道の路線認定について(山の谷6号線)	P. 30
21	議案 第56号	市道の路線認定について(旭町1号線及び旭町2号 線)	P. 31
22	議案 第57号	市道路線の廃止及び認定について(阪和東側1号線 及び池上町5号線)	P. 32
23	議案 第58号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法 について	P. 36
24	議案 第59号	泉大津和泉都市計画事業第二阪和国道豊中土地地区画 整理事業の施行に関する事務委託の廃止について 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する條 例制定について	P. 40
25	議案 第60号		P. 41

日程	種別及び番号	件 名	摘要
26	議 案 第 6 1 号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P. 57
27	議 案 第 6 2 号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 118
28	議 案 第 6 3 号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 121
29	議 案 第 6 4 号	昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	P. 125
30	議 案 第 6 5 号	昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 170
31	議 案 第 6 6 号	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	P. 178
32	議 案 第 6 7 号	昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	P. 186
33	議 案 第 6 8 号	昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	P. 205
34	請 願 第 1 号	光明台北小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	別 紙
35	決 議 第 4 号	国保制度にかかる厚生省改革案に対する決議	別 紙
36	意 見 第 6 号	固定資産税の据置きを求める意見書	別 紙

(午前10時00分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたる御出席、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長朗読)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは21名でございます。欠席届けのある議員さんは貝渕議員さん、遅刻届けのある議員さんは坂口議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(池辺秀夫君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第6までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみ朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第35号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和62年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年10月30日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和62年10月30日
2. 検査の対象 昭和62年7月分の出納状況
3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和62年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年10月30日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和62年10月30日
2. 検査の対象 昭和62年7月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和62年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年10月30日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和62年10月30日
2. 検査の対象 昭和62年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和62年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年11月26日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和62年11月26日

2. 検査の対象 昭和62年8月分の出納状況

3. 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第39号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年11月26日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和62年11月26日

2. 検査の対象 昭和62年8月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第40号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和62年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年11月26日

監査委員 庄 司 清

同 松 尾 孝 明

記

1. 検査実施日 昭和 62 年 11 月 26 日
2. 検査の対象 昭和 62 年 8 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 81 条による 8 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。
なお、8 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第 35 号より第 40 号までの報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 7 「昭和 61 年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第 8 「昭和 61 年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本件については、去る 10 月第 3 回定期例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を飯坂委員長にお願いいたします。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

○ 決算審査特別委員長（飯坂楠次君） 去る 10 月に開会されました第 3 回定期例会において、昭和 61 年度和泉市水道事業会計決算並びに昭和 61 年度和泉市病院事業会計決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る 11 月 24 日、委員会を開き慎重審査を行いました。その経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審査を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案の際説明されていることから、水道事業会計の収入支出一括して直ちに審査に入りました。

まず、水道使用料金基本料金の府下順位と 10 トン当たりの金額並びに 2 位との差額はいくらになるのか。一般に使用される使用水量の平均はどの程度で、それらの府下順位。8 トン未満の使用戸数とその割合及びその推移はどのようにになっているのかと、の質問に対し、基本料金は現在、府下第 1 位であるが、平均使用量は 25 トン～30 トン程度であり、20 トンでは 12 位、30 トンでは 19 位とほぼ中位であること。また、基本水量 8 トン未満の世帯数は 6,490 戸で全使用者の 16.6 % に当たり、その推移はほぼ横ばいとなっている、との答弁がありました。

次に、従来より懸案となっている福祉料金制度の導入については、円高差益分 700 万円を

任意積み立てし、福祉料金創設を前向きに具体化されたことは評価できるものの、財政事情を見れば、次年度以降の積み立ては困難ではないか。当初は一般会計繰り入れを前提としていたはずだが実際はどうか。また、具体的な実施方法等についてどうするのか、との質問があり、これに対し、福祉料金については、り余曲折を経る中で一部部局と再三協議を行ったが、財政需要が広範多岐にわたり、かつ財政が硬直化する市財政の現況から見た場合繰り入れが困難との判断に達したが、幸い、昭和61年度は、土地処分に伴う特別利益計上で未処分利益剰余金の一部を任意積立処理により福祉料金制度創設への一助としたい。また、実施の具体的な方法としては、水道事業会計独自で料金改定時に料金体系の見直し枠の範囲内での企業努力と相まって、一定の時期での決断を見い出していくたい、旨の答弁がありました。これに対し、福祉料金導入に関しては、国保会計や病院に補助している例もあり、市民の福祉という観点から見れば、一般会計からの繰り入れにより実施すべきではないか、等の意見がありました。

また、最近取りざたされている石綿管が人体にどの程度有害であり、また、その基準はどのようにになっているのか。これらの石綿管は現在どの程度で、今後の対応はどう考えているのか、等の質問があり、石綿管は、現在、市内に4万6,300m布設され、全体の12.9パーセントを占めている。発ガン性については、最近の東京都調査でも問題がないとの発表があり、水道水中の石綿の基準が世界中でまだ決められていないのが現状であるが、目下、アメリカ環境保護庁でその基準を作成中であり、今後は、国や府の指導のもとに対処すると同時に、石綿管については積極的に布設替えを行っていく、との答弁がありました。

次に、経営の基本的問題として、給水人口16万5,000人、日量最大給水量5万9,400トンとなっているが、現在の給水人口や給水量から見て今後どのように考えていくのか。組織について管理者を置かないのか。置いた場合どうなるのか。その方針等についてはどうなるのか、との問い合わせに対し、給水人口、日量最大給水量については、今後、和泉中央丘陵開発等給水人口及び給水量の伸びを見ながら第4次拡張計画を策定していく。管理者制度については、市勢の進展を見ながら十分検討していきたい、旨の答弁がありました。また、鉄管さびに関する質問に対しては一定の説明があり、審査を終りました。

本決算についてお詫びいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

引き続いて、病院事業会計の収入支出を一括して審査に入り、まず、病院における清掃委託の状況及びごみ、し尿処理委託の状況並びに正看護婦、准看護婦の人数についての質問があり、清掃の委託先は世界産業で、契約期間は3年であり、昭和61年に契約を締結し現在に至っている。清掃委託作業員は毎日10名程度であり、院内の清掃を行っている。ごみ処理等につい

ては、委託先は和泉衛生であり、正看護婦、准看護婦の人数は、昭和6.2年3月31日現在で看護婦119名、准看護婦73名である、との答弁がありました。これに対し、清掃内容について、他の市立病院と比較すると掃除が不十分なように見受けられるので、もう少し入念な清掃をするよう業者に対し指導を行うように、との指摘がありました。

次に、病院の財政状況と今後の見通しはどうか。和泉診療所に対して医師の派遣をしているが、薬品等についても関係があるのか。委託の問題で新聞等で医療機関の業務の下請けが清掃や警備にとどまらず、カルテ管理、手術室補助等の医療行為に係る分野まで拡大しているふうに言われているが、市立病院は、そういう行為についても委託をしているのか、との質問があり、昭和6.1年度末において29億6,216万7,000円の累積欠損金があり、不良債務額も8億3,088万9,000円と莫大なものとなっている。国の医療費抑制策による現下の診療報酬体系の中では、累積欠損金の解消は非常に厳しいが、診療内容の充実、病床利用率の向上、適正な人員配置等に努め不良債務の解消に努めて参りたい。また、診療所に対しては、医師の派遣のみであり、他の関係はない。業務の委託については、頻度の少ない特殊な臨床検査は委託しているが、それ以外の診療部門の委託はしていない、との答弁がありました。

また、B型肝炎の予防対策はどのようにされているのか。予防ワクチンが確保できているのか。また、救急医療対策、特に小児科の救急医療についての質問があり、それらの質問に対して、B型肝炎についてはHB検査を全職員に実施、希望者には第1回目のワクチンの投与を行っている。また、救急医療の問題については、病院として運営面、財政面等を検討しなければならないが、広域行政的な問題もあるので関係機関とも十分検討してまいりたい、との答弁がありました。これに対し、救急医療、特に小児科の救急搬送はアンケートの中でも一番多く、ぜひひとつの問題に取り組み実施願いたい、との要望がありました。

その他、物品の購入の方法、医療報酬等について質問等があり、病院事業会計決算の審査を終わりました。

本決算についてお詰りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終ります。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま決算委員長より詳細な審査の経過並びに結果の報告がありました。本報告に対する質疑、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、討論はないものと認めます。

お詰りいたします。本決算2件を委員長報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、認定第1号及び第2号はそれぞれ認定されました。

決算委員の皆さんには大変御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第9「昭和61年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

認定第3号

昭和61年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、昭和61年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和62年12月15日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 61 年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

収入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不純欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市税		11,462,652,000	12,143,157,387	11,621,298,189	9,882,299	511,976,849	158,646,189
1. 市民税		5,644,908,000	6,030,675,545	5,789,766,691	3,494,559	237,414,295	144,858,691
2. 固定資産税		3,719,500,000	3,935,074,763	3,731,567,099	5,071,220	198,436,444	12,067,099
3. 軽自動車税		93,747,000	105,304,520	95,128,980	218,920	9,956,620	1,381,980
4. 市煙草消費税		587,866,000	598,389,921	598,389,921	0	0	10,523,921
5. 電気税		403,358,000	398,522,983	398,522,983	0	0	△ 9,835,017
6. 力士税		14,100,000	14,409,087	14,409,087	0	0	309,087
7. 特別土地保有税		73,876,000	80,546,280	80,546,280	0	0	1,670,280
8. 都市計画税		915,297,000	980,234,288	912,967,148	1,097,600	66,169,490	△ 2,329,852
2. 地方譲与税		173,000,000	180,935,000	180,935,000	0	0	2,935,000
1. 自動車譲与税		107,000,000	109,937,000	109,937,000	0	0	2,937,000
2. 地方道路譲与税		71,000,000	70,998,000	70,998,000	0	0	2,000
3. 自動車取得税金		242,149,000	252,903,000	252,903,000	0	0	10,754,000
1. 自動車取得税金		242,149,000	252,903,000	252,903,000	0	0	10,754,000
4. 地域提供施設等所在市町村助成金		241,971,000	241,971,000	241,971,000	0	0	0
1. 地方交付税		241,971,000	241,971,000	241,971,000	0	0	0
5. 地方交付税		4,651,000,000	4,381,892,000	4,381,892,000	0	0	△ 269,108,000
1. 地方交付税		4,651,000,000	4,381,892,000	4,381,892,000	0	0	△ 269,108,000

6. 交通安全対策 特別交付金	22,900,000	23,323,000	23,323,000	0	0	423,000
7. 分担金	551,134,000	546,977,306	546,977,306	0	0	△ 4,156,694
1. 分担金	19,815,000	17,734,600	17,734,600	0	0	△ 2,080,400
2. 負担金	531,319,000	529,242,706	529,242,706	0	0	△ 2,076,294
8. 使料費及手数料	301,455,000	332,999,119	328,106,619	0	4,892,500	26,651,619
1. 使料	253,171,000	280,566,349	275,673,849	0	4,892,500	22,502,849
2. 手数料	48,284,000	52,432,770	52,432,770	0	0	4,148,770
9. 国庫支出金	5,900,063,000	5,530,126,641	4,830,361,641	0	699,765,000	△1,069,701,359
1. 国庫負担金	2,156,565,000	2,126,401,727	2,126,401,727	0	0	△ 30,163,273
2. 国庫補助金	3,701,308,000	3,351,371,402	2,651,604,402	0	699,765,000	△1,049,701,598
3. 国庫委託金	42,190,000	52,353,512	52,353,512	0	0	10,163,512
10. 府支出金	2,065,158,000	2,255,013,852	2,234,831,852	0	20,182,000	169,673,852
1. 府負担金	189,808,000	191,079,250	191,079,250	0	0	1,271,250
2. 府補助金	1,643,913,000	1,807,677,597	1,787,495,597	0	20,182,000	143,582,997
3. 府委託金	217,494,000	242,716,350	242,716,350	0	0	25,222,350
4. 府交付金	13,943,000	13,540,655	13,540,655	0	0	△ 402,345
11. 財産収入	352,782,000	292,965,296	292,965,296	0	0	△ 59,766,704
1. 財産運用収入	164,706,000	145,776,975	145,776,975	0	0	△ 18,929,025
2. 財産売払収入	188,026,000	147,188,321	147,188,321	0	0	△ 40,837,679

款		項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
12. 寄附金			266,240,000	250,440,004	250,440,004	0	0	△ 15,799,996
13. 繰入金	1. 寄附金		266,240,000	250,440,004	250,440,004	0	0	△ 15,799,996
	1. 基金繰入金		692,779,000	451,573,052	451,573,052	0	0	△ 241,205,948
14. 諸収入	1. 基金繰入金		692,779,000	451,573,052	451,573,052	0	0	△ 241,205,948
	1. 延滞金及預金		10,000,000	24,670,761	24,670,761	0	0	△ 136,837,307
	2. 市預金利子		34,341,000	22,077,964	22,077,964	0	0	△ 12,263,036
	3. 償付金元利收入		1,511,628,000	1,511,676,005	1,511,676,005	0	0	△ 48,005
	4. 受託事業収入		11,796,000	8,585,959	8,585,959	0	0	△ 3,210,041
	5. 雜入		2,145,359,000	2,009,276,004	2,009,276,004	0	0	△ 136,082,996
15. 債			5,113,723,000	4,875,084,300	4,557,284,300	0	317,800,000	△ 556,438,700
	1. 市債		5,113,723,000	4,875,084,300	4,557,284,300	0	317,800,000	△ 556,438,700
16. 繰越金			86,237,000	86,237,695	86,237,695	0	0	695
	1. 繰越金		86,237,000	86,237,695	86,237,695	0	0	695
	歳入合計		35,841,317,000	35,421,885,295	33,857,386,647	9,882,299	1,554,616,349	△ 1,988,930,353

出
歳

(単位円)

款	項	予算現額	支出総額	翌年度繰越額	不 用 額	予算額と支出額との比較
1. 議会費		288,091,000	285,868,668	0	2,222,332	2,222,332
1. 議会費	議会費	288,091,000	285,868,668	0	2,222,332	2,222,332
		3,145,870,000	3,098,973,610	0	46,896,390	46,896,390
2. 総務費	総務管理費	1,935,621,000	1,896,378,546	0	39,242,454	39,242,454
2. 徴税費	戸籍住民基本台帳費	513,901,000	512,542,695	0	1,358,305	1,358,305
3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	212,215,000	210,558,061	0	1,656,939	1,656,939
4. 運賃費	運賃費	86,004,000	83,387,666	0	2,616,334	2,616,334
5. 統計調査費	統計調査費	21,995,000	21,050,189	0	944,811	944,811
6. 監査委員費	監査委員費	25,641,000	25,499,098	0	141,907	141,907
7. 同和対策費	同和対策費	350,493,000	349,557,360	0	935,640	935,640
8. 民生費		8,508,272,000	8,193,556,824	0	314,745,176	314,745,176
1. 社会福祉費	社会福祉費	3,133,766,000	2,844,804,846	0	288,961,154	288,961,154
2. 児童福祉費	児童福祉費	2,952,877,000	2,941,568,212	0	11,313,788	11,313,788
3. 生活保護費	生活保護費	2,415,681,000	2,406,371,086	0	9,309,914	9,309,914
4. 災害救助費	災害救助費	5,948,000	787,680	0	5,160,320	5,160,320
3. 民生費		3,297,608,000	3,194,317,090	66,211,000	37,079,910	37,079,910
1. 予防衛生費	予防衛生費	1,652,775,000	1,648,515,004	0	4,259,996	4,259,996
2. 環境衛生費	環境衛生費	1,393,767,000	1,392,544,508	0	1,222,492	1,222,492
3. 墓地管理費	墓地管理費	235,807,000	137,939,030	66,211,000	31,596,970	31,596,970
4. 上水道費	上水道費	15,259,000	15,258,548	/ 0	452	452

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出し額との比較
5. 勞 勵 費		77,847,000	77,889,525	0	7,475	7,475
1. 失業対策費		77,847,000	77,889,525	0	7,475	7,475
6. 農林水産業費		346,428,000	331,889,895	0	14,568,105	14,568,105
1. 農業費		266,120,000	251,884,390	0	14,235,610	14,235,610
2. 林業費		80,308,000	79,975,505	0	332,495	332,495
7. 商工費		234,850,000	231,292,877	0	3,557,123	3,557,123
1. 商工費		234,850,000	231,292,877	0	3,557,123	3,557,123
8. 土木費		7,311,712,000	6,181,407,469	981,569,000	148,735,581	148,735,581
1. 土木管理費		191,137,000	190,681,129	0	455,871	455,871
2. 道路橋梁費		930,612,000	889,986,088	0	40,625,917	40,625,917
3. 河川水路費		209,850,000	209,818,703	0	31,297	31,297
4. 都市計画費		1,928,177,000	1,857,799,829	0	70,377,171	70,377,171
5. 住宅宅費		4,051,936,000	3,033,121,725	981,569,000	37,245,275	37,245,275
6. 消防費		787,223,000	782,706,756	0	4,516,244	4,516,244
1. 消防費		787,223,000	782,706,756	0	4,516,244	4,516,244
10. 教育費		4,296,342,000	4,260,394,155	0	35,947,845	35,947,845
1. 教育総務費		385,959,000	360,018,630	0	5,945,370	5,945,370
2. 小学校費		1,830,077,000	1,814,515,625	0	15,561,375	15,561,375
3. 中学校費		821,908,000	814,517,545	0	7,390,455	7,390,455
4. 幼稚園費		368,777,000	366,328,211	0	2,448,789	2,448,789

	5. 社会教育費	816,896,000	812,436,739	-	0	4,459,261	4,459,261
	6. 保健体育費	92,725,000	92,582,405	-	0	142,595	142,595
11. 公債費		6,063,898,000	5,914,051,660	0	149,846,340	149,846,340	
12. 諸支出金	1. 公債費	6,063,898,000	5,914,051,660	0	149,846,340	149,846,340	
	1. 開発公社貸付金	1,471,918,000	1,169,231,000	0	302,682,000	302,682,000	
	2. 災害援護資金貸付金	3,600,000	0	0	0	0	0
	3. 諸支出金	304,073,000	23,491,000	0	3,600,000	3,600,000	
	4. 基本金費	1,074,240,000	1,055,740,000	0	280,582,000	280,582,000	
13. 予備費		11,263,000	0	0	18,500,000	18,500,000	
	1. 予備費	11,263,000	0	0	11,263,000	11,263,000	
	歳出合計	35,841,317,000	33,721,469,529	1,047,780,000	1,072,067,471	1,072,067,471	

歳入歳出差引 135,917,118 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和 61 年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未収額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険料		2,435,247,000	2,792,992,460	2,458,016,845	18,029,353	316,946,262	22,769,845
1. 国民健康保険料	1. 国民健康保険料	2,435,247,000	2,792,992,460	2,458,016,845	18,029,353	316,946,262	22,769,845
2. 一部負担金		20,000	0	0	0	0	△ 20,000
1. 一部負担金	1. 一部負担金	20,000	0	0	0	0	△ 20,000
3. 使用料及び料		500,000	698,310	698,310	0	0	198,310
1. 手数料	1. 手数料	500,000	698,310	698,310	0	0	198,310
4. 国庫支出金		2,557,170,000	2,606,798,874	2,606,798,874	0	0	49,628,874
1. 国庫負担金	1. 国庫負担金	2,051,370,000	1,984,998,874	1,984,998,874	0	0	△ 66,371,126
2. 国庫補助金	2. 国庫補助金	505,800,000	621,800,000	621,800,000	0	0	116,000,000
5. 療養給付費		541,217,000	531,739,289	531,739,289	0	0	△ 9,477,711
1. 療養給付費	1. 療養給付費	541,217,000	531,739,289	531,739,289	0	0	△ 9,477,711
6. 府支出金		67,000,000	66,440,446	66,440,446	0	0	△ 559,554
1. 府補助金	1. 府補助金	67,000,000	66,440,446	66,440,446	0	0	△ 559,554
7. 共同事業交付金		36,296,000	36,586,458	36,586,458	0	0	290,458
1. 共同事業交付金	1. 共同事業交付金	36,296,000	36,586,458	36,586,458	0	0	290,458
8. 繰入金		150,000,000	150,000,000	150,000,000	0	0	0
1. 一般会計繰入金	1. 一般会計繰入金	150,000,000	150,000,000	150,000,000	0	0	0

9. 諸 収 入		69,480,000	36,116,195	36,116,195	0	0	△ 33,363,805
1. 延滞金及び過料		50,000	37,490	37,490	0	0	△ 12,510
2. 預 金 利 子	3,930,000	1,090,528	1,090,528	0	0	0	△ 2,839,472
3. 雜 入	65,500,000	34,988,177	34,988,177	0	0	0	△ 30,511,823
10. 繰 越 金	19,709,000	19,709,495	19,709,495	0	0	0	495
1. 繰 越 金	19,709,000	19,709,495	19,709,495	0	0	0	495
11. 財 產 収 入	3,199,000	3,198,753	3,198,753	0	0	0	247
1. 財 產 運用収入	3,199,000	3,198,753	3,198,753	0	0	0	247
歳 入 合 計	5,879,888,000	6,244,280,280	5,909,304,665	18,029,353	316,946,262	29,466,665	

(単位円)

歳 出 款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較	
						1. 総務費	2. 徴収費
1. 総務費		172,581,000	165,770,678	0	6,810,322	6,810,322	
1. 総務管理費		47,372,000	47,127,021	0	244,979	244,979	
2. 徴 収 費	123,528,000	117,471,402	0	6,056,598	6,056,598		
3. 運 営 協 議 会 費	1,181,000	782,255	0	398,745	398,745		
4. 避 旨 普 及 費	500,000	390,000	0	110,000	110,000		
2. 保 険 給 付 費	3,952,684,000	3,952,364,284	0	319,716	319,716		
1. 療 養 費	3,546,105,000	3,545,786,482	0	318,518	318,518		
2. 高 齢 療 養 費	361,489,000	361,487,802	0	1,198	1,198		

款	項	予算額	支出額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
3.	助 費	36,280,000	36,280,000	0	0	0
4.	葬 祭 費	8,810,000	8,810,000	0	0	0
3.	老人保健拠出金	1,697,077,000	1,696,984,908	0	92,092	92,092
4.	共同事業拠出金	36,306,000	36,301,882	0	4,118	4,118
1.	共同事業拠出金	36,306,000	36,301,882	0	4,118	4,118
5.	保健施設費	3,842,000	2,898,170	0	943,830	943,830
1.	保健施設費	3,842,000	2,898,170	0	943,830	943,830
6.	公 債 費	5,425,000	3,986,294	0	1,438,706	1,438,706
1.	一般公債費	5,425,000	3,986,294	0	1,438,706	1,438,706
7.	諸 支 出 金	4,161,000	2,529,632	0	1,631,368	1,631,368
1.	還 金 及 び 加 算 金	4,161,000	2,529,632	0	1,631,368	1,631,368
8.	予 備 費	4,563,000	0	0	4,563,000	4,563,000
1.	予 備 費	4,563,000	0	0	4,563,000	4,563,000
9.	基 金 横 立 金	3,199,000	3,198,753	0	247	247
1.	基 金 横 立 金	3,199,000	3,198,753	0	247	247
歳 出 合 計		5,879,888,000	5,864,084,601	0	15,803,399	15,803,399

歳入歳出差引残高
昭和 年月日 提出
45,270,064円

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和 61 年度 大阪府和泉市老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 支払基金交付金		3,801,997,000	3,293,622,640	3,293,622,640	0	0	△ 508,374,360
1. 支払基金交付金	1. 支払基金交付金	3,801,997,000	3,293,622,640	3,293,622,640	0	0	△ 508,374,360
2. 国庫支出金		1,111,546,000	966,789,560	966,789,560	0	0	△ 144,756,440
1. 國庫負担金	1. 國庫負担金	1,111,546,000	966,789,560	966,789,560	0	0	△ 144,756,440
3. 府支出金		274,282,000	240,335,757	240,335,757	0	0	△ 33,946,243
1. 府負担金	1. 府負担金	273,999,000	240,145,315	240,145,315	0	0	△ 33,853,685
2. 府補助金	2. 府補助金	283,000	190,442	190,442	0	0	△ 92,558
4. 繰入金		272,679,000	236,677,688	236,677,688	0	0	△ 36,001,312
1. 一般会計繰入金	1. 一般会計繰入金	272,679,000	236,677,688	236,677,688	0	0	△ 36,001,312
5. 諸収入		100,000	5,810,709	5,810,709	0	0	5,710,709
1. 雜入	1. 雜入	100,000	5,810,709	5,810,709	0	0	5,710,709
歳入合計		5,460,604,000	4,743,236,354	4,743,236,354	0	0	△ 717,367,646

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不通用額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		827,000	659,754	0	167,246	167,246
1. 総務管理費		827,000	659,754	0	167,246	167,246
2. 医療諸費用		5,428,960,000	4,723,016,387	0	705,943,663	705,943,663
1. 医療諸費用		5,428,960,000	4,723,016,387	0	705,943,663	705,943,663
3. 諸支出金		4,391,000	4,390,038	0	962	962
1. 債還金		4,391,000	4,390,038	0	962	962
4. 前年度繰上充用金		26,426,000	26,425,027	0	973	973
1. 前年度繰上充用金		26,426,000	26,425,027	0	973	973
歳出合計		5,460,604,000	4,754,491,156	0	706,112,844	706,112,844

歳入歳出差引歳入不足額

11,254,802円

翌年度に繰越すべき財源

0円

このため翌年度歳入繰上充用金 11,254,802円

昭和年月日

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和 61 年度 大阪府和泉市公用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 繰 入 金		103,745,000	99,050,401	99,050,401	0	0	△ 4,694,599
1. 一般会計繰入金		103,745,000	99,050,401	99,050,401	0	0	△ 4,694,599
2. 市 債		165,000,000	135,000,000	135,000,000	0	0	△ 30,000,000
1. 市 債		165,000,000	135,000,000	135,000,000	0	0	△ 30,000,000
歳 入 合 計		268,745,000	234,050,401	234,050,401	0	0	△ 34,694,599

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度課越額	不 用 額	予算現額と支 出済額との比較
1. 公共用地先行取得事業費		166,802,000	128,892,000	6,717,000	31,193,000	31,193,000
1. 公公用地先行取得事業費		166,802,000	128,892,000	6,717,000	31,193,000	31,193,000
2. 公 債 費		101,943,000	98,441,401	0	3,501,599	3,501,599
1. 公 債 費		101,943,000	98,441,401	0	3,501,599	3,501,599
歳 出 合 計		268,745,000	227,333,401	6,717,000	34,694,599	34,694,599

歳入歳出差引残額 6,717,000円

昭和 年月日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

歳入

昭和 6 1 年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		50,400,000	50,058,000	50,058,000	0	0	△ 342,000
1. 負 担 金	50,400,000	50,058,000	50,058,000	0	0	0	△ 342,000
2. 使用料及び手数料		62,771,000	67,313,251	67,313,251	0	0	4,542,251
1. 使 用 料	62,771,000	67,313,251	67,313,251	0	0	0	4,542,251
3. 国庫支出金		275,000,000	255,200,000	255,200,000	0	19,800,000	△ 19,800,000
1. 国庫支出金	275,000,000	275,000,000	255,200,000	0	19,800,000	0	4,542,251
4. 府支出金		275,000,000	275,000,000	255,200,000	0	19,800,000	△ 19,800,000
1. 府補助金	15,932,000	38,167,000	38,167,000	0	0	0	22,235,000
5. 繰入金		595,562,000	594,182,596	594,182,596	0	0	22,235,000
1. 一般会計繰入金	595,562,000	594,182,596	594,182,596	0	0	0	1,379,404
6. 市債		794,800,000	757,400,000	757,400,000	0	0	△ 37,400,000
1. 市債	794,800,000	757,400,000	757,400,000	0	0	0	△ 37,400,000
歳 入 合 計	1,794,466,000	1,782,120,847	1,762,320,847	0	19,800,000	△ 221,144,153	

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算額と支出 済額との比較
1. 下水道事業費		1,563,326,000	1,544,921,107	39,600,000	8,804,893	8,804,893
1. 下水道 総務費		858,039,000	849,238,659	0	8,800,341	8,800,341
2. 下水道 整備費		735,287,000	695,682,448	39,600,000	4,552	4,552
2. 公債費		200,931,000	197,599,740	0	3,331,260	3,331,260
1. 公債費		200,931,000	197,599,740	0	3,331,260	3,331,260
3. 予備費		208,000	0	0	208,000	208,000
1. 予備費		208,000	0	0	208,000	208,000
歳出合計		1,794,465,000	1,742,520,847	39,600,000	12,344,153	12,344,153

歳入歳出差引残額 19,800,000円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和 61 年度 大阪府和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 諸 収 入		65,378,000	62,655,691	62,655,691	0	0	△ 2,717,309
1. 受託事業収入		65,378,000	62,655,691	62,655,691	0	0	△ 2,717,309
歳入合計		65,378,000	62,655,691	62,655,691	0	0	△ 2,717,309

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度保残額	不使用額	予算現額と支出済額との比較
1. 和泉中央丘陵用地取 得等事業費		62,702,000	62,655,691	0	46,309	46,309
1. 和泉中央丘陵用地取 得等事業費	1. 得等事務費	62,702,000	62,655,691	0	46,309	46,309
2. 予 備 費		2,671,000	0	0	2,671,000	2,671,000
2. 予 備 費	1. 予備費	2,671,000	0	0	2,671,000	2,671,000
歳出合計		65,378,000	62,655,691	0	2,717,309	2,717,309

歳入歳出差引残額

0円

昭和年月日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇）

○ 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第3号 昭和61年度和泉市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計の6会計でございます。決算報告書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり、審査意見書をちょうだいをいたしました。

御承知のように国家財政の厳しい中、引き続き財政改革を強いられ、国庫補助率も今後3年間の暫定措置としながらも、昨年に引き続き高率補助金が引き下げられ、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しい局面を迎えているところであります。

本市の昭和61年度の財政運営につきましては、市税の堅実な伸び、また、歳出面では給与改定の低率、また、予算全般にわたり抑制基調を保ちつつ財政運営の安定と効率化を期しました結果、普通会計につきましては、1億2,500余万円の実質収支黒字決算、また、単年度収支におきましても4,000余万円の黒字決算と相なったことは、これひとえに議員皆様方の格段の御協力のたまものと、ここに厚く深く御礼を申し上げる次第であります。ただ、収支面では黒字基調を堅持できたものの、財政構造はまだまだ弾力性に乏しい現状でございまして、近年、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況がございます。今後とも財政構造の改善を図りながら、より一層の健全な財政運営を図るべく最大の努力を傾注いたします所存でございます。よろしく御指導、御協力のほどをお願い申し上げる次第であります。

それでは、各会計ごとの決算概要を申し上げたいと存じます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額338億5,700余万円、歳出総額337億2,100余万円でございまして、歳入歳出差し引きいたしますと1億3,500余万円の形式黒字と相なります。すでに御承認をいただきました昭和62年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源1,000余万円を差し引きをいたしますと、1億2,500余万円の実質黒字と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額59億9,000余万円、歳出総額58億6,400余万円でございまして、歳入歳出差し引き4,500余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、歳入総額47億4,300余万円、歳出総額47億5,400余万円、歳入歳出差し引き1,100余万円の赤字決算と相なりますが、この赤字相

当額につきましては、次年度におきまして国及び支払基金より過年度分として歳入されるものでございます。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入総額2億3,400余万円、歳出総額2億2,700余万円、歳入歳差し引き670余万円の形式黒字と相なりますが、すでに御承認をいただきました昭和62年度への事業繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源670余万円を差し引きいたしますと、収支均衡と相なる次第でございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額17億6,200余万円、歳出総額17億4,200余万円、歳入歳差し引き1,980万円の形式的な収支黒字と相なりますが、すでに御承認をいただきました昭和62年度への事業繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源1,980万円を差し引きいたしますと、収支均衡と相なる次第でございます。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計につきましては、歳入歳出総額とも6,200余万円の同額と相なる次第でございます。

なお、本特別会計につきましてはすでに御議決をいただいておりますが、目的の用地集約等も完了し、本年度をもちまして廃止をさせていただくものでございます。

以上が、今回、御認定をお願いいたします各会計の決算状況でございます。よろしく御審議をいただきまして御認定を相賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願ひを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について総括質問を行います。

○ 16番（天堀 博君） 16番・天堀です。それでは、この後で設置されます決算審査特別委員会に付託されると思いますので、総括的な質問をさせていただきます。

まず、決算審査意見書の5ページ、本年度末の実質収支で1億2,588万4,000円の黒字、前年度に比べて4,041万8,000円の黒字が増加しているということになっております。この点についての要因、黒字そのものが61年度単年度で4,000余万円という額ですけれども、その点での要因があればお聞かせ願いたい。

それから、経常収支比率が60年度101.2%、61年度は100.7%、△0.5%となっている点ではいいわけですが、意見書でも6ページでは、依然として高い数値だと言われておりますので、その辺での考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、意見書11ページの表ですが、収入済額の対前年度費の比較が出ておりますが、特に大きなものとして地方交付税が60年度44億9,852万円に対して落ち込みが1億1,600万円出ておりますが、これらの要因もお聞かせ願いたいと思います。

それから、意見書27ページの性質別経費の前年度比調べの中で補助費等が12億2,000

万円減とかなり落ち込んでいるわけですが、この要因もお聞かせ願いたいと思います。

それから、公共施設整備基金ですが、これの60年度決算、それから61年度決算額について。また、増加していると思いますが、その増加の主要な要因を教えてほしいと思います。

次は、先ほどの市長の説明にもありました、61年度補助金カットがいろいろされてきておりますのでこれらの額、また、その主なものがあれば出していただきたい。

それから、いつも聞いております市債残高ですが、一般と同和関連の分、これは国の方に出している額ですが、その区別もお聞かせ願いたい。

それから元利償還金、公債費が37ページに出ておりますが、61年度で総額59億1,400余万円。そのうち公債諸費がありますから、その公債諸費を除いた元金が61年度で37億2,856万8,000円、利息が21億7,382万2,000円について、元金と利息それぞれに分けて一般と同和関連部分をわかれればお聞かせ願いたいと思います。また、今回は前年度との関係で借換債20億円というのがありましたので、それも含めますと60年度とかなりの違いが出てきますので、その借換債を除いた形の通常ベースの60年度対比でお答え願いたいと思います。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） ただいまの御質問に対しまして、財政課阪よりお答えを申し上げます。

第1点目の実質収支黒字の要因でございますが、1つは、先ほど市長から説明させていただきましたとおり市税が順調に伸びた点、2点目には、これは3点目の質問の逆になりますが、地方公付税そのものについては、実質的には伸びたことが歳入面で大きく影響しております。一方、歳出面では、人件費の低率並びに公債費関係での利子の低下による要因がございます。この歳入歳出2つの要因が主なものと存じます。

それから、2点目の経常収支比率の高い状況の推移と今後の考え方ということでございます。確かに実質収支面で黒字基調を保持しておりますが、財政構造自体が依然硬直化して財政運営は予断を許さないというのが、経常収支比率の高い面でございます。その要因としては、人件費比率並びに公債費比率が主な要因でございます。しかしながら、公債費そのものにつきましては、必要な建設事業費については、今後も和泉市の都市基盤整備と発展のため続けていかざるを得ない。現在は、そのための一定の過渡期であると考えております。今後とも経常経費の節減により一層努力し、経常収支比率の低下に向けて努力してまいりたいという考え方でございます。

第3点目の地方交付税の減の要因でございますが、61年8月に自治省令が改正されまして、泉北環境施設組合に係る財政基準需要額が各市で算入されることになりましたので、地方交付税の減になっておるというのがその要因でございます。しかしながら、歳出面で泉大津、高石に対する配分金そのものについては減になっておりますので、歳入歳出差し引きいたしますと、実質的には2億794万1,000円、6.4%が減となっておる状況でございますので、よろしく御了解をお願いいたします。

3点目の補助費等の12億2,000万円の減の要因でございますが、3点ございます。1点目は、国民年金法の改正によりまして、年金印紙が補助費という形での分析になっておりますので、その額といたしまして4億8,900万円の減。2点目は、先ほどの2市に対する泉北環境に伴う交付税の配分金3億3,800万円。3点目は、財産区財産の地元配分金4億6,600万円。この3点が補助費等の減の主な要因でございます。

続きまして、公共施設整備基金の現在額と増になった要因でございますが、基金残高につきましては、61年度36億4,054万8,000円の決算額でございます。前年度に比べまして6億3,180万円の増になっております。その要因でございますが、住宅・都市整備公団による光明池新住宅市街地開発事業終結に伴いまして、開発関連の残事業の事業収入として8億5,000万円が収入され、基金の増になったというのが主な要因でございます。

続きまして、補助金カットの額でございますが、61年度で経常経費並びに投資経費総額でのカットといたしまして5億9,225万5,000円が本市の影響額でございます。そのうち経常経費的なものといたしまして3億7,041万9,000円、投資的経費のカット分として2億2,183万6,000円でございます。経常経費の減の主な内容といたしましては、一番大きいのは生活保護費で2億2,992万6,000円、その他保育所、精神薄弱者援護措置負担金の減が主なものでございます。投資的経費の内容ですが、公共下水道の整備事業補助金として特別会計の影響額1億7,949万6,000円がございます。公共下水道を中心とした事業量に対する補助金カットの影響額が出ております。

次に、市債残高の一般と同和分の額でございますが、総額61年度3.14億6,594万5,000円でございます。その内訳として一般分142億3,885万3,000円、同和分として172億2,709万2,000円でございます。元利償還金の一般と同和分の関係ですが、元利を含めて説明させていただきますと、先ほど御質問がございましたように、借換債そのものについては21億140万円ございますが、それを差し引いた額から申し上げますと、61年度37億728万9,000円。そのうち一般分が19億6,377万4,000円、同和分17億4,351万5,000円でございます。借換分を含めた額といたしましては、61年度58億868万

9,000円、そのうち同和分が30億3,381万5,000円でございます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 29番（田中包治君） 29番・田中です。実は、この解放同盟に対する活動費の助成2,500万円ですが、この間の神戸地裁判決では違憲であるということで、当時の町長に返還命令が出ております。この2,500万円についてもどういうふうに解釈しているのか、その点だけお尋ねいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 同対部長橋本からお答えいたします。

私も新聞報道でしか詳細存じておりませんが、新聞報道によりますと、兵庫県八鹿町で非常に厳しい闘争があったようでございます。その闘争資金として支出された、いわゆる泊まり込みの費用等あるいはまた運動費など直接同和対策事業の促進ということではなく、現在、係争中の裁判に関連した闘争資金として使用されたという経過があるので、現在のところ、地裁が無効という判決を下しております。私どものこの2,500万円は、解放同盟の運動促進の助成でございまして、直接刑事事件に関連するものではないと存じております。

○ 29番（田中包治君） おかしいやないか。解放同盟は1つの活動体、大衆団体でしょう。政治とかには関係がないはずや。あんた方は、そのカネを支出するのは正当やと言うんですか。同和地区には3つの団体があり、同じように人権、差別反対運動をやってます。そのために設立された大衆団体でしょう。その大衆団体にカネをやるということは違法であると言ってるんす。この2,500万円がどう使われているか知りませんよ。私は何も見せてもらうたことがないが、活動費であることには間違いない。トラブルがあったとか、なかったとかには関係がないはずですよ。あんた方がそういう理屈をつけるのは当たり前ですよ。しかし、今後ともこういうことをやっていくのかいかないのか、それが問題やと思う。

何も同和行政の中ではこの問題だけやない。それは後で争うとしても、あなた方がどうしても出していくと言うんなら、わしらも裁判にかけなしようがない。これは市民の税金ですからね。税金をむだに使うということは許されませんよ。大衆団体に補助金を出すのがええのか、悪いのかということです。町会や自治会とかとは違いますよ。町会や自治会は、市の行政に対する協力機関として市の行政に関与している団体です。その点、どういうふうに解釈してあるですか。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 最初に申し上げましたのは、裁判で係争中の事件にかかる助成金があるということで、判決の一番の問題点であったように解釈しております。先生がお

っしゃいますように、解放運動を進めている団体は他にもあるじゃないか、本市が解放同盟だけに助成をするのはおかしい、という御指摘でございますが、私どもは、同対審答申に基づき地元の運動団体との連携を深めるということから、過去、ずっと支出を認めていただいておりま

す。

確かに全国的には、それぞれの地域において解放同盟以外の団体にも助成をしている地方もありますが、本市では長年、解放同盟との連携を保ちながら助成措置をさせてきていただいてきた経過がございます。公共的団体である町会や自治会と、運動を進めている大衆団体との性格の差は私もよくわかりますが、今まで進めてきた経過あるいは府の行政措置等に対して、私どもはその意義を認めて助成をさせてきていただいたという経過でございますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

○ 29番(田中包治君) 解放同盟は大衆団体でしょう。市行政と何の関係があるんですか。

平和運動をやっている団体などと同じ団体でしょう。自主的な運動をやっている団体でしょう、違うの。そこらが一番問題なんですよ。あんた方は、支部というものを和泉市の1つの機関であるという考え方を持ってるでしょう、違いますか。せやなかったら、こんなカネを出さないはずですよ。解放会館でも支部長としてちゃんと車庫まで指定してるやないか。私が言いたいのは、そういうことが果たしていいのかどうかということです。

税金だって6割も値引きしてるでしょう。健康保険だって半分値引きしてるやないか。これで人権が平等と言えるのかと私は言いたい。ここで幾ら論議してもしようがないが、そういうことが正しいと言うんなら法定で争りしかしようがない。あんた方が、解放同盟を行政機関の一部と認めてやってるんならいいですよ。せやないでしょう。あくまでも大衆団体の1つなんです。メーデーなどにカネを出すのはわかりますよ、一種の祭典ですから。ところが、このように平素の活動に助成金を出すのはあくまでも違法ですよ。私の言うてることが間違ってるんなら反論してくれて結構です。

○ 市長(池田忠雄君) 基本的なお尋ねですので、私からお答えさせていただきたいと存じます。

先ほど来、同対部長がお答えしているとおりでございます。解放同盟和泉支部は行政機関ではございませんが、同対審答申あるいは特別措置法の精神に基づきまして、いまだ低位性にあぐ地域住民の解放という国家的、国民的な課題にのっとりまして、大規模な対象地区を抱える本市として、同和対策事業を進めていく上で地域のニーズをとらえる意味合いから、地元の団体と緊密な連携を保ちつつ今日まで同和行政を進めてまいったという事実と経過がございます。その中で私たちといたしましては、解放同盟和泉支部に対して助成を行ってまいったとい

う一定の措置でございまして、議会皆様方の御了承を得、執行をしてまいりたということでございます。

八鹿事件に対する一連の神戸地裁の判決と、本市の同和行政推進の意味合いの補助ということはおのずから違うと判断しております関係上、議員さんの御意見もありますでしょうが、本市としての同和対策を円滑に進めていく観点からの一定の助成措置であるということで御了承を相賜りたいと存じます。

- 29番(田中包治君) 同対審とかは、1つの審議機関ですから法的な拘束力はない、従わなければならぬことはない。ただ、現代の民主主義社会のもとで、何か同和地区だけが別個のものであるという考え方があるんじゃないかということです。税金を6割も減免する、あるいは健康保険も5割以上も減免する。そして、個人給付等も含めて年間2億円以上のカネが補助されてますね。民主主義のもとで人権は平等であるとするのなら、経済的にも同じ扱いをしなければならない。

こんなことをしているのは大阪府だけなんですね。香川県の知事が違法であるということです、8年前に全部なくしたと思います。大阪府だけが特別に税金や保険料を減免しているんです。資本主義社会で税金を6割も免除することが、果たして人間平等の原則に沿ってるんですか。私はそれを言いたい。解放地区の造成は賛成しますよ。当たり前の話や。しかし、個人給付とか税金を減免するとか、そんなことが平等であるかということです。法律は、それが決まった時点から執行するのだから過去は関係ない。これが福祉行政なら理解しますよ。しかし、福祉行政じゃないんでしょう。そんなことをするのがええのか悪いのかということです。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘はわかりますが、私たちといたしましては、議員さんと気持ちは同じでございまして、低位性を克服するための一定の過渡期であるとして特別措置法があり、制度というものがあると理解をしております。同じ法のもとで平等が保たれておらないから特別措置法ができ、国民的な課題になってきたわけでございます。したがって、1日も早く皆が同じように差別をなくしていく意味合いのもとでの過渡期として同和施策があり、その究極の目的は、差別をなくし、皆が兄弟のように仲よくしていくことが民主主義の原則であります。しかしながら、日本において民主主義の恥部ともいべき同和地区が現存しておりますので、それをなくしていくかなくてはいけないことで、一定の期限内における特別措置法であるという点で御理解をいただきたいと思います。

差別がなくなれば御指摘のとおり、皆が同じような観点に到達する、このように存じますが、そのためにはかさ上げをしなければならないという現実論としての国民的課題であるという意味合いから、同和行政を推進してまいっております。究極の目的は、差別をなくし平等な社会

を実現するのは御指摘のとおりであります。皆が同じ扱いを受けなければならぬということ、その間における一定のかさ上げの過渡期であるということでの特別措置法であるという意味合いをひとつ御理解を相賜りたいと思います。

- 29番(田中包治君) 特別措置法はわかってますよ。必要なんだから3分の2の国、府の補助をもううてるんでしょう。それについてとやかく言ってない。資本主義社会だから、一般市民も同和地区の人々も差別がありますよ、はっきり言いましてね。同和地区の人でも、一般の人よりも大きな財産を持っている人もたくさんいますわな。せやから、福祉行政としてやりなさい、と言うてる。一般にも段差があり、同和地区にも段差があります。これは認めるでしょう。その低いところを助けるのが福祉行政でしょう。福祉行政の基本に基づいて執行するなら大いにええ。

ところが、同和地区の人々は別だという観点に立ってやっていると、かえって同和地区と一般市民との間にトラブルが起ることは御存知のとおりです。同和地区におれば税金は4割納めたらええんだとなれば、だれしもが反感を持ちますよ。税金は安いもんと違いますからね。だれでもけしからんと不満を持つのは当たり前や。これでやめますが、あくまでもあなた方が正しいと主張するなら、私も人間ですから裁判にかけてでもやりますよ。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件は、その内容からして十分審査を願いたいと思いますので、次の日程で特別委員会の設置をお願いし付託の上、閉会中の御審査をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) 日程第10「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第15号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和62年12月16日 提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和 61 年度和泉市歳入歳出決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員 13 名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件は、昭和 61 年度和泉市一般会計及び特別会計決算を認定するに当たり、慎重に審査を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 15 号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 11 「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第 16 号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により選任する。

昭和 62 年 12 月 16 日 提出

和泉市議会議長 池辺秀夫

記

決算審査特別委員会委員（13名）

お諮りいたします。本決算審査特別委員会委員の選任につきましては、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。
決算審査特別委員に飯坂楠次、奥村圭一郎、赤阪和見、藤原正通、竹下義章、貝渕博治、大谷昌幸、勝部津喜枝、原 重樹、坂口敏彦、柳瀬美樹、出原平男、金谷 衛。
- 以上、13名でございます。

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。ただいまの局長朗読どおり選任するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第16号は朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、よろしく審査のほどをお願いいたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第12「専決処分の報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和62年12月15日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第23号「専決処分の報告について」、消防長角谷からその内容について御説明申し上げます。議案書3ページでございます。

本件は、消防車両の交通事故の損害賠償等に関し専決処分させていただいたものでございます。損害賠償及び和解の相手方は、堺市菅原通1-10-2 真下 隆氏でございます。損害賠償額は車両の修理費のみ15万円で、人身負傷はなく、これらの賠償金もって和解が成立いたしました。

なお、これらの財源は、全国市有物件災害共済会より全額てん補されるものでございます。次に、事故概要でございますが、昭和62年10月13日(火)午後10時19分、国道26号線富秋町交差点におきまして交通事故発生の報に接し、救急車とともに緊急出動した救助工作車が市道府中黒鳥線を西進中、黒鳥町879番地先の路上において、救急隊優先のため停車中の乗用車の右側方を徐行しながら前進しましたが、救助工作車の右後部フェンダーが相手方車両の右後部バンパー部と接触し、損傷を与えたものでございます。

本件は、いかに緊急出動中の事故とはいえ、再びこのようなことのないよう、職員の運転技術の向上と安全運転に努めてまいる所存でございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げ、報告内容の説明にかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第23号を終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第13「専決処分の承認を求めるについて」(交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第24号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第10条

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和62年11月13日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市鶴山台三丁目5番85-404 山田和子
2. 損害賠償の額 1,952,606円
3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 市民生活部長（中西淳富君） お許しをいただきまして市民生活部中西、自席よりただいま御上程をいただきました報告第24号「専決処分の報告を求めるについて」、その内容を御報告申し上げます。議案書5ページでございます。

本件は、昨年7月4日に発生いたしました交通事故の示談解決に伴うものでございまして、相手方との示談交渉について早期に解決を図る必要から、議会を招集し御議決をいただきたいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和62年11月13日付で専決第10号「交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について」として専決処分させていただき、本日、御報告申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、相手方和泉市鶴山台三丁目5番85-404にお住まいの山田和子さんに対しまして、損害賠償金195万2,606円をお払いすることによりまして円満解決を図ったわけでございます。

なお、この原因となった交通事故の概要でございますが、7ページの参考資料を御参照いただきたく存じます。この事故は、昭和61年7月4日（金）午前9時50分ごろ、市環境衛生課職員が市内上町で不燃ごみを収集し、和泉市舞町92番地泉北環境整備施設組合第二事業所（焼却場）へ搬送するためごみ収集車を運転し、高石市取石601号線の小栗街道との交差点を焼却場に向かって直進しようとしたところ、交差点右方向から相手方山田和子さんの運転する原動機付き自転車が一たん停止をしないで交差点に進入し、これに気付いたごみ収集車の運

転手が急ブレーキをかけたが及ばず接触し相手方が転倒、頭髄骨骨折等の負傷をした上、原動機付き自転車が破損いたしました。直ちに負傷者を病院に収容、加療するとともに所定の処置を行いました。

幸い、入院加療の経過は良好で退院後自宅より通勤、このたび全治をいたしましたので示談交渉の結果、各々の過失割合に応じた損害賠償の額、すなわち市より損害賠償金195万2,606円を支払うことで合意し円満に解決いたしました。損害賠償金の内訳は、治療費及び付添看護料として185万5,030円、原動機付き自転車の物損費3万1,332円、慰謝料を含むその他一切の賠償金56万6,244円の計195万2,606円でございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会自動車損害賠償保険及び損害賠償責任保険により全額補てんされることになっております。

以上で報告第24号の説明を終わらせていただきます。

なお、本事件について担当職員一同深く反省し、今後、業務の遂行については、細心の注意をもって職務に精励いたす所存でございますので、よろしく御審議を賜り、原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、報告第24号を承認することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第14「専決処分の承認を求めるについて」〔昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第3号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第25号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第12号

昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第3号)

昭和62年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,653,937千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

昭和62年11月24日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 府支 出 金		2,327,923	22,600	2,350,523
	3. 府委 託 金	191,771	22,600	214,371
歳 入 合 計		31,631,337	22,600	31,653,937

2. 岁 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3,351,029	22,600	3,373,629
	4. 選 挙 費	78,835	22,600	101,435
歳 出 合 計		31,631,337	22,600	31,653,937

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) それでは、お許しをいただきまして総務部大塚より、ただいま御上程をいただきました報告第25号、専決第12号「昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきましては、大阪府選出の参議院議員死去に伴います補欠選挙執行経費でございまして、去る11月24日、専決処分させていただいたものでございます。事情御賢察の上、よ

ろしく御了承をお願い申し上げます。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。

第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316億5,393万7,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」とおりでございます。

内容につきましては、参議院議員の大坂府選出議員補欠選挙の執行に伴う諸経費でございまして、2,260万円を計上いたしたものでございます。

これに充当いたします財源につきましては、全額府委託金を計上いたしたものでございます。

以上、簡単でございますが、ただいま御上程をいただきました専決第12号「昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番(勝部津喜枝君) 参考までにお尋ねいたしたいと思います。

現職の参議院議員の急拵死去ということで選管におかれでは大変なことだと思いますが、本市におきましては、さきの市長、市議補欠選挙がございましたので、他市とは若干違う状況かとは思います。今回の参議院議員の補欠選挙につきましては、投票所や投票事務等は、引き続き前回の市長、市議補選と同じような状況で取り行われるのか、まず、お尋ねしておきたいと思います。

○ 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。

○ 選挙管理委員会事務局長(農端小一君) 選管事務局からお答えいたします。

前回と同じ方法で行いたいと思っております。

○ 18番(勝部津喜枝君) 前回、大変投票率が低かったことについては、いろんな要因もあったと思いますが、長年60数年間、同じ投票所に行っていたのが今回、急拵思いがけないところに変わったという声とか、ある町では、個人的にはありませんが、町自体が新たな投票所に変わったというような声も出ております。さらに、かねて要望しておりました助松団地富秋地区では、依然として改善の方向が見出せていないと思います。このことにつきましては、今回の選挙の中でも大変要望も出ておりまし、選管としての取り扱いと今後の方向をどのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思います。

○ 選挙管理委員会事務局長(農端小一君) お答えいたします。

先生がおっしゃっておられますのは、多分、鶴山台北校区の舞町等の投票所の一部変更の件だと存じます。実は、信太中学校の投票所につきましては、地元住民から端っこあるので便利が悪いという強い声がございまして、鶴山台北小学校に変更させていただきました。そのとき各自治会の役員さんにお集まりいただき、自治会単位で投票所の変更について御協議いただきまして、今回の11月15日の選挙執行に間に合ったわけでございます。その後、一部の投票者から場所等の変更の御要望がございましたが、今回は間に合わないということで町長さんと御協議いただきまして、次回までに再度協議するということで御了解をいただいているものでございます。

なお、助松団地につきましては、従来から御希望があるわけでございますが、投票所の場所がないということで今回までできているのが現状でございます。

なお、その他につきましても、来年度に市議会議員選挙がございますが、何カ所かの増設を予定いたしておりますが、御理解賜りたいと思います。

- 18番（勝部津喜枝君） 町長さんに御迷惑をかけることではございませんので、各有権者の方に便利なように、投票率の低くならないような一面としても考えていただくよう要望しております。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。

- 9番（並河道雄君） 9番・並河です。1点だけ。

この委託金ですが、過去の選挙の場合、府の委託金でやってるわけですが、市からの持ち出しはなかったのかどうか。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） お答えいたします。

府会議員、知事あるいは国政レベルの選挙では、ほとんど市の持ち出しはなかったと思います。ただ多少の端数、例えば何千円とか、千円単位で入ってきますが、支出につきましては、それよりオーバーするということで決算書の中で定めておりますので、端数分については、市の持ち出しということで現在までしております。

- 9番（並河道雄君） 余った場合は……。

- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） 余った場合ということですが、大阪府の選管といたましても、余らないように使ってほしいということですが、実際問題といたまして、過去数年、1万円単位ぐらいの赤字を出しております。

- 9番（並河道雄君） いまの勝部議員さんからも質問がありましたら、私も地元のことですので過去の一般質問でも取り上げ、局長等とも話し合いをいたしましたが、助松団地について

は勝部議員さんと同じ意見でございます。わざわざ第2阪和を越えて富秋まで行かないかんと
いうことで投票率も悪くなるということがありますので、この点はぜひ早急に検討していただきたいと思います。

今回の投票所については、いろいろ局長あるいは地元町会長らと話し合い最終的にああいう形になりましたが、今回、1カ所に集中した鶴山台の問題かと思いますが、投票率が低かったんですが、この辺で問題点はなかったのかどうか、1点お聞きしておきます。

○ 選挙管理委員会事務局長（農端小一君）お答えいたします。

あの地区の有権者が8,000余になりましたので、会場の施設としては少し小さかったように考えております。ただ、今回の投票率が低かったのでいけたんですが、今後、投票率が向上すれば当然、あの会場ではむずかしいということで、現在、私どもの考えといたしましては、あの会場と鶴山台南小学校の2カ所ぐらい、4,000ぐらいにしたいと考えております。

○ 9番（並河道雄君）投票所の新設あるいは増設をしていただいたら問題ないんですが、あの周辺は開発が進んで人口が急増しておりますので、今回はやむを得ずあいう措置になつたかと思いますが、できれば投票所の増設を検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、報告第25号を承認することに決しました。

○ 議長（池辺秀夫君）日程第15「工事請負契約締結について」〔〔仮称〕市立コミュニティ体育館新築工事〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第50号

工事請負契約締結について

（仮称）市立コミュニティ体育館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)市立コミュニティ体育館新築工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 903,000,000円
5. 契約の相手方 大阪市天王寺区四天王寺一丁目5番43号
村本建設株式会社 大阪本社
代表取締役大阪本社長 村本悦男

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) それでは、お許しを得まして自席よりただいま御上程をいただきました議案第50号「工事請負契約締結について」、総務部大塚より提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件はすでに御案内のとおり、光明池緑地内にコミュニティ体育館の建設を準備してまいりましたが、いよいよその施行にかかります段階になりましたので、工事の請負契約を締結するにつきまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額は9億300万円。契約の相手方は、大阪市天王寺区四天王寺一丁目5番43号 村本建設株式会社大阪本社代表取締役大阪本社長 村本悦男と契約しようとするものでございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和64年2月28日までを予定いたしております。

また、工事の概要につきましては、参考資料にお示ししておりますとおり、光明池緑地の18万5,701m²内に鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積2,934m²の体育館を新築し、関連する設備工事、外構工事を実行するものでございます。

以上、議案第50号について簡単に御説明を申し上げました。議案の参考資料及び別冊参考図面を御参照いただきましてよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 29番(田中包治君) 実はちょっと聞きたいんですが、この間も常任委員会で話をしたんやけど、この出来上がりの検査はどうしてますのか。何かひかりの保育所が鉄筋で建ててるの

のにたった10年で雨漏りがして使えないという。2年ほど前の会計監査報告では、後の検査もせずに収入役からカネを払ってます、という報告があった。木造は30年、鉄筋は50年という規定があるんでしょう。そのような中でわずか10年足らずであさひですか、2カ所ほどが全部改造せないかんという。一体、そんな業者の施行したものとどんな制度で検査しているのか、してないのかということです。緑ヶ丘保育所は10年もたってないので入り口のところが雨がざあざあ漏っていた。直してもらいましたが、どうなってるのか。検査もせずにカネを払ってますのか。私が質問したとき、監査委員は、「何ぼ言うたかて直してくれませんので、これを書きました」とはっきり言ってましたよ。この間の常任委員会では担当者がいないということで答えをもらえませんでしたね。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 建設部長（浅井隆介君） 建設部長からお答え申し上げます。

通常、施行時におきましては、私どもの担当職員が監督をしてまいっております。特に重要な基礎工事や骨組みなどのときには、さらに監督を強化しております。竣工に当たりましては、まず部内で検査をした後、私どもの建築課以外の契約課の方で技術者の検査員を任命、私どもの担当者も立ち会いまして竣工検査をしております。その結果合格したものについて支払いの手続きをする。もし、手直しがあれば、それを手直しをした後、再検査して支出する。こういう形でやっております。

○ 29番（田中包治君） 出来上がりを見たかてわかれへん。内部をごまかされたら雨が漏ってきますよ。普通の民間の会社やったら、委託した設計者が最後まで監督をしている。われわれが見たかてわからへん。せやから、10年したら雨が漏ってきて建て替えせないかんようになる。

○ 建設部長（浅井隆介君） ただいま申し上げましたように、施行途中におきましては、建築課の担当職員が監督しております。同時に先生から御指摘がございましたように、今度のコミュニティ体育館につきましても、これは設計者がそれらの管理も命じております。したがって、重点的に大事な部分、例えばこの体育館の場合、上はステンレスの屋根になりますのでその辺の溶接部分、もちろん基礎も大切でございます。そういう重点部分につきましてはさらに監督を強化し、建築途上におきましては、建築課の担当職員が巡回検査を十分やってござります。

○ 29番（田中包治君） それやったら、10年で雨漏りをするような建築をした業者を指名から外しますのか。そんな業者と契約をしていたら市の税金のむだ遣いやね。それはどうなるの。

○ 建設部長（浅井隆介君） 先ほど御指摘のあったのはひまわり保育園だと思います。この保育園は、建築後15年を経過しております。今回の補修は、防水でございます。一応、アスファルト防水で発泡の八層の防水でやってございますが、この防水保証期間は、全国的にも10年間ということになっております。10年経過いたしますと、いろんな要因がございますが、大体そういう状態になってまいります。それ以上の保証というものはございません。一応、私どもは、保証期間は最高10年と見ております。ただ、立地条件がよければ、15年ももつ場合もございますが、今回のひまわり保育園は、アスファルト防水が15年経過して漏れでまいりたというのが最大の理由でございます。

その他外装でございますが、あの時点ではリシン吹き付けをしております。いまでしたら、ポンタイルですからかなりの期間もちますが、あの当時のものでしたら、10年たてばはがれてくるという状態になります。現在では、ほとんどのところはデコボコのついたポンタイルな塗装ですので、そのようなことはないと思います。

○ 29番（田中包治君） そんなら、アスファルト塗装が10年しかもたんとなると、当時建てた学校などはすべてやり直さないかんことになりますな。定期的に10年たったら改造せないかん。そんな建物しかきてなかつたらね。

○ 建設部長（浅井隆介君） 私は、10年たつたらすべて悪くなるとは申しておりません。保証期間は10年ということで、これはあくまでも一応の目安でございます。条件によっては、15年も20年ももつ場合もございます。この議場も漏りまして、議員先生方に御迷惑をかけしておりますが、この建物も30年近くたっております。それまでにもいろいろと直しましたが、一たん漏れると、完全に補修することは困難でございます。2回、3回と手直ししている現状でございます。できるだけ監督を強化し、10年きっちりで漏れることのないよう、条件によりましては、15年も20年ももつようなものをつくっていきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 25番（大谷昌幸君） 25番・大谷です。契約承認と別のことをお聞きして申しわけないんですが、立面図が付いてませんが、この建物の高さは何mぐらいですか。

○ 社会教育部理事（佐原行雄君） 最高で19mぐらいかと思います。

○ 25番（大谷昌幸君） この体育館は円形の建物だということで、出来上がれば、恐らく和泉市に大きなガスタンクができた、ということで他市から来た人がびっくりされると思います。円形はスタイル的にはええとは思いますが、内部につくるバレーボールやバスケットボール、バドミントンのコートまで円形にするということはないと思います。スタイルはええが、どうも使い勝手が悪いのではないか。と言いますのは、戦後の30年代でしたか、学校の教室で円

形スタイルがはやって、天王寺区のある私立学校ですか、使い勝手が悪いということで、たしか昨年あたりに取り壊したと思います。その時点でまた円形のものが出てきたということは、奇異な感じがします。

工事の費用にしても、1辺が50mですから、円形でも角形でも50m²としての経費がかかると思うんです。その中にあって使い勝手が悪いのにあえて円形を選んだ。いまさら言うてもしようがないですが、そんなことが議会に出なかったんか、ということで後顧に憂いが出てきたいかんので、念のために申し上げておきたい。そういう点でこの設計はどういう見込みがあってされたのか。簡単で結構ですので御説明願いたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 建設部長（浅井隆介君） 今回の体育館は円形でございます。1つにはデザイン的な面。それから、コートの両サイドにつきまして、それぞれを器具庫に使いますので、端になると狭くなるので使い勝手となると多少ともどうかだと思いますが、反対側につきましては、採光は非常によろしくございます。手前側は更衣室等、それから、第1ホールとの連絡通路のところで円形部分は終わりますで、余り影響がないのではないかと感じます。それから、上はドームになります。円形ですので力が均等にかかるので、ハリ等についても多少複雑な構造になりますが、非常に効率がいいと思います。それと、和泉市で本格的な体育館はこれが初めてでございますので、何かシンボル的なものとして、多少外観的にはこったものにしてございます。

○ 25番（大谷昌幸君） 高さが19mというと、普通のビルに換算して5階くらい、コンセントよりも高くなる。敷地が18万m²と広いので、日照関係その他もろもろのことも含めて問題はないかと思いますが、聞くところによりますと、市新の跡地に15階建ての住宅が7~8棟建ち、941戸が入居する予定だと聞いておりまして、周辺地区で日照その他のことで問題が起こっていることは御承知のことだと思います。

トリヴェール和泉などでやっているような公団などの大規模開発については、議会に特別委員会もあるので以前に議題として上がりますが、民間の大規模開発については何ら当該委員会に報告がない。私は委員ではないので、その辺は定かではありませんが、地区の議員にすら何ら連絡がないということは、一体どういうお考えなのか。まだまだ府中地区で近い将来、2万4,000ないし2万5,000m²もの開発に進んでくると思うんです。あるいは高層マンションになる可能性もお聞きしていますが、そういう点の対策についてもわれわれ議員に何ら連絡がないというのは、一体どんなお考えに基づくものかということをお伺いをいたします。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 開発に関連いたしますので、都市整備部長からお答えいたします。

確かに先生が御指摘のとおり、いわゆる公団その他公共的な団体のものにつきましては、それなりに中央丘陵等についても議会の対策委員会において御説明、御報告もさせていただいてまいりました。ただ、民間のマンション等につきましては、従来からそういうことがなされてございませんでしたので、先般の建水委員会でも若干、そういう御指摘もございました。われわれといましましては、民間の扱いにつきましては、公共的あるいは準公共的なものと若干、性質も異にしておりますので、慎重な面も必要じゃないかと考えてございます。しかし、そういう開発によって地域社会に一定の影響を及ぼしていくことは避けられないことですので、今後、ある程度内容が固まった段階において、しかるべき機会を見つけて御説明をさせていただくといったことを考えておきたいと存じます。

- 25番(大谷昌幸君) 開発申請というか、建築確認申請というものが出てきた段階で各セクションに回りますね。その過程において、大規模開発といつても、どこまでを大規模開発にするかはそちらでお考えいただくとして、やはり当該委員会の委員さん、地区の選出議員さんには当然、連絡してしかるべきやと思います。いま、御答弁をいただきましたので、今後はやってくれると思うが、よろしくお願ひいたします。

もう1つ懸念するのは、大規模開発に伴って何かしかの開発負担金は入ってると思うが、そういうものも当然、報告もしてもらいたい。

もう1点は、聞くところによると15建て45m以上の建物と業者が言ってますが、私の記憶に間違いがなければ、今まで和泉市での最高が11建てぐらいの鶴山台にできたマンションです。そのときはしご車を購入しましたね。あれはたしか40mまでのものだと記憶しておりますが、今度45mの高層マンションができた場合、もしハシゴ車が出動しなければならない事態が起こったらどんなぐあいになるんですか。

- 消防本部次長(高宮武男君) 消防本部次長高宮からお答え申し上げます。

高層の火災につきましては、一定の限度がございます。私どもの方は、予備ばしごを使いまして45mでございます。実際の高層分につきましては、固定の消防設備をもって防御することになっております。

- 25番(大谷昌幸君) 前に一度、この前で検査受けかのときに延ばしたございましたね。しかし、相当時間がかかってましたな。実際に45mまで延ばしたかわかりませんが、下から見ても危なっかしい。放水もしなかったので実際の場面でどれだけ活躍できるものか。和泉市の消防を信頼していますが、10mの上に5m継ぎ足すのも大変なのに、40mの上にさらに5m延ばすとなると非常に危なっかしい。もしも転落事故等が起こったら大変です。過去、消防職員さんが1人亡くなられたこともありますので、事故防止にも万全を期していただ

きたいことを要望して終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 6番（赤阪和見君） 1点だけ。これは前回出たんですが、この予算措置の内訳について教えてください。
- 社会教育部理事（佐原行雄君） 社会教育部佐原からお答え申し上げます。

本件につきましては、去る10月時点での予算措置の段階で総額9億3,600万円、そのうち6,500万円が補正予算、との8億余万円が債務負担行為ということで、全額府の企業局から入ることになっております。

- 6番（赤阪和見君） 全額府の方から入るということでございますが、聞くところによると、府の予算では、本年度中にちょっと無理な方向性だということですが、そんな予算の組み方でよいものかどうか。
- 社会教育部長（青木孝之君） この件につきましては、当初より私が関係しておりましたので、簡単に御説明させていただきます。

かねてより泉北ニュータウン開発に伴います都市施設が本市に数少ないということから、企業局に対しまして施設設置の要望をしてまいりました経過がございます。今回、泉北ニュータウン事業の終結を迎えるに当たりまして、昨年12月1日付で私どもの市長名をもちまして大阪府の岸知事あて、都市的施設の整備に関する要望書を提出したものですございます。これに対しまして、本年3月31日付で大阪府と泉北ニュータウンに関する都市的施設の整備に関する基本的な事項についての覚書を締結する運びに相なったものでございます。

この間、私どもは企画室とともにございますが、何回となく企業局に足を運びまして協議する中、大阪府としましては、泉北丘陵住宅地域開発事業の一環としての事業の位置づけを行い、この周辺の地域住民の利便に供することを目的とする施設ということでございまして、このようなか、この施設は和泉市が施行、大阪府がこれに対して費用の負担をするということで、負担額につきましては、先ほども佐原理事の方から御報告を申し上げましたとおり、9億3,600万円を限度額ということで覚書の協定を結んだものでございます。

大阪府の方としては、63年度の4月あるいは5月になるかもしれません、その時点で1回目を補助としてお支払いする。2回目につきましては63年度の10月に、3回目の最終につきましては、64年3月にお支払いをするという協定事項になっておりますので、御了解をいただきたいと思います。

- 6番（赤阪和見君） なぜこういう質問をするかといいますと、槇尾山の青年の家が非常に難航、やっと今回の補正予算で出ておりますが、これを早く決めなければ予算が流れるという

形であったと聞いております。特に今回のコミュニティ体育館新築工事については、何ら議会にこういうものがどうのこうのということはなかった。先へ先へと進んでいく中、10月に補正予算が出されるまでにすでに設計とか一連のものが勝手に進められておる。そういう中で建設水道委員会の協議会で、これは一体どこへ報告するのか。初めは企画、次は教育委員会、実際に仕事をするのは建設部ということで、われわれの議会の常任委員会に対する報告が後手後手に回っております。このような実態というものをしっかりと認識してもらわなくては困るわけです。

これだけ大きい工事は、なかなか和泉市内にあるものではございません。その点では、先ほども大谷議員さんから話がありましたように、円形とか角形とか基本的な問題ですが、これともっとできて初めて市民が「ええものができたな」という感じではなく、本当に市民の使い勝手のいいものをつくるためにも、もっと市民の意見を汲み上げるべきではないか。それは即議会の意見をもっと汲み上げていただく方向性でなければいけない。何か知らんけどやってるな、という感じは困るわけです。皆さん方からすれば、「ええもんができるんやさかいに議会はゴチャゴチャ言うな」というふうに私どもは解釈しているわけですよ。この予算にしても、すでに設計などは発注しているわけですからね。それでなおかつゼニは来年の予算がどうとかいうようなことですが、その点もしっかりと方向性について、議会の理解というものを求めていただかなければ、後々問題が出てきたときに困るという意見だけ申し上げておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第16「工事請負契約締結について」〔(仮称)永尾団地8棟建設工事〕及び日程第17「工事請負契約締結について」(幸第二団地13棟建設工事)を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第 51 号

工事請負契約締結について

(仮称)永尾団地 8 棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年和泉市条例第 14 号)第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 62 年 12 月 15 日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)永尾団地 8 棟建設工事

2. 契約者 和泉市長 池田忠雄

3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 276,500,000 円

5. 契約の相手方 和泉市旭町 429 番地の 3

株式会社 竹内建設

代表取締役 竹内博文

議案第 52 号

工事請負契約締結について

幸第二団地 13 棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年和泉市条例第 14 号)第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 62 年 12 月 15 日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 幸第二団地 13 棟建設工事

2. 契約者 和泉市長 池田忠雄

3. 入札の方法 指名競争入札

4. 契約金額 157,300,000 円

5. 契約の相手方 貝塚市堀三丁目 6 番 3 号

株式会社 安部工務店

代表取締役 安部常一

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

○ 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいたしました議案第51号、第52号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容を改良事業富田から御説明を申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設する（仮称）永尾団地8棟建設工事及び幸第二団地18棟建設工事でございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、先に（仮称）永尾団地8棟建設工事について御説明を申し上げます。

その内容は、契約金額2億7,650万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。

次に、参考資料の各事項に従いまして御説明を申し上げます。

工事場所は、和泉市王子町225番地ほか。敷地面積1,778m²。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建、住宅1棟28戸、延べ床面積1,918m²。その他付帯工事一式でございます。

工期につきましては、御議決を得ました日から昭和63年3月31日までといたしております。

保証人は、和泉市大野町580番地 株式会社寄田組代表取締役寄田年文でございます。

次に、幸第二団地18棟建設工事について御説明申し上げます。

その内容は、契約金額1億5,730万円。契約の相手方は、貝塚市堀三丁目6番3号 株式会社安部工務店代表取締役安部常一でございます。

次に、参考資料の御説明をさせていただきます。

工事場所は、和泉市幸町94番地ほか。敷地面積1,403m²。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸、延べ床面積1,017m²。その他付帯工事一式でございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和63年3月31日までといたしております。

保証人は、和泉市府中町二丁目3番25号 株式会社森内工務店和泉営業所所長安枝幸雄でございます。

以上、議案第51号及び52号の「工事請負契約締結について」の提案の理由及びその内容並びにそれに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、本年度現在までの住宅建設戸数は1,468戸でありますて、今回、御審議をいただきます分を合わせまして1,512戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださ

いますようお願ひ申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) 本2件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番(原 重樹君) 19番・原です。まず、これを合わせて1,512戸、あと130戸ほどに計算上はなると思います。そこでまず最初に、この残り分ですが、それをいつまでに終了しようとしているのか、その辺での計画を明らかにしていただきたい。

それから、今回の28戸と16戸の分で62年度の戸数は何戸になるのかということ。

それから、過去60年度、61年度の2、3年では、1年に大体何戸ぐらいつやってきたのかという点を明らかにしていただきたい。

それと、次の問題は、改良事業部が答えられるのか、同対部が答えられるのか、どちらでも結構ですが、このように1,500戸余りの住宅を建ててきたわけですが、結局、町づくりといふか、先ほどからかさ上げ云々ということもありましたが、町をつくっているわけですから、あえて町づくりという言葉を使わせていただくならば、非常に一面で言えば老人世帯が多いということは、幸小学校の校区編成問題でも明らかになりました。

こういう変則的というか、実際には20年近くもやってきた中身からすれば、小学校の校区を広げなければならない結果になっています。他の地区では、マンションができるので児童生徒をどうして収容しようか、という話になっているのに、こういう住宅建設をどんどん進める中、小学校の生徒が減ってしまうという状況まで出てきているということですが、その辺では、当初目指した、あるいはいまの基本的な考え方について、現状に至った考え方が間違ってなかつたと思っているのか、今後、どうなっていくのか。改良住宅そのものではなく、町づくりとしての課題という点についてお聞かせ願いたい。この問題は、ほかから答えてもらって結構です。

- 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。
- 改良事業部理事(堀 宏行君) 原議員さんからの3点についての御質問に改良事業部堀からお答えさせていただきます。

第1点目の残数でございますが、いつまでにやるのか、ということでございますが、これは第2点目の問題ともかかわりますが、おおむね100戸程度の住宅建設をしてございます。その数からいたしますと、1~2年ということになるのですが、残っている場所の用地買収の困難性その他を見込みまして、われわれとしては、おおむね3年程度を見込んでございます。平均40戸程度、本年度からの方が多くなりますが、後年度には少なくなるのは当然ですが、そういう形で3年程度を目指しております。

第2点目の62年度につきましては56戸を建設する予定になっておりますので、残数は18

戸ということになります。

それから、61年度、62年度につきましては、大体100戸内外ということになってござります。

それから、最終的な町の形態につきましては、老人世帯が非常に多くなっているところについての建設内容でございますが、改良事業部といたしましては、住宅を建設するという立場に立ってございます。したがいまして、入居世帯が老人が多いといふことにつきましても答えられるかどうか、われわれといたしましては、関係部が寄りましてできるだけ活力ある町づくり、若者が集う町づくりを考えてございますので、景勝権あるいは世帯分布の問題等、いまからというとおしかりを受けるかもしれません、それらの面を含めまして若い世代が入れるような団地あるいは地域をつくっていきたいと考えております。

○ 19番(原 重樹君) 大体40戸をめどに3年ぐらいかかるというのは、65年度までかかるというふうに理解していいのかどうか。用地買収が困難だということを理由にしておられます、実際に今まで何のために頑張ってきたかということ、これは戸数の問題にもつながるんですが、必要性ということになります。おおむね100戸づつやってきたが、法律があると4年あるという問題もありますが、その点では、何か緊急性が薄れているように思います。単純に受けとれば、法律が延びたからそれで残戸数を割ってるというふうにしか見られない。その間まで引き延ばしているように思います。本当に1,624戸必要だという緊急性があるんなら、もっと早くやるべきだ。当初、63年度で終わるということだった、計画ではね。実にあいまいな感じがするんです。あと3年の問題はそれでええのかということです。

それと、若者云々という問題ですが、幸小学校の校区編成問題のときも言われました。これが完了すれば若者がどっと帰ってくるという話がありました。いまも若者が集う町という話がありますが、実態は全然違う。当初、うちの直村議員も1戸建を含めてという話もしてきたと思うんです。その辺では本当に言われているように自信がありますか。ひとつお答え願いたい。

○ 改良事業部長(富田宏之君) 最初に年次的な問題でございますが、一応、63年度を含め3年ということで御理解をいただきたいと思います。

それから、建設戸数の問題で進歩状況から見て緊急性が問われておるわけでございますが、いまでは一定の広い面積での面的整備といふ形で一挙に買収に入れたという要因がございました。その関係で全体43haの7.5~80%近くの面的整備ができてきたわけでございます。全体計画1,642戸の残り130戸につきましては、今までの事業推進の中で支障物件等がございまして、どうしても権利者の御理解をいただけない1つのために1棟の建設ができないというような、かなり構造的なむずかしい地域に入ってございます。そういうものも含めまし

て慎重に検討する中、建設計画については受け皿問題もございますが、62年度を含め65年度ぐらいまでに完了したいという考え方を持っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 同対部長からお答えいたします。

先ほど、改良部長から御説明がございましたように、当然、改良事業の地区内におきましては、道路整備が終結をしていかなければならぬわけでございますが、それが若干ずれ込んでおります。道路を利用しての地区内の持ち家推進の換地対策用地も計画では用意しております。そういうものも持ち家対策として利用していただくことが、今後の町づくりの進め方の実態でございます。あるいはまた、池上下宮線、岸和田南海線の府事業の施行に伴いまして、町自体が活力を持ってくることも期待をしております。老人世帯の増加の問題についても今後、積極的に取り組む課題と理解いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 19番（原 重樹君） 戸数の問題はベースが落ちるということですが、個別には権利者の問題などいろいろあると思いますが、法律が延びた範囲内で終わっているという実態は否めないと思います。権利者問題で件数などを聞けば時間が長くなるのでやめておきます。

後は基本的な点ですが、いま、同対部長も期待しているとか言われましたが、行政としては、今まで20年近くもやってきていまさら期待しているというようなことではだめだと思う。今までやってきて実際そうなってないんですからね。その辺では、大転換するんならするでのこの建設戸数自体も見直していかなければいかん。18年も19年も前の1,642戸を追求するのではなく、本当に若者が定着する活気ある町にしていくんだったら、その方向で見直しをしなければならないという意見だけ申し上げておきます。

ついでに、共産党議員団といいたしましては、最終に向かっている改良住宅建設については、その辺の根拠がはっきりしないということで、この工事請負契約2件については保留をさせていただきたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号及び議案第52号は原案どおり可決されました。

- 議長（池辺秀夫君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時06分休憩）

○ 副議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18「財産取得について」（和泉市立光明台中学校校舎）及び日程第19「財産取得について」（和泉市立光明台北小学校校舎）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第53号

財産取得について

和泉市立光明台中学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和62年12月15日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 場 所

和泉市光明台一丁目28番1号

2. 構造及び面積

鉄筋コンクリート造3階建 424m²

3. 取得の方法

随意契約

4. 取得予定価額

61,409,510円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 平田盛孚

議案第54号

財産取得について

和泉市立光明台北小学校校舎、給食室及びプールとして次の建物を取得することについて、

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 場 所

和泉市光明台一丁目35番1号

2. 構造及び面積

(校舎)	鉄筋コンクリート造3階建	1,115m ²
(給食室)	鉄筋コンクリート造平屋建	165m ²
(プール)	鉄筋コンクリート造 水面積	349m ²
	附属棟 ブロック造平家建	90m ²

3. 取得の方法

随意契約

4. 取得予定価格

(校舎)	180,976,550円
(給食室)	26,781,283円
(プール)	65,747,610円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 平田盛孚

○ 副議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。

○ 管理部長(逢野博之君) それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました議案第53号、第54号「財産取得について」の2議案の提案理由並びに内容について、教育委員会管理部長逢野より御説明を申し上げます。議案書26ページより29ページまでございます。

この2議案は、いずれも住宅・都市整備公団の立て替え施行により建設、すでに供用開始をいたしております市立光明台中学校校舎と市立光明台北小学校校舎、給食室及びプールを、本

年度国庫補助金の交付と起債を仰ぎまして、契約の相手方住宅・都市整備公団との契約により取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして順次御説明申し上げます。

まず、議案第53号の光明台中学校校舎でありますか、昭和60年2月に完成したものでございまして、構造及び面積につきましては、鉄筋コンクリート造り3階建て 424m^2 でございます。内容は、普通教室3教室等を取得予定価格6,140万9,510円で取得するものでございます。財源内訳といたしましては、国庫補助金3,024万5,000円、起債2,010万円、一般財源1,106万4,510円を予定いたしております。

続きまして、議案第54号について御説明申し上げます。議案書28ページでございます。

本件の光明台北小学校校舎、給食室は昭和60年3月に、プールにつきましては60年7月に完成したもので、構造及び面積につきましては、校舎は鉄筋コンクリート造り3階建て $1,115\text{m}^2$ 。給食室は鉄筋コンクリート造り平家建 165m^2 。内容は、普通教室6室、家庭科室、保健室、用務員室、給食調理室等でございます。またプールは、鉄筋コンクリート造り、水面積 349m^2 及びブロック造りの附属棟 90m^2 でございます。これら施設に係ります取得予定価格といたしまして、校舎は1億8,097万6,550円、給食室は2,678万1,283円、プールが6,574万7,610円、合計2億7,350万5,443円で、これらの財源内訳といたしましては、国庫補助金1億465万6,000円、起債1億1,620万円、一般財源5,264万9,443円を予定いたしております。

なお、この2議案とも補助金、起債相当額以外の一般財源相当額につきましては、年利6.5%、半年賦元金均等払いにより20年間で償還いたします。

以上、財産取得2議案の提案理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○ 副議長（田中昭一君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号及び議案第54号は原案どおり可決されました。

- 副議長（田中昭一君） 日程第20「市道の路線認定について」（山の谷6号線）及び日程第21「市道の路線認定について」（旭町1号線及び旭町2号線）を一括議題といたします。
- 18番（勝部津喜枝君） 議場の秩序についてお尋ねしたいと思いますが、議員は、議席を決められていると思います。その点での副議長の御判断と御配慮をよろしくお願ひいたします。
- 12番（竹下義章君） 実は、2、3点について教えてやりたいことがございましたのでこの席に座っていただき、いずれまた自席に戻っていただき、こういう考え方で座っていただきました。したがって、できればこの席で教えてやりたいんですが、言われているような問題があるなら帰ってもらいますが……。
- 副議長（田中昭一君） この件につきましては、さきに清風会の方から議長に何かお話しがあったそうですが、その席で議長から「それはできない」ということで返事をしておりますので、西口平和議員におかれましては直ちに自席に帰ってください。

続きまして、議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第55号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和62年12月15日

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
山の谷6号線	104.0	4.0	尾井町374番地先	上代伏屋線との交点	

議案第56号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和62年12月15日

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
旭町1号線	110.0	5.4	旭町174番地の1先	旭町159番地先	
旭町2号線	80.0	5.4	旭町305番地先	旭町311番地先	

- 副議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第55号及び議案第56号「市道の路線認定について」の提案理由並びにその内容につきまして、建設部長より御説明を申し上げます。

まず、参考資料4ページを合わせて御参照願います。今回、認定しようとする山の谷6号線は、現在、防衛施設局周辺整備事業として築造工事を実施しております上代伏屋線と市道山の谷1号線とを結ぶ取り付け道路として同事業で新設するにつき、道路法第8条の規定に基づき市道として認定するため御提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容でございますが、本線は、起点尾井町874番地先から終点上代伏屋線との交点まで延長104m、幅員4.0mの路線といたすものでございます。

引き続きまして、一括御上程をいただきました議案第56号の説明を申し上げます。参考資料6ページを合わせて御参照願います。

今回、認定しようとする旭町1号線及び旭町2号線は、環境改善整備事業の一環として実施しているもので、旭町1号線はすでに工事が完了し、旭町2号線は、本年度に工事を計画しておりますが、補助事業採択に当たり市道に認定する必要があり、今般、道路法第8条の規定に基づき御提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容でございますが、旭町1号線は、起点旭町174番地の1先から終点旭町159番地先まで延長110.0m、幅員5.4mの路線であります。また、旭町2号線は、起点旭町305番地先から終点旭町311番地先までの延長80.0m、幅員5.4mの路線といたすものでございます。

以上、簡単でありますが、提案の理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 副議長（田中昭一君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（赤阪和見君） 市道の認定については別にないんですが、この際、道路の管理体制について若干、聞いておきたいと思います。

電柱は、何ほかのおカネをいただいて貸してますね。この貸し方は別に問題はないんですが、その後の管理体制、管理方法についてですが、最近、選挙ポスターなどいろんなポスターが張られております。年に何回かは撤去のために動いているわけですが、この管理方法について。

もう1つは、電柱の二重使いをしてますね。最近、問題なのは勝手に使っている有線放送、また、話し合いで使っているんだと思いますがNTTの問題、こういう点の支払い方法については、NTTから関西電力に何ほか入っているのかどうか。

もう一つは宣伝の看板、この管理は関電にあるのか。月何ぼかでおカネを取ってますね。そういう使い方は問題がないかどうか。もし、公共のものを宣伝として付ける場合おカネを取っているかどうか。

以上の点についてちょっとお聞かせ願いたい。

○ 副議長（田中昭一君） 答弁。

○ 道路課長（谷 俊雄君） 道路課長谷からお答え申し上げます。

道路の電柱等の広告等の管理状況でございますが、御承知のように年4回、関係機関を初め市、道路公団、電電、関電、警察等が協議して不法な看板等を撤去いたしております。それ以外にも平常業務を通じて目に余るものは撤去いたしております。さらに、有線放送等の架設でございますが、現在、町会から申請のあったものにつきましては、こちらで許可をしております。さらに、電電、関電が電柱等に看板や広告を出しておりますが、これについては現在、有料無料を問わず一切認めていないという状況でございます。

○ 6番（赤阪和見君） 各原課で電柱に看板で広告を出しておられれば、1件何ぼくらいの予算を組まれているか、お答え願いたいと思います。

○ 道路課長（谷 俊雄君） 電電柱等に最近、若干の広告をあげていることにつきまして電電に問い合わせいたしましたところ、電電自身でなく共済組合ということでございます。したがって、市は許可をしていないから調査をして報告をしてくれ、という指示をしている段階でございます。したがって、まだ数字的な把握はできていません。

○ 6番（赤阪和見君） いえいえ、そうじゃなく、原課で「体育馆はこちらです」とか「久保惣美術館はあちら」というような広告を出しますね。電柱を使ってね。あれは1件何ぼくらいですか。

○ 社会教育部理事（竹田明郎君） 当美術館としての案内は数カ所付けてございます。電話柱につきましては、南海廣告社がN T Tと契約してあるわけなんです。こういう契約先と依頼先がありまして、私どもは現在12カ所、年間13万円ほどの委託契約費をして計上してございます。

○ 6番（赤阪和見君） 道路課の方では、有料の契約は一切ないということですね。久保惣美術館は道路案内として12カ所付けておられる。これは公共機関ですね。和泉市が自身と誇りをもって市内外に宣伝をして文化の向上をしているものでございます。大昔の電柱ができた当時から、そういう広告があることは皆さん方も御存知やと思うんです。僕もずっと不思議に思っていましたが、年間1件2万5,000円ぐらい、5万円ぐらいですか、南海廣告社が総元請けで看板をつくってかける。1年契約あるいは2年、3年という契約の中で、看板代も含めて

管理料、設置料を取つておるのが電柱広告の基本だと思います。とすれば、関西電力、N T Tが公共物をお借りして営業行為をしているというふうに僕はとるわけです。電柱1本何ぼでしたか。

- 道路課長（谷 俊雄君） 電柱の使用料は、年間1本につき1,300円でございます。

それと、契約の件で私が認めてないと言いましたのは、個人的な宣伝のものは認めてないと
いうことでございます。さらに、図書館あたりの広告表示の分につきましては、府道敷等にか
なりあるかと思います。

- 6番（赤阪和見君） 年間1,300円取つて貸している公共の電柱、電話柱ということです
が、関西電力やN T Tは民間企業といつても公共性が非常に高いということで電柱が立つてい
るわけですが、そういうものが、それを上回る形の中で広告料を取ることについてお聞きして
いるわけです。広告物の管理は関電がやっているわけでもない。関電やN T Tを退職された方
々が共済組合的な形の中で営利を目的としてやっているということですが、会社が大きければ、
毎日牛乳なんか小田へ行く途中なんかにはズラッと並んでますね。

そこで、この電柱の敷地を貸すという行為の中で、公共事業として使うところなんかをはっ
きりしていかなければいけないと、できればこの道路認定の問題ではなく、道路管理とい
うところから質問をさせていただいてますし、また、認定されるであろうこの道路にもそういう
問題点が出てくると思いますので、この際、はっきりしてもらいたいと思います。中央丘陵など
の大きな開発が進む中、たとい100mでも500mでも電柱を地下埋設して電柱のない街
並みはこうなんだ、という見本的なものをつくっていけばどうかと思います。その点では、円
高差益還元云々の中で問題はあろうと思いますが、相当円高でもうけていることも事実です。
関西電力ときちっとした道路使用形態というか使用契約を結ぶべきやと思うんですが、その点
いかがでしょうか。

- 道路課長（谷 俊雄君） おっしゃる御趣旨、十分理解できるわけでございます。したがい
まして、関西電力やN T Tの電柱看板の実態把握がまだできておりません。現在、調査中でご
ざいますので、その中で十分検討してまいりたいと思います。

- 6番（赤阪和見君） 本当にこの電柱というものを1つの大きな商品価値として使つてゐる
わけですね。ポケットベルにしても関電系統のものが売り出されております。月5,000円か
の使用料でね。これは関西電力の線がずっと張つてあるところなら、どこでも届くというシロ
モノなんですよ。N T Tのものは50kmか60kmか、半径30kmとなると、メッセージの出る
分については、わずかその区域という形の中でしか使用できない。大阪府の北の方へ行けば、
こちらの「0722」の分は向こうでは通用しない。しかし、非常に価値を生む道具にされて

おるし、その点では、非常に価値を生む道具にされているし、地下埋設となつくるとその威力がなくなつくるんじゃないかということも考えられます。

その点もありまして、全国的に電柱 1 本年間 1,300 円かどうか知りません。それが安いか高いかは別にして、それが見苦しくないよう、また、地域の本当に役に立つような「この会社はあそこにあります」というふうに安く提供できるような形にしていくべきです。貸し賃が 1,300 円、片方では 2 万 5,000 円で看板はつくってくれますが、10 枚も 20 枚も出しているような、借り賃より貸し賃の方が高いという逆転現象があります。すべての電柱を貸せるものじゃありませんが、そういう点で一考していただき、早急に結果を出していただきたいと思います。

○ 副議長（田中昭一君） 他に。

○ 11番（仁井 明君） この議案については、私も何ら関係がございませんが、11番・仁井ですが、これに伴う市道の問題について 2、3 点、お聞きをしたいと思います。

現在、繁和町は建て替え 1 期工事が済んでおります。その中で府がつくった道は市道であるのか府道であるのか。また、1 月から第 2 期工事をやりまして、旧 2 戸 1 の木造の中は、たしか全部市道であったように認識しております。ところが今回、いまの八百屋さんが 2 軒並んでいるメインストリートの前を 1m50 ぐらい拡幅すると聞いております。この拡幅した時点では市道になるのか、あるいは府がつくったので府の指示に従っていくのか、それを聞きたいのが第 1 点。

それから、この前から市の方にどういう形で話を持ってきてあるかわかりませんけれども、私もセクションに電話を入れましたけれども、この道をつくって市にもらつてもらうんやといふことで、ある業者と設計者が肥子二丁目と肥子一丁目において、どんどんこういう図面を肥子二の方に全部配っております。このまま道をつくったら下水管も埋設します。水路も付けます、板原水路も 100m ぐらい東洋繊維の前ぐらいまでは全部暗渠にします、あとは東洋繊維の西端から繁和電器のところまでは何もしないということで、どんどん工事をこの前からやっているわけです。現在、東洋繊維の裏手にブルを持ってきて 4m ぐらい掘ってます。完成したら市が取ってくれるんやから 17 軒の人は了解してくれ、ということで 800m あります。

それと、「パチンコいすみ」のところから東洋繊維の一番端の神谷というふとん店の前の小川電機材料という会社ところまでの約 1km 近くありますが、そこに光明池の水路 2m を含んで 6m の道を付けて 8m の道路をつくるんやということです。なぜそんな大きな店をつくる人が前へ出てきてものを言わぬのか言うと、「店舗を建てる人は関係ないんや、私たち業者と設計屋が委託を受けて工事をするのやから町会に許可してくれ」ということで、24 日に繁和会

館で肥子の人たちがたくさん来て説明を受けましたが、えらいもめたんですよ。

私も同席してくれ、ということですので、肥子町ではないのでオブザーバーということで聞いていたんですが、市民の方々からも質問を受けました。「こういうことは町会や市民に言うよりは行政と話し合いをしてください」と強く要望したんですが、現在、市の方に話は来ておりませんか。肥子二と肥子一の中でものすごくもめていることは確かでございます。こんな図面を勝手につくって、水路も付けます、路肩もこうします、と17軒の基礎のすぐそばまで掘ってるんです。「家が転ぶさかいにどないかしてくれ」と私のところにも17軒の人が全部きました。ある部長さんに「即止めてくれ」とお願いをし、その場で止めてもらうたのは事実ですが、現在、そのまま放ってます。いつまであのまま放っておくのか。

まだ道をつくったら市が取ってくれるんや、と宣伝をしていますので、私たちもいつ行政が相談をくれるのか待っているんですが、なかなか市の方も言うてくれない。私もたまらないのでこの設計者に「お前とこも道をつくるんならつくるで市行政の指示を仰いでやってくれ。そうでないと地元がものすごく反発してるぞ」と昨日も電話を入れましたが、何の歯ごたえもありません。大型店舗のために勝手気ままに道路を付けられ、それをまた市が取ってくれるんや、ということをやられると、私たち議会人としても何のお答えのしようもございません。もし、言うて来てるんなら来ている、言うて来てなかつたら来てないということで早く対処していただきたい。ここでは名前は挙げませんが、早くこの問題を解決していただきたい。

この工事の問題と、板原水路の繁和電器までの問題と、昭和住宅の水路の問題なんです。6mは向こうさんの土地やから関係がありませんが、光明池の土地改良区からも何回も会ってくればと来てますが、私は会うてません。「行政の指示もないのにそんなことをしてはいけないので、えらいすまんけど、行政から相談があれば乗ります。それまでは来ないでくれ」と断っています。肥子二の400世帯の人たちは全部知っています。市行政としては、できるだけ早くなぜこういうことを肥子一や肥子二の人たちに言うて行ったのか、ということを業者と話し合いをしてほしいと思います。早く決着をつけてもらわないと困るというのがわれわれ議会人でありますし、行政も困ると思います。その点、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○ 副議長（田中昭一君） 答弁。

○ 道路課長（谷 俊雄君） 1点目の繁和住宅の建て替えに伴う道路につきまして、道路課長からお答えいたします。

すでに繁和橋から幅員11mの道路が市営住宅建て替えの第1期工事で完了してございます。

さらに、2期、3期にかけて市道拡幅もございます。こうした拡幅整備したものにつきましては、現在はまだ引き取ってはございませんが、将来、全部の工事が完了した時点で引き継ぐと

いうことでございます。

それから、2点目の問題は、開発がらみの問題でございますので、開発の方からお答えさせていただきます。

- 11番(仁井 明君) 現在、2棟建っておりまして、堤防筋から線路、福井さんの建具屋さんまで道路ができておりますが、2期目に徳本さんの八百屋さんから向こうのしもべさんのところまで1m余拡幅するんです。そこで、八尾屋さんには買い物には来るし、それにに対する諸問題がからんでますので、市道であるのに拡幅したら府道になるんか、ということを私も聞かれますが、あやふやな返事はできません。

なぜ私がこういうことを聞くかということは、堤防筋にはちゃんと駐車場をこしらえてはいますが、線路筋もかなりの道幅があります、5mぐらいですかね。それから福井さんのところからいもべさんのところまで5mぐらいあるんですが、駐車してしようがない。そこで市道なら市道、府道なら府道とはっきりしてもうたら、私も警察の方とも話し合いができるんですが、町会の方もどうもできません。晩8時になれば車で満杯です。だから、それを聞いてるんです、どちらかということをね。

- 道路課長(谷 俊雄君) 繁和住宅の徳本の八百屋のところの道筋ですが、手元に資料を持ち合わせておりませんが、多分、市道であったかと思います。したがって、市道の場合には有効幅員が4m、それに4m50の水路を付けるよう府に申し入れておりますので、整備が終わった段階で市に引き継ぐ。と申しますのは、いまは2~3mぐらいかと思いますので、認定している分については市が管理をしており、拡幅部分については、工事が終わった時点で引き継ぐということです。

- 11番(仁井 明君) 1点だけお願ひしておきます。

繁和町会の中では2期、3期とやるわけですが、3期工事の方は全部市道でした。何年かに市道になってます。舗装も市でやっていただき、市が管理してくれてます。しかし、それで拡幅されたら府の土地になってしまいます。市の土地をやる必要はないと思うのですが、市道は市道として、市でしてもらうたらええと思うので、その点もちょっとお願ひしておきます。繁和はすみっこか知りませんが、もうちょっと配慮してほしいと思います。それだけひとつ要望しておきます。

- 副議長(田中昭一君) 次。

- 都市整備部長(萩本啓介君) ちょっと答弁するセクションが明確でないと思うんですが、いま、おっしゃっておられるのは、スーパーニティの進出に関連する問題かと思います。以前にも先生から御指摘がございましたが、いわゆる市新の跡地の交通処理問題等がございます。

東洋繊維の裏の板原水路を利用、あるいは里道も利用させていただいて道路整備をという御提案もいただきました。それは、それなりに役所の中で問題として受けとめさせていただいております。

いま、おっしゃっておられます問題につきましては、恐らく大型スーパーニチイの進出問題だと思います。これにつきましては、私どもは所管はいたしておりませんが、そく聞するところによりますと、7年ぐらいの経過を踏まえ、商店連合会がそういったところとの条件的な問題などを通じて、正式な商調協の場で云々する時点に立ち至っていると聞いております。ただ、行政といたしましては、一定の機関を通じた結果が判明した以後の段階で御報告申し上げ、交通問題を中心とする条件等につきまして一定の指導をしていきたい。正式な協議機関が結論を出す以前に行政が先走って指導することは問題を生じる恐れがある、というふうに市のトップからの指導もございます。そういうことですので、いま言われている問題につきましては、私どもは直接所管しておりませんが、市としての行政指導をする事態はないと思います。若干、業者サイドでの単独行動ではないかとは推察いたします。

- 副議長（田中昭一君） ちょっと途中ですみませんが、ここで皆さんにお願いしたいと思います。

発言は議題のみについてお願ひしたい。先ほどの赤阪議員さんの発言も多少外れたことがあつたように聞くんですが、ひとつその点、議事進行上におきましてもよろしくお願ひしたいと思います。

- 11番（仁井一明君） 最後に、こういう大きな問題が出てきておりますので、私も業者から「道をつくったら市道認定してもらうんや」ということを聞いておりますので、ここでお聞かせ願ったわけです。大きな問題として一般市民に伝わっておりますので、行政の方も目を張っていただきたいということをお願いいたしまして終わっておきます。

- 副議長（田中昭一君） 他に。

- 6番（赤阪和見君） それでは、認定道路についてもう1点お伺いをいたします。

この認定道路に電柱が何本ありますか。その管理方法はいかがか、お聞かせ願いたいと思います。

- 副議長（田中昭一君） 答弁。

- 道路課長（谷 俊雄君） 道路課長よりお答えいたします。

山の谷6号線につきましては、現在のところ電柱はございません。旭町1号線と2号線については、ちょっと把握しておりません。

- 6番（赤阪和見君） そういう状態の中、後の管理体制を聞いたわけです。全市民に及び問

題でありますので聞かせていただきたいという点が1点。

それと、東側線の信太山駅、あそこに大阪府道が半分と市道が半分という道路形態があり、大阪府から市に対して引き取ってほしいという形があつたとかなかつたとか、10年ぐらい前から向こうがこちらに振っているということです。市は、池の埋め立てた部分は市道、それ以前は府道という話がありましたね。その点では、それらをどう整理されて今回の市道認定をされようとしているのか、お聞かせ願いたい。

- 建設部次長（山崎琢磨君） 池を埋め立てまして団地というか、商店街をつくったのは、たしか40年代かと思います。その時点までは、駅までは府道であったわけでございます。ところが当時、進入道路は4mか5mまでの道路であります、それを開発した時点で約16mに幅員を広げました。その時点で駅前までを府道、駅前広場は市の方で管理するという管理協定を結び、現在に至つておるわけでございます。したがつて今回、その広場までの区間を認定をさせていただきたいということでございます。
- 6番（赤阪和見君） 13号線から駅前までの間は府道ですか。
- 建設部次長（山崎琢磨君） そうでございます。
- 6番（赤阪和見君） 全体が府道ですね。半分府道で半分が市道ということはないですね。
- 道路課長（谷 俊雄君） 泉南線から駅までが信太山停車場線という府道になつてます。さらに、ちょっと名前を忘れましたが、池上から伯太へ通じる市道もあるわけでございます。現在の管理においては、ロータリーまでの間は府が管理し、ロータリーの分については市の管理という申し合わせでございます。
- 6番（赤阪和見君） 泉南線から駅前までの間といふのか、それともロータリーまでの道路の手前といふか、ロータリーの周辺道路は市ですか。商店街の角の喫茶店のところまでは府ですか。持ち主はどうなつてますか。
- 建設部次長（山崎琢磨君） ロータリーまでを府が管理、ローター部分は市が管理する、こうことでございます。ただし、所有権につきましては、まだ移転登記がされてないと聞いております。したがいまして、管理問題はそういうことでございます。
- 6番（赤阪和見君） そしたら、池を埋め立て拡幅しましたね。あの部分は府に移管されているということですか。でないと、府道にはならんからね。そういう契約があるんなら、その契約文書とかを出せますか。
- 建設部次長（山崎琢磨君） 当時、駅前までの道路は4mから5m50でしたが、それを拡幅いたしました。そのとき管理協定を結びまして、駅前までと駅前広場に分け、駅前広場までの道路は府が管理、その他の部分は市の管理ということになったわけでございます。

- 6番（赤阪和見君） そうなると、管理協定のコピーはもらえますか。いまの議題の線が内屋のところまで、あそこに府道の管理地がありますね。しかし、あそこの管理は和泉市がされているということですね。
- 建設部長（浅井隆介君） 駅前につきましては、府道から JR の信太山駅までは府道の認定をしてございます。ただし、底地は水路がございまして、水路を暗渠化して道路敷を生み出しておらず、同時に開発者によって提供した部分もございます。その部分は道路認定にかけておりませんが、その部分は府の管理となっておりますので、駅に至る直線部分は府道として取り扱っていただけます。旧府道は 4m 程度の非常に狭い道でしたが、池の堤を拡幅いたしまして、さらに、開発者が提供してあっただけの府道ができております。それらを水路を含めまして底地等については整備されておりませんが、駅までの直線部分は府道としての取り扱いということで管理し、それ以外は、市の管理ということでございます。
- 6番（赤阪和見君） ロータリー部分は市が管理、駅までの道路は府の管理ですか。
- 建設部長（浅井隆介君） ロータリーですので境界線を設けておりません。その辺はあいまいですが、府道から進入してくる道路はいびつな先細りになっています。旧の府道ですからね。それは府が管理する。そして、ロータリーを含めまして真中の部分、それと周辺は市が管理するということになっております。今回、こちらから逆に 1 本つくって市道が突っ込みますから、その整理をするよう府にお願いをしておりますが、今回、ロータリーも多少いらわせていただきます。歩道もいろいろありますが、そういう関係ですっきりと責任分岐点を図面上で明示をしたいと思います。
- 6番（赤阪和見君） 泉南線から下ってきていびつになっている分を何とか市で管理してほしいという内容が今までからなかったですか。
- 建設部長（浅井隆介君） 旧の駅前線は、府中、北信太も国鉄の駅につながる線は、すべて重要路線として府県が管理しておりましたが、最近、市の方に移管したいという府の考えです。しかし、完全に整備されてからいただいても後の管理問題が生じますので、われわれとしては、できるだけ引き取りたくないわけです。しかし、並行しているんな道路ができると、引き取らざるを得ないということにもなります。今回の場合も当然、池上下宮線が入ってくると市道に格下げになりますから、現時点ではできるだけ府の方で持っていただきたい。府中の停車場線については、たまたま拡幅工事をしていただきました。南 1 番踏切から先は市の方でやるという覚書によってやってもらいましたので引き取っておりますが、これについては、われわれとしても引き取る考えはありません。ただし、複雑な地形がございますので、その辺はこの際、はっきりしたいと考えております。

○ 6番(赤阪和見君) 市の土地が半分、府の土地が半分、あるいは90%以上が市の土地、90%以上が市の土地やない。どこかで割れているでしょう。その土地を市の方で持つてほしいという申し出が以前からあったように聞いております。これは不自然な道路ですね。その点からいくと、高石市と和泉市の境界が道路の真中でということはありますが、府と市という関係ですからね。今回の市道認定に当たり、あるいは今後のこうした問題については、しっかりと整理をしていかなければならぬと思います。そこに住んでいる人たちにとっては、家の前にでこぼこができるが、どこへ言うて行ったらええやらわからへん。昔、国鉄の道路やったら国鉄へ言うて行けばよかったが、市へ言うて行ったら府へ行け、というキャッチボールという言い方をされます。この時点でしっかりと整理をしていただきたい。その点をお願いをしておきます。

それと、先ほどの電柱の話ですが、何も副議長、僕もやかましく言いましたが、この点では関連ということではなく、新しい道路にそういう電柱ができる場合、しっかりとその地点だけでもきっちりしていくべきだというのが今後の方向性じゃないか。僕が言ひようなことを今まで黙つとして関西電力やNTTへ行ったら、「いまどろ何言ひてんや」という話になるでしょう。その点では、今後、新しい道路に電柱を立てさせるならば、その点をしっかりと整備していくべきだということの意見ですので、やかましく言いましたが関連ではないわけです。その点、御理解願いたいと思います。

○ 副議長(田中昭一君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号及び議案第56号は原案どおり可決されました。

(副議長退席、議長着席)

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第22「市道路線の廃止及び認定について」(阪和東側1号線及び池上町5号線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第 57 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条及び第 10 条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和 62 年 12 月 15 日

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
阪和東側 1号線	981.2	7.8~11.4	尾井町15番地の 3先	伯太町1247番地 の6先	
池上町5号線	136.5	11.0	池上町1-422番地 の4先	池上町1-579番地先	

2. 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
阪和東側 1号線	1244.2	7.8~11.4	尾井町15番地の3先	池上町1-593 番地の1先	

議案第 55 号、議案第 56 号及び議案第 57 号参考資料

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋

（市町村の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2. 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 ~ 5 略

（路線の廃止又は変更）

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2. 略

3. 前 2 項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第57号「市道路線の廃止及び認定について」の提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。参考資料7ページを合わせて御参照いただきます。

今回、認定しようとする阪和東側1号線は、和泉市都市計画街路としてJR北信太駅前よりJR信太駅前まで計画決定されたものでございますが、そのうち現在、北信太高石線から富秋町4号線までは阪和東側1号線として認定され、富秋町4号線から府道池上下宮線までは池上町5号線として認定いたしております。このたび、未整備となっている池上下宮線から信太山駅前までの区間について、昭和62年度事業として工事を施行することになりましたが、補助事業採択に当たり市道として認定する必要がありますので、今回、御提案申し上げたものでございます。このため道路法第8条及び第9条の規定に基づき、現在、認定している阪和東側1号線及び池上町5号線は一たん停止し、改めて新設区間を含め北信太高石線から信太山駅前までの区間を東側1号線として認定するものでございます。

次に、その内容でございますが、廃止する路線は、阪和東側1号線起点尾井町15番地の3先から終点伯太町1247番地の6先まで、延長981.2m、幅員7.8~11.4m及び池上町5号線起点池上町1-422番地の4先から終点池上町1-579番地先まで、延長136.5m、幅員11.0mであります。

認定する路線は、これら2路線を含め阪和東側1号線として起点尾井町15番地の3先から終点池上町1-598番地の1先まで、延長1244.2m、幅員7.8~11.4mをいたすものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第23「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第 58 号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住民表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号)第 3 条第 1 項の規定により、当市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

昭和 62 年 12 月 15 日

和泉市長 池田忠雄

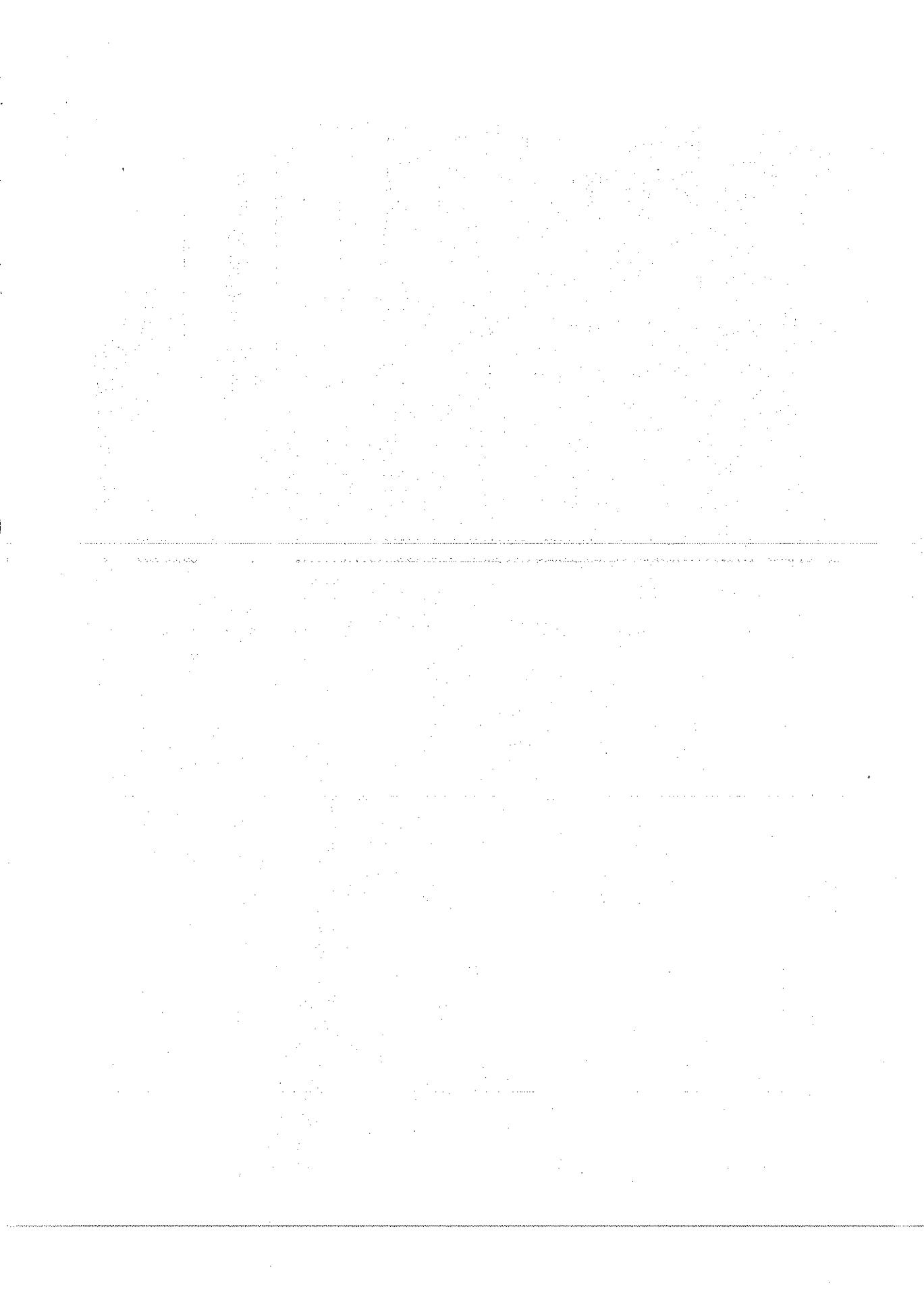
議案第58号別圖

$$S = 1 / 2, \quad 500$$

大坂岸和田南海

- 8 -

区域の街地



- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第58号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案の理由並びにその内容につきまして、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、今回、お願ひいたします区域は、大阪府住宅供給公社が開発いたしました今福団地及び従来からの今福町と今福町会に加入しております区域を整備対象区域といたしております。当区域は、かねてより関係行政機関より強い要望を受けており、実態調査の結果、観音寺町、寺門町、和気町、小田町の4町が入り組んでおり、また、飛び地も多く、このまま放置いたしますと、住民の日常生活並びに行政、通信、集配業務等々にますます支障を來すものと思われますので、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により住居表示を行おうとするものでございます。

なお、本事業につきましては、今福町を初め周辺町会の同意を得ております。

次に、内容でございますが、別図にお示ししております区域約16haを街区方式により実施する予定でございます。

なお、現在の世帯数は約520世帯、人口約1,800人でございます。

次に、今後の予定でございますが、来年1月から2月にかけて和泉市住居表示整備審議会の開催をお願いし、町名、街区割り等についての御審議をいただき、3月議会におきまして町の区域の変更を議案として御提案する予定でございます。御可決いただいた後、大阪府公報に公告をいたしまして、来年5月、実施する予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明といたします。よろしく御審議をいただき、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（大谷昌幸君） また、関連になろうかと思いますが、府中近辺が住居表示されてすでに23～24年たちますが、かねて和気地区、小田地区もややこしいという話もあります。これは隣接地区になるんですが、今後の見通しはどんなものになるか、お聞きをしたい。以前から見てありますと、府営住宅や公団住宅ができた段階でやっていく。他人が開発したらどうがないやろうか、という積極性がないということを懸念するがためにこのような質問をするわけです。その予定はどうですか。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 今後の住居表示をどの地区でどうやっていくか、ということにつきましては、事務局内部でもいろいろ議論されているところでございます。市内で幾つか

候補がございますが、やはり和気についてはその必要性が高いということで、早い順位で取り組みたいという考え方であります。

- 25番(大谷昌幸君) もう1点。住居表示されたところの地区で建築確認申請をしますが、「〇町〇丁目〇番〇号」となっておりますが、それが確認されて建築ができたとき住居表示をしてもらうわけですが、どんな手順を踏んでやってもらうのか。というのは、よく私的に聞くんですが確とした回答が得られませんので、この際、お聞きしたいんですが、解放センターの住所は、封筒なんかでは「伯太町六丁目307番地」となっております。これは住居表示をした地区なら「六丁目」の次に街区、番号がくるのと違うのかといつも思っておりまます。ここだけなぜこうなっているんかお尋ねしても確たるお返事をいただけない。関連して、改めて家を建てた場合、どういう住居表示を受けるのかということをお聞きをしたい。民間でもよくありますよ。「府中町〇丁目〇番地」とい今までみたいな連絡がくるというところもあります。そういうこともちやんとしてもらいたい。住居表示があるのとないのとでは、その地区が田舎くさいという、特に和気や小田地区にもそういう観念があるかと思います。
- 都市整備課長(田中武郎君) いわゆる解放センターの場合、住居表示の町名が使われ、後は建物の所在地に土地の地番が使われておるということかと思います。そういう公共施設の所在地についても従来の所在地番を使っているところと、正式に住居表示による「〇丁〇番〇号」という住所を使っておるところが、その所管で統一されてない部分もあるかと思います。
- 25番(大谷昌幸君) 住居表示は建物を表示する場合のものでしょう。
- 都市整備課長(田中武郎君) そりでございます。
- 25番(大谷昌幸君) 番地は、あくまでも土地を表すわけですね。建物が建ったら当然、街区の住居表示をしているところについては「〇丁〇番〇号」という街区が決まっているんやから、入り口が面しているところが表示されるわけでしょう。当然、解放センターのところもはっきり覚えてないが、「六丁目〇番〇号」というのができるはずやと思うのに、住居表示の番号がないのはおかしい。民間でも建築確認申請を出した段階では「〇丁目〇番地」、建物ができた段階で本人から申請して初めて番号をもらうんかどうか知りませんが、その点なども今後の問題も含めてちゃんと整備をしてほしい。これはお願ひをしておきます。
- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第24「泉大津和泉都市計画事業第二阪和国道豊中地区画整理事業の施行に関する事務委託の廃止について」を議題といたします。
- 議案を朗読させます。
- （市議会事務局長朗読）

議案第59号

泉大津和泉都市計画事業第二阪和国道豊中土地区画整理事業の
施行に関する事務委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により泉大津市と和泉市間の、泉大津和泉都市計画事業第二阪和国道豊中土地区画整理事業の施行に関する事務委託を昭和62年12月31日をもって廃止する。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） ただいま御上程をいただきました議案第59号「泉大津和泉都市計画事業第二阪和国道豊中土地区画整理事業の施行に関する事務委託の廃止について」の提案の理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。
- まず、提案理由でございますが、本件は、第二阪和国道（現在の国道26号線）建設に伴う豊中土地区画整理事業に関するもので、施行区域内に存する和泉市の土地を含めて事業の施行を泉大津市に委託したものでございます。このため地方自治法第252条の14の規定によりまして、昭和40年5月28日に開かれました本会議に事務委託の規約として提案し、原案どおり御可決をいただき、泉大津市、和泉市両市長名で大阪府に届け出をいたしておったものでございます。

次に、内容でございますが、和泉市池上町の土地約0.2ha及び府中町の土地約0.6haを含め昭和40年3月6日、土地区画整理事業の計画決定をし、同年11月30日、事業認可を得て泉大津市において施行され、本事業は、昭和53年3月10日に換地公告が行われ、事業が完成されております。その後の精算金等の残務事務も昭和58年3月末をもって終了いたしましたので、昭和62年12月31日をもって事務委託を廃止しようとするものでございます。

なお、本件につきましては、泉大津市でも本市と同様12月の市議会に議案を提出しております。御可決いただければ両市で告示を行い、両市長名をもって大阪府知事あて報告するもの

でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明といたします。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願ひ申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第5.9号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第25「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第60号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 一 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項中「18,500円」を「28,500円」に、「28,500円」を「25,500円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の等級	1等級		2等級	3等級	4等級	5等級
	甲	乙				
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—円	—円	—円	137,400円	117,900円	—円
2	236,200	200,600	167,600	144,400	123,600	96,500
3	245,200	209,100	175,400	151,400	130,100	99,500
4	254,300	217,600	183,100	159,500	137,400	102,700
5	265,200	226,900	191,900	167,600	144,400	105,900
6	276,200	236,200	200,600	175,400	151,400	109,500
7	287,300	245,200	209,100	183,100	159,500	113,600
8	298,400	254,300	217,600	191,900	167,600	117,900
9	309,700	265,200	226,900	200,600	175,400	123,600
10	321,000	276,200	236,200	209,100	183,100	130,100
11	333,100	287,300	245,200	217,600	191,100	137,400
12	345,700	298,400	254,300	226,100	199,200	144,400
13	358,400	309,700	263,500	234,600	207,200	151,400
14	371,200	321,000	272,900	243,100	215,100	158,500
15	384,500	332,300	282,300	251,600	222,800	165,800
16	397,800	343,600	291,800	260,300	230,200	173,000
17	411,100	354,700	301,300	269,000	237,500	180,000
18	423,500	365,500	310,700	277,900	244,800	186,900
19	434,800	375,900	320,000	286,900	252,200	192,700
20	445,900	386,100	329,300	295,800	259,100	198,400
21	456,200	395,100	338,600	304,600	265,900	204,000
22	465,600	402,000	347,300	313,400	271,900	209,300
23	471,000	408,700	355,900	322,100	277,800	214,700
24	475,700	413,300	363,000	330,200	282,200	219,600
25		417,800	369,500	337,800	285,900	224,300
26		422,100	373,900	344,600	289,600	228,900
27			378,000	350,500	292,300	233,200
28			382,000	356,000	295,000	236,700
29			386,000	360,200	297,600	240,000
30			389,800	364,200	300,200	242,500
31			393,600	368,200	302,900	245,100
32			397,400	372,100	305,400	247,500
33				375,900	307,900	249,900
34				379,700	310,400	252,300
35				388,500	312,800	254,700
36				387,300		257,000
37				391,000		259,200
38						261,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア. 医療職給料表(一)

職務の等級 号 級	特1等級 給料月額	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額
1	471,600 円	346,700 円	266,600 円	— 円	— 円
2	483,100	358,000	278,000	232,700	169,100
3	494,500	369,200	289,500	243,900	178,700
4	506,400	380,400	301,000	255,200	188,500
5	518,200	391,500	312,400	266,600	199,600
6	530,200	402,300	323,800	277,900	210,700
7	542,900	412,900	335,200	289,300	221,700
8	556,000	423,200	346,700	300,600	232,700
9	569,600	433,300	357,900	311,900	243,700
10	583,300	443,500	369,100	323,100	254,500
11	596,900	453,600	380,300	334,300	265,000
12	610,200	463,700	390,700	344,000	273,900
13	623,400	473,800	400,900	353,300	282,400
14	636,300	483,900	410,900	362,300	290,800
15	649,100	492,700	420,900	371,100	299,100
16	661,200	501,000	430,500	379,700	307,400
17	672,900	508,700	439,800	388,300	315,700
18	683,300	514,900	449,200	396,900	323,900
19	692,500	520,000	458,600	405,500	331,000
20		524,800	465,600	412,200	335,800
21			472,500	418,500	340,400
22			477,200	424,400	343,500
23			481,700	428,600	
24			486,200	432,600	
25			490,700	436,500	
26			495,000	440,300	
27				444,000	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職務の等級 号 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	— 円	— 円	137,400円	117,900円	— 円
2	200,600	164,700	144,400	128,600	96,500
3	209,100	170,900	151,400	130,100	99,500
4	217,600	177,000	158,500	137,400	102,700
5	226,900	183,100	164,700	144,400	105,900
6	236,200	191,900	170,900	151,400	109,500
7	245,200	200,600	177,000	158,500	113,600
8	254,300	209,100	183,100	164,700	117,900
9	265,200	217,600	191,900	170,900	123,600
10	276,200	226,900	200,600	177,000	130,100
11	287,300	236,200	209,100	183,100	137,400
12	298,400	245,200	217,600	191,100	144,400
13	309,700	254,300	226,100	199,200	151,400
14	321,000	263,500	234,600	207,200	158,500
15	332,300	272,900	243,100	215,100	163,900
16	343,600	282,300	251,600	222,800	169,300
17	354,700	291,800	260,300	230,200	174,700
18	365,500	301,300	269,000	237,500	180,000
19	375,900	310,700	277,900	244,800	186,900
20	386,100	320,000	286,900	252,200	192,700
21	395,100	329,300	295,800	259,100	198,400
22	402,000	338,600	304,600	265,900	204,000
23	408,700	347,300	313,400	271,900	209,300
24	413,300	355,900	322,100	277,800	214,700
25	417,800	363,000	330,200	282,200	219,600
26	422,100	369,500	337,800	285,900	224,300
27		373,900	344,600	289,600	228,900
28		378,000	350,500	292,300	233,200
29		382,000	356,000	295,000	236,700
30		386,000	360,200	297,600	240,000
31		389,800	364,200	300,200	242,500
32		393,600	368,200	302,900	245,100
33		397,400	372,100	305,400	247,500
34			375,900	307,900	249,900
35			379,700	310,400	252,300
36			383,500	312,800	254,700
37			387,300		257,000
38			391,000		259,200
39					261,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

の規定は、昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(最高号給等の切替等)

3. 切替日の前日において、職務の等級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4. 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

(給与の内払)

5. 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6. 前5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定の趣旨並びに諸般の情勢を考慮し、本市の一般職の職員の給与について所要の改定をする必要がある。

これが、条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第60号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室神藤より提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。
まず、改正の理由でございますが、本年8月6日付の人事院勧告の趣旨並びに諸般の情勢を

考慮いたしまして、本市の一般職の職員の給与についても国家公務員と同様、一定の改正をしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、第14条の3第1項の改正は、住居手当の最高支給限度額の改正でございまして、月額「1万8,500円」を「2万8,500円」に、また、医師のうち市長の要請に基づき本市あるいは隣接市町に居住する職員につきましては、月額「2万8,500円」を「2万5,500円」にそれぞれ改めるものでございます。

また、別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めるものでございまして、議案書43ページから45ページでございます。

次に、議案書46ページの附則第1項及び第2項は、本条例案の適用に関する規定でございまして、公布の日から施行し、本年4月1日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

附則第3項から第6項は、本条例改正案の施行に伴う所要の規定整備を図るものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきまます。

なお、議案書48ページから55ページに記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（田中包治君） きょうの出席理事者の顔触れを見ると、理事という人がたくさんおります。理事といえば部長クラスでしょう。しかし、理事というのは職制とは全然関係ない。身分だけでしょう。現在、国家公務員にしても地方公務員にしても職階制賃金を施行してゐるところが、理事がたくさんおりますな。それぐらい部長が頼りないのかということです。2、3年前やったか、一般職員の渡り号俸について給料を保障しているので、その規則を出して説明せよと言うたが、言えない。今度は理事という名前だけで職制が全然ないんですよ。

公務員は、職階制に基づいて賃金を支払うのが原則なんでしょう。職階制賃金体系ができるまでの戦前は、雇員、判任官、高等官の3クラスがありました。管理職についてはこの制度を利用している。一般職については、渡りで号俸を上げている。それを条例と照合しましょう、と言うたんです。なぜ、たくさん部をこしらえてこのぐらい理事を置かなければならないのか。それぐらい部長が頼りないのか。税金のむだ遣いやと思います。あんた方は市税というものを一体どう考へてるんか。その点をはっきりしてください。

- 市長公室理事（神藤恒治君） 行政当局の組織、職階制に係る問題でございますので、私の方からお答えいたします。

確かに議員さん御指摘のとおり、理事あるいは参事という職種が多くなっていることは事実でございます。しかし、最近の自治体行政につきましては、非常に複雑多様化、高度化してまいったおります。その意味では、こういった専門職といいますか職種を、本市条例に基づきまして設置をしているのが事実でございます。本市の事務分掌規則にも、そういった職務の規定がございます。理事、参事、主幹、主査は、各上司の命を受けて事務処理をするということでございます。したがいまして、理事の担当を明確にして権限、責任のある仕事を遂行することが適切であろうと考えております。

以上、簡単でございますが、お答えにかえさせていただきます。

- 29番（田中包治君） そんな答えがあるかいな。それなら和泉市は職階制を否定してのかと言いたい。次長は、次長という仕事しかない。部長が頼りないからたくさん理事を置いているのか、それを聞いてる。昔のような方法では、理事とか参事というのは、会社や官庁をやめる前の1ヵ月ぐらいの間、給料を下げるわけにいかないから理事を命じるとかやっていったのが常職なんです。なぜ和泉市だけがたくさん理事をつくっているのか。

- 市長（池田忠雄君） 理事に答弁をさせて申しわけございません。いろいろ御指摘がございますが、先ほど、神藤からお返事をさせていただいたとおりでございます。複雑多様な行政需要の発展期でございます。それぞれ専門の部長職もありますが、それとともにそれぞれの部署に配置し、部長職としての仕事をやらせているということでございまして、決して部長が頼りないからという意味合いでございません。

- 29番（田中包治君） その答弁もおかしいな。部長が2人おって意見が合わなんだらどうしますね。

- 市長（池田忠雄君） そのために私の方からそれぞれ権限を分けて与えておりまして、その辺の交通整理はできております。それが一生懸命に仕事をやっておりまして、その辺で御理解を相賜りたいと思います。

- 29番（田中包治君） それぞれ分けているというが、次長は次長や。あなたは職階制賃金を否定するんですか。

- 市長（池田忠雄君） 否定はしておりません。

- 29番（田中包治君） 否定してるやないか。理事というのは給料は保障される。参事も一緒や。ところが、職制では次長は次長や。係長も同じでしょう。権限のない者が部長職の仕事をできないでしょう。職階制賃金を否定するんなら別ですがね。だから、職階制賃金を否定し

ているんかと聞いてる。

○ 市長（池田忠雄君） 決して否定はいたしておりません。ただ、先ほど来御答弁申し上げておりますのは、それぞれの行政需要の増大に対応するために理事という部長職の位置づけをし、それぞれの職務を分担、遂行させていただき、行政を執行しているという点でございますので、その辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。

○ 29番（田中包治君） そんなこの社会でどこの官庁へ行っても、部長が2人おるところはない。うちの部長は、何かあるとすぐ現場へ行ってほとんど席におらへん。それから2人も3人も理事を置かないかんのかと思う。部長というのはちゃんと席において、部下の意見を聞いて裁断を下したり指示を与えるのが職務でしょう。だから、理事に聞いても「部長がいないので……」となる。これがいまの実態や。

そう言うんなら私が言いたいのは、渡りはどうないなってますね。早く出しなさいよ。条例に違反してるかしていないか、はっきりしましょうや。あれも違反しているし、これもたくさん置いてる。あなた方は、少なくとも税金というものをどう考えているんか。血のにじむ思いで納めてるんや。一たんもううたものは勝手に使えるんや、という考え方であってもううたら困る。理事がふえてそこに座られへんで、向こうの部屋までおる。こんなあほな話がどこの世界にあるかいな。もうよろしいわ。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 8番（穴瀬克巳君） ちょっと聞いておきたいんですが、今度、住宅手当が改正になってます。1万8,500円から2万3,500円、また、2万3,500円から2万5,500円を超えない範囲ということですが、本来、マイホームを持っておられる方もあり、借家に住んでおられる人もいる中、住宅手当は一律に支給されているのかどうか。また、その基準をどうしているのか、その点をお聞かせいただきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 人事課長（西岡正徳君） 人事課長からお答えいたします。

住居手当につきましては、持ち家、借家に住まわれている方などいろんなケースがございますので、持ち家の方については一定の額、借家の人にについては、家賃によって段階を付けて支給しております。

○ 8番（穴瀬克巳君） そうすると、市営住宅に入っている方は5,000円なら5,000円支給しているんですか。

○ 人事課長（西岡正徳君） そうではございません。家賃に基づいて計算方法が別にござります。今回の改正では、3万7,500円以上の家賃を支払っている方は、最高限度額に引っかか

るわけでございます。逆に低い家賃につきましては、一定の額までは家賃の所定額を支給しております。その最高限度額の計算方式に基づいて傾斜的に住居手当を支給しているわけでございます。

○ 8番(穴瀬克巳君) ということは、3,000円の家賃の人でも2万8,500円払っているんですか。

○ 人事課長(西岡正徳君) 一応、家賃2,500円が1つの区切り、それから3万7,500円までは計算方法がございまして、それに基づいて支給いたしております。その段階の人があるまる家賃そのものの額をもらえるというものではございません。

○ 8番(穴瀬克巳君) それでは、最低の住宅手当は幾らですか。

○ 人事課長(西岡正徳君) 今回の改正に基づきまして8,000円ということになっております。

○ 8番(穴瀬克巳君) そうすると、住居手当そのものの中に特に賃貸的な形の住居手当等に係る比重が高いためにこういう手当が支給されていると思うんです。逆にそういう形でいきますと、3,000円のところで8,000円の住宅手当を出すということは、本来、住宅を維持していくためのものとは受けとめられないということにつながってくるんじゃないかな。その辺について若干、職員給与のベースアップ等の問題の中で、こういう住宅手当等にもぐり込ませていくという形の受けとめ方しかできないようになります。そういう形で住宅手当の中身そのものが変わってきているのかどうか、御答弁を願いたい。

○ 市長公室理事(神藤恒治君) お答えいたします。

住宅手当につきましては、地方公務員の場合ですと、国家公務員に比較いたしまして、例えば公務員宿舎とかいう類いの施設等も充実されておらないという観点から、大阪府下各自治体その他の自治体におきましても、一定の住宅手当といふものの配慮をしてきた経過がございます。そういう観点から本市においても、一応、持ち家住宅の方につきましては、基本的な手当として一律分がございます。端的な言い方でございますが、家賃が1万8,500円以下の方は8,000円、2万5,000円以下の方は1万5,000円、3万7,500円を超える方は2万8,500円というのが、条例改正後の最高限度額の支給になるわけでございます。そういうことで本市としての住宅手当の内容が経過としてございます。そういうことも含めまして、今回、8,000円ということになります。ただ、給与と全く一体性の中で云々ということではなく、やはり給与については給与、住宅手当については住宅手当として、地方自治体の特殊性等を勘案いたしまして配慮しているという形でございます。

○ 8番(穴瀬克巳君) その辺では、住宅に対するかなりの維持費用がかかっているという中、

この値上げについては別に問題はないわけですが、現実的なギャップが生じてきている場合があります。市営住宅でも3,000円も要らないところに市の職員さんが入ってますよ。そのような中、8,000円の住宅手当の支給ということに合ってこない。

関連して交通費ですが、電車通勤のところを車で通勤している人に対しても、電車通勤に換算された形で交通費が支給されているのか、その辺についてもお聞かせ願いたい。

○ 人事課長（西岡正徳君） 通勤手当でございますけれども、交通機関利用者と交通用具使用者の2つの分類がございます。国においても一応、そういう分類になってございます。交通機関利用者は運賃相当額、交通用具使用者は、役所までの通勤する距離に基づいて金額を段階別に算定しております。

○ 8番（穴瀬克巳君） これは確認しておきたいんですが、交通機関の電車やバス等を利用する、あるいは車等の通勤の形態はすべて報告するよう義務づけておりますね。通勤災害の問題等がありますからね。かねがねマイカーの形の通勤が多くなっております中の通勤途上の車事故等の扱いについて、また、出勤や帰宅途上の事故等については、当初の電車通勤等の形で申請している人については該当しないという体制で臨んでいるんですか。

○ 人事課長（西岡正徳君） 通勤の形態が変わりましたら、私どもの方へその旨申請していくぞくようにしております。交通用具利用者であれば走行距離等、交通機関利用者であればそのルート等について申請をしていただいております。交通機関の利用から交通用具の利用に変更した場合も、当然、その届けはしてもらっております。

○ 8番（穴瀬克巳君） なぜ、このようなことをお聞きするかと言いますと、こういった矛盾というものを是正しないで、本来の住宅手当という形の意味が外れてしまっているような、結局、給与の上乗せ的な形でそのまま住宅手当の文面が使われているような傾向がある。交通費等についても同じような形、感覚で受け取られているように思います。このようなことは、なかなか市民理解も得られない要素でございます。一般企業においては、持ち家制度があっても、それが世帯主でなければすぐ減額されます。また、賃貸住宅にても、家賃支払い状況に応じて換算されている状況です。

先ほどの税の取り扱いの問題にしても、使う側の問題があります。出す側の立場を考えると、理解し得る支給範囲があります。その面でも1,500円や1,800円の家賃に対して8,000円の住宅手当ということでは、本来の住宅手当の趣旨に相反します。それだけ賃金の体系であれば、賃金の中身で変革を加えていかなくてはならないと思います。住宅手当そのものが、賃金の上乗せ的な形でやってきているようにしか受けとめられない実態が生じてきている点は是正する必要があります。この辺については、今後の検討課題として提案しておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第26「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第61号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年12月15日

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例（案）

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条の3中「配偶者控除額」の次に「、配偶者特別控除額」を加える。

第14条第1項の表を次のように改める。

60万円以下の金額	100分の 3
60万円を超える金額	100分の 5
130万円を超える金額	100分の 7
300万円を超える金額	100分の 8
400万円を超える金額	100分の 10
900万円を超える金額	100分の 11
2,000万円を超える金額	100分の 12

第15条第1項中「第317条の6第1項」の次に「又は第3項」を、「給与支払報告書」の次に「又は公的年金等支払報告書」を、「現在において給与」の次に「又は公的年金等」を、

「おいて給与所得以外の所得」の次に「又は公的年金等に係る所得以外の所得」を加え、「給与所得」を「給与所得等」に改め、同条第3項中「給与支払報告書」の次に「又は同条第3項の公的年金等支払報告書」を加え、「給与所得」を「給与所得等」に改め、同条第4項中「給与所得」を「給与所得等」に改め、同条第6項中「第226条第1項」の次に「又は第3項」を、「給与所得」の次に「又は公的年金等に係る所得」を加え、「写」を「写し」に改める。

第17条第1項第2号を削る。

第18条第1項第1号中「年金、恩給その他」を削る。

第23条の4の表を次のように改める。

60万円以下の金額	100分の 3
60万円を超える金額	100分の 5
130万円を超える金額	100分の 7
300万円を超える金額	100分の 8
450万円を超える金額	100分の 10
900万円を超える金額	100分の 11
2,000万円を超える金額	100分の 12

附則第8条第3項第2号中「過大報酬額」を「過大報酬等の額」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

附則第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項の規定の適用がある事業所得及び雑所得については、この限りでない。

附則第9条の次に次の1条を加える。

(超短期所有土地の譲渡等に係る市民税の課税の特例)

第9条の2 昭和63年度から昭和66年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の5第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第13条、第14条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の超短期所有土地等に係る事業所得等の金額(法附則第38条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下本項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいざれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1) 超短期所有土地等に係る事業所得等の金額(第3項において準用する前条第1号の規定により適用される第13条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。

次号において「超短期所有土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の11に相当する金額

- (2) 超短期所有土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額(前条第1項の規定の適用がある場合には、同項第2号に規定する合計額とし、附則第12条第1項の規定の適用があり、かつ、前条第1項の規定の適用がない場合には、施行令附則第16条の4第3項に規定する合計額。以下本項において同じ。)との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の120に相当する金額。
2. 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第38条の4第2項に規定するものについては、適用しない。
3. 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、「附則第9条第1項」とあるのは「附則第9条の2第1項」と、「土地等」とあるのは「超短期所有土地等」と、「第28条の4第1項」とあるのは「第28条の5第1項」と読み替えるものとする。

附則第10条の2第1項及び第2項並びに第11条第1項中「昭和61年度から昭和63年度まで」を「昭和63年度から昭和66年度まで」に改める。

附則第12条の3第1項及び第2項中「昭和62年12月31日」を「昭和63年3月31日」に改める。

別表第1を次のように改める。

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第61号「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

このたび、第109国会において地方税法の一部を改正する法律が昭和62年法律第94号として可決成立いたしました。これに伴いまして本市の市税条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じることとなった次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例改正の内容について御説明申し上げます。議案書本冊の58ページでございます。

まず、第13条の3は、所得控除を定めたもので、主として給与所得者世帯に対し税負担の軽減を図るため、配偶者特別控除を設けるものでございます。

次に、第14条は、所得割の税率を定めたもので、税率構造を現行13段階を7段階にしようとするものでございます。

次に、第15条は、市民税の申告等を定めたもので、給与所得以外の所得を有しなかった者については申告義務を免除しており、公的年金等支払報告書の提出を義務づけられたことにより、公的年金等の所得以外の所得を有しなかった者についても同様に申告義務を免除しようとするとともに、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

次に、第17条は、普通徴収に係る個人の市民税の納期を定めたもので、均等割額に相当する金額以下である者については、6月1日から6月30日までとなっておりましたが、年税額が4,000円未満については、第1期で納めていただくようになったもので、第2号を削除しようとするとともに、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

次に、第18条は、個人の市民税の特別徴収を定めたもので、給与の定義から年金、恩給その他が除外されるため削除し、規定の整備を行うものでございます。

次に、第23条の4は、分離課税に係る所得割の税率を定めたもので、税率構造を現行13段階を7段階に縮減しようとするものでございます。

附則第八条は、みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を定めたもので、事業主報酬の額について、実質基準に形式基準を追加したものあります。また4項は、適用期間が切れることにより削除しようとするもので、5項を4項とし、6項を5項とするものでございます。

附則第9条は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例を定めたもので、第9条の2超短期所有土地の譲渡に係る市民税の課税の特例が設けられたため、追加整備したものであります。

また、附則第9条の2は、地価対策として、2年以下の超短期譲渡についての重課制度を設けるものでございます。

附則第10条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定めたもので、長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められる土地の譲渡について軽減された税率が適用されるもので、適用期間を昭和66年度まで延長しようとするものでございます。

附則第11条は、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例を定めたもので、長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等を宅地の用に供するための譲渡による所得については軽減された税率が適用されるもので、適用期間を昭和66年度まで延長しようとするものでございます。

附則第12条の3は、市たばこ消費税の税率等の特例を定めたもので、現行1,000本につき350円であったものを290円引き上げるものとした特例期限を、昭和63年3月31日まで適用期限を延長しようとするものでございます。

最後に、新条例の施行期日は昭和63年4月1日とするものであり、なお、第1条第1項第1号から第3号はそれぞれの施行期日を規定し、第2条第1項から第6項までは、経過措置を規定したものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、90ページから117ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（原重樹君） まず、第1点目は、第23条の4の表を次のように改める、ということで新旧対照表が出ておりますが、総務委員会協議会でしたか、私も参画していますのである程度説明を受けてるわけですが、改めてお聞かせ願っておきたいのは、1つは、ランクを変えるわけで、そのランクごとにいろいろあるにしても、頭著なところで1つ聞いておきたいのは、今までの税率で20万円以下の分が2.5%ということですが、それが今回の改正によって60万円以下3%となるわけですが、そうなると、20万円以下は増税になると思うんです。今までの納税の状況で20万円以下の人数が何人いるのかというところを把握しておきたい。

それと、配偶者の特別控除額についてですが、これは先ほどの説明では、要するに賃金労働者、サラリーマンということで言われましたが、この分につきましてはいろいろ規定があるようですが、実際には、サラリーマンのうちの何%ぐらいが現実に適用されるものかどうかという話も、もし、つかんでおれば数字をお示し願いたいと思います。

それと、61ページで「別表第1を次のように改める」とあって62ページ以降に別表が出ているわけですが、この説明がなかったんです。私の勉強不足もありますが、この別表そのものも条例中出てくるんだとは思いますが、いわゆる今回の地方税法の改正によって改正されたというふうに理解していいのかどうかという点が第1点。

それと、一言で言えば、この表がずらっと並んでいますが、この退職所得に係る市民税の特別徴収税額表の中身は、どんな改正になったかということを御説明願いたい。

最後に、この退職所得に係る市民税の特別徴収税額表の部分につきましては、さきに行われ

た総務委員会協議会でも御説明がなかったと思うんです。その辺では、これ自身も地方税法改正を含めての話ですか、というところ辺での理由ですね。なぜ他の部分については説明があったのに、この部分については御説明がなかったのか。私も副委員長をさせていただいているということもあるので、この分がなぜ抜けたのかということです。

以上です。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 市民税課長（森 利治君） 市民税課長森より御答弁申し上げます。

まず第1点目、課税標準額20万円以下の対象者ですが、これにつきましては、現行20万円以下の課税標準額の適用者は3,009名ございます。これは61年7月1日現在の人数でございます。

それから、この部分が増税になったのか、という御指摘でございますが、確かに20万円以下の税率につきましては、2.5%が64年度で60万円以下が3%と、率だけ見ますと確かに増税、増額になってございます。ただ、内容にもございますように、全体の基礎控除も含めまして諸控除が各2万円、配偶者特別控除も14万円ございます。これらを総合的に計算いたしますと、前提条件はそれぞれ変わりますが、一概に増税になったというものではございません。ある場合には増税、ある場合には減税、ある場合にはイコールという状況でございます。

2点目ですが、配偶者特別控除対象者の人数ですが、残念ながら、いまのところまだ把握できておりません。御了解賜りたいと思います。

それから、別表第1の改正でございますが、この表は退職分離でございまして、退職金に係る分離税率表を定めたものでございます。ただ、23条の4項につきましては、本来の退職分離の税率でございます。附則第3条に規定がございまして、市民税の分離課税に係る所得割額の特例というものが市税条例第3条にその規定がございます。ここで一定期間10%の額を減額するという規定がございます。この規定を別表にしたのが別表1でございます。したがいまして、今回の税制改革で当然、10%の減額になってございますので、率、額とも変わることでございます。先般の総務委員会で私どもが御説明申し上げたわけでございますが、そのときに申し上げましたのは、この退職分離に係る税率の分のみでございまして、附則第3条に関連いたします退職分離の内容は抜けておりましたことは事実でございまして、おわび申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 19番（原 重樹君） まず、20万円以下の分は3,009名、全体の基礎控除を含めて引き上げられているので、増税、減税あるいはイコールという中身だったと思います。これに対しては、後できっちり反論しておきたいと思います。

そこで、まずお聞かせ願いたいのは、総務委員会協議会で抜けておったのは事実で申しわけないと言われておりますが、これは単純にそうだったのかどうか。そういうことの答弁ですが、もし、そうだったとしたら、これは全体の地方税法改正から出てきているものでしょう。それだけ違うということではないんでしょう。ちょっとその答えがなかった。もし、違うというなら別ですがね。109国会で地方税法の一部改正がされたことによって出てきているものでしょう。それだけポコッと抜けるというのも不思議なんです。その点での確認も含めて御答弁願いたい。それと、その中身はどうですか。減税されているという中身になっているわけですか。その辺の全体の内容はどうか、という質問に対する答弁がなかったので、再度お願ひいたします。

○ 市民税課長（森 利治君） 総務委員会における資料につきましては、担当いたしますわれわれといたしましては、第14条1項の表というのがございまして、これが一定の所得課税標準額に対する今回の改正された税率でございます。この税率が23条の4項においても、現行の13段階の税率が7段階に改正されたということで、総務委員会におきましては、所得割税率の累進構造の緩和ということだけを御説明申し上げ、一般所得割に対する税率、それから退職分離に係る税率あるいは附則第1項に係る税額の詳細説明が漏れていた点につきましてはおわび申し上げたいと思います。

それから、第23条の4項における分についても御指摘どおり、減税の対象でございます。
以上でございます。

○ 19番（原 重樹君） おわびを申し上げたいということですので、今後、そういうことのないようにしていただきたいと厳しく指摘をしておきます。

この中身は、先ほど出ています税率のランクの改正によって云々ということですが、いま答弁では、これは減税の中身だと言われております退職所得控除額の方ですかね。それから私は、なぜこれが出来なかつたんかと改めてきっちり見せていただきたいんですが、110ページの新旧対照表を見ますと、退職所得控除額控除後の金額が書かれております。この中で200万8,000円を基準にして、それ以下の分については左側の新の方の数字が各ランクで税金が高い、増税になっています。200万8,000円以上の額の分については、右側の旧の方が減税になっている。これはそういう中身ではないんですか。

○ 市民税課長（森 利治君） 確かに部分的には各項目1つずつをつかまえますと、御指摘の部分があると思います。と申しますのは、税率でございますので、若干、刻み等の関係で1ランクの上下で細かい計算式もございます。私が申し上げましたのは、押しなべて今回の退職分離は、減税を目途にしたものであるということでございます。各課税標準額を精査いたします

と、御指摘のような部分もございますが、押しなべて減税を目途にした改正であるということを申し上げたわけでございます。

- 19番(原 重樹君) いまの答弁では、押しなべて見れば減税になるという意味の答弁ですが、誤解を招くといけないので、ちょっと言っておきたい。

確かに所得割の税率の累進構造を変えるということについては、あるランクを見れば増税になっているところもあれば、減税になっているところもあります。しかし、この退職所得の特別控除の分をよく見てほしい。これは200万8,000円を基準にして、それ以下のところは全部増税です。それ以下のところをよく見てください。200万8,000円以上は全部減税です。そういうふうになってます。むずかしい計算方式はあるかもしれません、結果的にはそうなってますよ。1つずつのランクで増税、減税というようなものではありません。額は大したことないが、実際の中身はそうなってます。退職所得の低い人ほど増税になるわけです。地方税法の改正によってこの条例改正を行っているんですから、直接市がどうのこうのということはないでしょうが、実際にはそうなってます。その辺は、気をつけて答弁をしていただきたいと意見を申し上げておきます。

以上です。

- 議長(池辺秀夫君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

- 19番(原 重樹君) 議案第61号の「和泉市税条例の一部を改正する条例制定」につきましては、共産党議員団といたしましては反対をしたいと思いますので、その理由を明らかにしておきたいと思います。

今回の和泉市税条例の一部改正の分につきましては、先ほどから申し上げておりますように、地方税法改正により本議会に提案されている中身であります。とはいへ、課税所得に対する答弁もありましたように、20万円以下という一番救済すべき低所得者層の税率が2.5%から3%に引き上げられ、増税となる一方では、一にぎりの高額所得者に対しては、今回、新たに12%で頭打ちということで大幅な減税になるという内容になっております。

あるいはまた、配偶者特別控除につきましては、どれくらい適用されるかは把握できていないという答弁でしたが、国会答弁等を見ますと、その控除を実際に適用されるのは、全サラリーマンの37%ということであります。ですから、配偶者特別控除を受けられるのは3分の1ほどという実態であります。

さらに、いまの答弁にもありましたように、退職所得に係る市民税についても、退職所得に係る控除額の控除後の金額が200万8,000円未満は増税であり、200万8,000円以上

は減税という、これも低退職所得層に対しては増税、高額の退職所得者には減税という形になつております。

そして、基本的には、今回の市税条例の改正そのものは、マル優の廃止を前提とした新しい財源として提案されているもので、マル優を廃止し一律分離課税をすることによって、大金持ちは利子課税の 8.5% から 2.0% へと大幅に引き下げられることになります。まさに金持ち優遇税制となっています。

一方、老後や病気などの不安のためのわずかな預金に対しても、マル優を廃止して利子課税をすることになります。全体では、貯金 200 万円程度の層が一番多いと言われておりますが、こうした少額のわずかの預金に対しても利子課税がされ、ほとんどの人は大増税となる内容を前提として今回の提案がされておるものでございます。今回の市税条例改正も金持ち優遇という状態であり、不公平を一層拡大するという内容でしかありません。

以上の理由を申し上げまして、今回の地方税法の改正に伴う市税条例の一部改正ではありませんけれども、共産党議員団としては反対したいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第 61 号は原案どおり可決されました。

- 議長（池辺秀夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 3 時 04 分休憩）

（午後 3 時 20 分再開）

- 議長（池辺秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 27 「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第 62 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 62 年 12 月 15 日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立老人集会所条例(昭和48年和泉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和泉市伯太町五丁目174番地」を「和泉市伯太町五丁目8番14号」に、
「和泉市鶴山台二丁目1番地」を「和泉市鶴山台二丁目1番6号」に、「和泉市鶴山台一丁目
12番地の1」を「和泉市鶴山台一丁目12番1号」に改め、同表に次のように加える。

和泉市立光明台南老人集会所	和泉市光明台三丁目20番8号
---------------	----------------

附 則

この条例は、昭和63年1月15日から施行する。

理 由

老人の教養の向上及び健康の増進等、老人クラブ活動の促進を図るとともに老人福祉の向上を期するため、今般、光明台南校区に老人集会所を新設するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第62号「和泉市老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市では、かねてから1校区に1老人集会所の建設を進めておりましたが、このたび、関係各位の御協力をいただき、光明台南校区に16番目の老人集会所が間もなく竣工の運びとなったのと、合わせて住居表示実施区域にある既設の老人集会所の位置につき、住居表示方式と地番方式とが混在していた条例上の表記を住居表示方式に統一するものでございます。

次に、内容の御説明をさせていただきます。

第1点は、第2条の名称及び位置の表中、和泉市立伯太老人集会所の位置が「和泉市伯太町五丁目174番地」を「和泉市伯太町五丁目8番14号」に、和泉市立鶴山台南老人集会所の位置が「和泉市鶴山台二丁目1番地」とあるのを「和泉市鶴山台二丁目1番6号」に、和泉市立鶴山台北老人集会所の位置が「和泉市鶴山台一丁目12番地の1」とあるのを「和泉市鶴山台一丁目12番1号」にそれぞれ改めるものであります。

改正の第2点は、同第2条の名称及び位置の表中に「和泉市立光明台南老人集会所 和泉市光明台三丁目20番8号」を新たに加えるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、昭和63年1月15日から施行することを規定するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第62号「和泉市老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。

なお、120ページに参考資料として新旧対照表を添付いたしておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第28「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第63号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第1号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

和泉市営住宅条例（昭和35年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表に次のように加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設する住宅を同範囲に加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第63号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容につきまして、建設部長浅井より御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、現在、建設中であります（仮称）永尾団地2棟住宅26戸が本年12月29日に完成の予定となっており、今回、供用開始に向け市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設する本住宅を同範囲に加える必要があり、和泉市営住宅条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

次に、その内容でありますが、第1条第1項の表中「山手団地」の次に「永尾団地 和泉市山手町173番地」を加えようとするものであります。よろしく御審議賜り、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第29「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第 64 号

昭和 62 年度和泉市一般会計補正予算(第 4 号)

昭和 62 年度和泉市の一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,162,901 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,816,838 千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

昭和 61 年 12 月 15 日 提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 稅		12,095,000	350,157	12,445,157
	1. 市民税	5,979,825	177,247	6,156,572
	2. 固定資産税	3,846,495	90,360	3,936,855
	4. 市たばこ消費税	588,991	24,000	612,991
	5. 電気税	372,117	20,000	392,117
	7. 特別土地保有税	252,682	19,361	272,043
	8. 都市計画税	945,099	19,189	964,288
2. 地方譲与税		188,261	4,535	192,796
	1. 自動車重量 譲与税	112,761	4,535	117,296
3. 自動車取得税 交付金		241,000	28,000	269,000
	1. 自動車取得税 交付金	241,000	28,000	269,000
6. 交通安全対策 特別交付金		22,000	10,000	32,000
	1. 交通安全対策 特別交付金	22,000	10,000	32,000

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担金及び 負担金		567,143	33,824	600,967
	1. 分担金	16,636	1,384	18,020
9. 国庫支出金	2. 負担金	550,507	32,440	582,947
		4,811,565	117,680	4,929,245
	1. 国庫負担金	2,239,073	24,019	2,263,092
10. 府支出金	2. 国庫補助金	2,523,295	93,661	2,616,956
		2,350,523	46,836	2,396,859
	1. 府負担金	201,894	12,009	213,903
11. 財産収入	2. 府補助金	1,920,077	34,327	1,954,404
		606,325	202,000	808,325
12. 寄附金	2. 財産売払収入	484,365	202,000	686,365
		237,900	1,900	239,800
14. 諸収入	1. 寄附金	237,900	1,900	239,800
		2,493,118	731,469	3,224,587
15. 市債	5. 雑入	1,327,923	731,469	2,059,392
		2,205,971	637,000	2,842,971
	1. 市債	2,205,971	637,000	2,842,971
歳入合計		31,658,937	2,162,901	33,816,838

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		290,111	3,093	293,204
	1. 議会費	290,111	3,093	293,204
2. 総務費		3,373,629	213,149	3,586,778
	1. 総務管理費	2,186,882	171,642	2,358,524
	2. 徴税費	491,736	21,210	512,946
	3. 戸籍住民基本台帳費	208,365	4,851	213,216
	4. 選挙費	101,435	367	101,802
	5. 統計調査費	18,709	1,157	19,866
	6. 監査委員費	26,424	114	26,538
7. 同和対策費		340,078	13,808	353,886

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		8,787,813	159,440	8,947,253
	1. 社会福祉費	3,378,939	30,796	3,409,735
	2. 児童福祉費	2,843,894	126,611	2,970,505
	3. 生活保護費	2,558,839	△ 67	2,558,772
	4. 災害救助費	6,141	2,100	8,241
4. 衛生費		3,542,804	17,807	3,560,611
	1. 予防衛生費	2,021,209	△ 10,919	2,010,290
	2. 環境衛生費	1,449,623	18,126	1,467,749
	3. 墓地管理費	57,522	10,600	68,122
5. 農林水産業費		362,140	23,938	386,078
	1. 農業費	297,045	23,938	320,983
6. 商工費		250,416	△ 3,113	247,303
	1. 商工費	250,416	△ 3,113	247,303
7. 土木費		6,047,689	357,219	6,404,908
	1. 土木管理費	208,706	△ 7,730	200,976
	2. 道路橋梁費	929,839	77,028	1,006,867
	3. 河川水路費	205,736	37,755	243,491
	4. 都市計画費	1,888,385	127,662	2,011,047
	5. 住宅費	2,820,023	122,504	2,942,527
8. 消防費		810,008	16,804	826,812
	1. 消防費	810,008	16,804	826,812
9. 教育費		3,538,172	666,564	4,204,736
	1. 教育総務費	375,478	26,256	401,734
	2. 小学校費	1,351,058	24,610	1,375,668
	3. 中学校費	791,219	△ 2,520	788,699
	4. 幼稚園費	379,008	3,466	382,474
	5. 社会教育費	483,581	608,948	1,092,529
	6. 保健体育費	157,828	5,804	163,632
11. 諸支出金		296,000	708,000	1,004,000
	3. 基金費	201,000	708,000	909,000
歳出合計		31,653,937	2,162,901	33,816,838

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限 度	額	起債の方法	利	率	借 入 先	利	償 還 の 方 法	限 度	額	起債の方法	利	率	借 入 先	利	償 還 の 方法	限 度	額
道路橋樁事業整備	84,700		普通貸借 証券発行	年 8.0%	以 内	政 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政との都合により据置期間の都合により期限を短縮し及び償還期限をは繰上償還することはもしくは低利に借換えすることができる。		34,800	普通貸借 証券発行	年 8.0%	以 内	政 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政との都合により据置期間の都合により期限を短縮し及び償還期限をは繰上償還又は低利に借換えすることができる。				
都市計画事業	159,300	同 上	同 上	同	上	同	同	上	194,700	同 上	同	上	同	同	上	同	上	
事業住宅改修事業	859,500	同 上	同 上	同	上	同	同	上	955,700	同 上	同	上	同	同	上	同	上	
消防施設整備事業	15,400	同 上	同 上	同	上	同	同	上	16,200	同 上	同	上	同	同	上	同	上	
義務教育施設整備事業	262,900	同 上	同 上	同	上	同	同	上	294,000	同 上	同	上	同	同	上	同	上	
解説総合センター整備事業									1,900	同 上	同	上	同	同	上	同	上	
青年の家事業									171,500	同 上	同	上	同	同	上	同	上	
史跡地土質改良整備事業									300,000	同 上	同	上	同	同	上	同	上	
計	2,205,971								2,842,971									

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第64号「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。その前にお手元に配付いたしておりました正誤表とのおり、議案提出日の年度に誤りがございましたので、御配付申し上げましたとおり御訂正をお願い申し上げ、おわびを申し上げます。それでは、今回御提案申し上げました補正予算の主な内容につきましては、人事院勧告に伴います給与改定及び職員の移動に伴う給与費の調整に伴う人件費の補正を初め、事務事業の補正及び補助金等について関係機関と調整が整いましたのが主な内容でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億6,290万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338億1,683万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」とおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、起債の目的及び限度額の追加及び変更でございます。内容につきましては、「第2表 地方債補正」とおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算より御説明を申し上げます。138ページをお開き願います。

まず、議会費でございますが、職員の給与費309万3,000円追加計上いたしました。

次に、総務費でございますが、2億1,314万9,000円を追加計上いたしました。職員の給与費、市臨時職員賃金の追加を初め、総務管理費では、自治総合センターよりのコミュニティ補助金による久保出町会館備品購入費補助金190万円、また、交通安全施設費1,150万円等を追加計上いたしました。徴税費につきましては、一部事務経費を初め市税納期前納付報奨金1,236万3,000円、同和対策費では、解放総合センター整備工事費等を計上いたしたものでございます。

次に、民生費1億5,044万円の追加計上でございますが、職員の給与費を初め、本年度より老人クラブ等公的団体が設置する老人集会所に対して府と同額の補助金を交付する制度を設け、今回、府より補助の内示がありましたので、老人集会所建設費補助金350万円計上いたしたものでございます。児童福祉費につきましては、産休等の代替臨時保母等賃金の追加を初め、保育所大規模修繕事業費といたしまして、本年度国の補助制度にのっとり、あさひ両保

育園の修繕工事費を計上したものでございます。災害救助費につきましては、災害用資器材保管倉庫建設工事費 210万円を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、職員の給与費並びにガン対策強化事業費として 1,780万 7,000円追加計上いたしました。

農林水産業費につきましては、職員の給与費を初め、老朽ため池整備事業費として 2,893 万 8,000円追加計上いたしました。

商工費につきましては、職員給与費の調整に伴います 311万 3,000円の更正減額でございます。

次に、土木費でございますが、職員の給与費を初め、市内一円の道路、水路、河川の整備事業費の追加計上、また、道路整備費につきましては、池田下舞町線、上代伏屋線整備事業費をそれぞれ追加計上いたしました。

公園整備につきましては、松尾寺公園、地域開発公園、旭公園整備事業費をそれぞれ追加計上したものでございます。

また、住宅費につきましては、住宅管理経費を初め、丸笠団地整備事業用の用地として、土地開発公社より買い戻すべく予算措置を講じたものでございます。

消防費につきましては、職員の給与費を初め、消防団員の退職報償費等 1,680万 4,000円を追加計上いたしました。

次に、教育費ですが、6億 6,656万 4,000円を追加計上いたしました。主な内容につきましては、職員の給与費の補正を初め、小中学校の整備事業費追加、史跡池上曾根遺跡用地購入費 3億 100万円、また、本年度国庫補助金の採択を受け、建設用地についてもめどが立ちました青年の家建設事業費 3億 1,306万 7,000円を計上したものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、公共施設整備基金積立金 7億 800万円追加計上いたしました。これにつきましては、住宅・都市整備公団による光明池新住宅市街地開発事業終結に伴う開発関連残業等の事業収入を基金に積み立てるべく予算措置を講じたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。議案書 132 ページをお開き願います。

まず、市税でございますが、3億 5,015万 7,000円追加計上いたしておりますが、これにつきましては、実績を勘案し計上いたしたものでございます。

地方譲与税 453万 5,000円。自動車取得税交付金 2,800万円。交通安全対策特別交付金 1,000万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、分担金及び負担金 3,382万4,000円。国庫支出金 1億1,768万円。府支出金 4,633万6,000円。寄付金 1,900万円をそれぞれ追加計上いたしておりますが、これらは、すべて歳出予算の事業に係る特定財源でございます。

次に、財産収入でございますが、不動産売払収入として 2億2,000万円追加計上いたしました。

諸収入につきましては、住宅・都市整備公団の光明池新住宅市街地開発事業に関連する事業収入 7億8,000万円等を計上したものでございます。

最後に、市債でございますが、史跡池上曾根遺跡用地取得事業債等 6億3,700万円追加計上いたしました。

以上が、今回、御提案申し上げました一般会計補正予算(第4号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をいただきますようお願いをいたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番(穴瀬克巳君) 時間がないので簡単にやりますが、157ページ、住宅整備費の丸笠団地の事業用地の購入 1億6,990万円出ておりますが、これは何m²なのか、場所はどこなのか。それから、将来、建て替えというような発言でございましたけれども、どのような年度の計画になっておるのか、御報告願いたい。

それと、先ほどの住居表示の件でもありましたか、特に改良住宅地域での住居表示の計画はあるのかどうか。また、改良住宅の残事業もわずかという形にまで建設が進んでまいりましたか、住宅案内図が全然ございません。昔のままの名称で呼ばれております。王子団地、幸第一、第二団地、丸笠団地等々ですね。これらの地区を訪れてもさっぱりわからないままです。こういった形の中では、改良住宅案内をきちっと明確にすべきだと思います。同時に、一般市営住宅においても住宅の表示をやっておりましたが、老朽化して全然字も見えないし、掲示板もなくなってしまったままになっておる現状でございます。こういった状況の中、市営住宅の老朽化対策として、その住宅地名が入っておる地図と入居者の図、こういったものをやり直す時期にきてるんじゃないいか、この点についての考え方。

それから、市営住宅の老朽化が著しく、建て替える形で将来に向けてコンサルに出していくやに伺っておりますが、これの状況報告。また、この点での年次計画的なものを発表できるようなら発表していただきたい。

以上、御答弁願います。

○ 議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。

○ 住宅課長(岩崎充男君) 住宅関係の御質問に住宅課長岩崎からお答えさせていただきます。

まず、丸笠団地の改善事業用地の件でございますが、買い戻しを予定しておりますのは、土地開発公社が保有しております用地で、丸笠団地の南側に隣接する和泉市伯太町四丁目104番地でございます。公社財政の再建を図るという未事業化用地の解消を計る目的で買い戻しをする用地でございます。用途ですが、いまのところ63年度から丸笠団地の改善計画を予定しておりますが、それに伴いまして、緊急避難用の通路を確保する必要があるということで、それらの確保に向けての府の貸付制度の適用を受けるよう府と協議中でございましたが、本年度事業認可を得ましたので事業を実施するものでございます。いまのところ、1,350m²を予定しております。

それから、案内板の件でございますが、既設の案内板がございますが、御指摘のように古くなつて見づらくなっているということござりますので、これらについては、順次改修を施していくたいと考えます。

それから、建て替え計画でございますが、現在、計画の基本構想について策定作業を急いでいるわけですが、基本データの収集、整備等に手間取りましたので、12月中旬にまとまる予定であったのですが、来年1月ごろにはまとまるのではないかと考えております。事業実施計画等につきましては、昭和66年度から始まる国の第6次住宅建設5カ年計画に組み入れていきたいと考えております。

以上です。

○ 8番(穴瀬克巳君) 丸笠団地の用地購入は避難用通路という形と解釈すればいいわけですね。

○ 住宅課長(岩崎充男君) はい。

○ 8番(穴瀬克巳君) どのように改善するのか御答弁願いたいとの、住宅案内図ですが、旭第一団地といふのは、大きなコンクリートで「旭第一団地」とあがつますが、他の団地には、そういう名称があがつていないう記憶しております。特に改良住宅ということで改善を図り、同和問題で人的交流等を図る施策が進められているにもかかわらず、訪ねて行ってもどの団地が全然わからないということではまずいと思います。団地の案内図などはきっちりとすべきではないか。きょうの議案にも出ておりましたが、それらも含めて何カ所の団地があるのか、その点を御答弁願いたい。

それと、一般市営住宅の老朽化に対しては、66年度をめどに実施するという形で計画を立てられていると理解しておりますが、現在の市営住宅は、それこそ擁壁や木の柵なんかも全部なくなつております。こういう形の中、全然改修、補修がされていない。これが一般市営住宅の現状でございます。丸笠団地の事業は、狭あいな住宅を恐らく2戸1にしていく改良施策だ

と思うんです。以前から古くなった丸笠団地に対しては、道具入れの倉庫の補修や駐車場整備等でかなりの予算を使っております。

こういいう点から考えますと、私が申し上げましたように、一般市営住宅での解がなくなっている問題に対しても何ら対応されていない。若干、雨漏り等に対して予算が付いているだけ。これでは余りにも片手落ちな形で住宅施策が進められているとしか受けとめられない。その意味からしても、一般市営住宅の建て替え施策が 6 年実施に向けて計画が策定されていることは高く評価するわけですが、なかなか 6 年度といつても、それじゃ 6 年にでき上がるわけじゃございません。そうなると、ここ 10 年ぐらいは、いろんな問題が残っていこうかと思います。その間、現在の市営住宅の老朽化に対する手立てをしていく考え方があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

- 住宅課長（岩崎充男君） 丸笠の改善計画でございますが、最近、やっとこさで基本計画をまとめたところでして、地元への協議に入ったという状況でございます。したがいまして、お話をできる内容は経過でありまして、決定したものではないと御理解いただきたいと思います。

一応、計画しておりますのは、現在の 200 戸あるのを 2 戸 1 が 68 戸、増築が 64 戸でございます。最終計画は 132 戸でございます。現在の丸笠の入居者、また、世帯分離をされた方が戻っていただくということを前提にして考えておりますが、そういう内容計画をつくっております。

それから、現在の改良住宅は 9 団地ほどございます。案内板についてもいろんな種類のものがございます。これらについても、改修内容等の見積もりをとりながら順次、改善していくたいと思います。

それから、一般市営住宅の改修計画でございますが、これにつきましては、先生がおっしゃいましたように、屋根だけでなくツマカベや電気回線の補修等も含めて計画的に修繕を行っておるところでございます。何分にも古い住宅でございますので、必ずしも住んでおられる方に満足のいく改修にならないと思われますが、今後とも何とか建て替えの時期まで現在の住宅を持たせていただきたいと考えます。

- 8番（穴瀬克己君） 住宅案内図は、第一団地なら第一団地と 1 つの名称を書くだけでなく、将来、まだふえますが、全体の団地名を書いた図面なりを 1 つの団地の入り口に掲示しないと、あれだけ寄せ混ぜになつたらどこがどの団地やら、どこにだれが住んでいるやらわからない。そこで、全体の団体名を入れて、現時点であそこは第一団地ですよ、山手団地のところはこの図面にありますよ、と案内しなければ、行つたって全然わからない。改良住宅をそこまでつくり上げながら、細かい配慮が抜けておるということを指摘しておきます。その点の配慮をす

べきだと思います。

あと答弁をもううてないが、あれだけ大がかりな地域改良をしているわけですから、同時に住居表示を進めるべきだということです。先ほどの話でも、本当にあれだけ大きな今福団地なら今福団地ができなければ追いついていけない。基本的に改良住宅地域においても住居表示を進めていく気はあるのかどうか、この点について。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 答弁をおくれて申しわけございません。改良事業が現在まで進展する中、関係部といろいろ議論しております1つの内容として、住居表示の問題も指摘されております。62年度に至りまして、例えば改良事業部、建設部、教育委員会とか関係するところとも住居表示に関して一定の議論をしております。できれば、62年度中に行政の案をつくり上げたいというスケジュールで現在、関係セクションの意見を聞きながら都市整備部の計画課が中心になり、案づくりをしている状況でございます。本年度中に何とか行政の案を固めたいと思っております。

なお、住居表示は御存知のとおり、かなり町が熟成して街区が整備されてこなければ、計画段階でなく実現といいう裏打ちが一定必要になってきますので、実施につきましては、かなり長年月にわたって事業を実施していかなければならないと考えております。地域的には幸8町が1つの中心になりますが、それ以外に一部王子も計画の中で検討したい、かように考えております。

- 8番（穴瀬克己君） 住居表示の体制は進んでないというのが現状でございます。こういった中では、大きな改良事業が進んでいるいまが絶好のチャンスでございますので、62年度中に原案をつくった上で精力的な推進を図っていただきたいことを要望しております。

それから、先ほどの住宅案内図ですが、改良住宅だけでなく一般市営住宅にも表示はあります。なくなっております。黒鳥第一、第二、第三住宅、坊城川住宅、伯太団地、どこをとってもありません。池上の住宅もありませんよ。ここは何住宅なのか、名称の表示すらありません。改良住宅の案内図をつくるとともに一般市営住宅の案内図もきちんと整備していただきたい。訪ねた人が一目瞭然にわかるように案内図をつくるように進めていただきたい。つくりますか。

- 住宅課長（岩崎充男君） どれくらいの予算が必要かということも今後、合わせて検討していきたいと思います。

- 8番（穴瀬克己君） 早急な形で対応していただかないと、こんな根本的な問題をお留守にして住宅だけつくった形になりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、850万円の住宅補修工事費追加はどこのやつですか。

○ 住宅課長（岩崎充男君） 4件ほど予定しております。まず、伯太団地の屋上の防水工事、同じく屋内の排水管取り替え工事、それと、木造住宅の屋根の吹き替え工事の追加分を予定しております。もう1つは、和泉第一団地のガス管の取り替え工事でございます。

以上、4カ所を予定しております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 16番（天堀 博君） 関連質問で恐縮なんですが、144ページに民生費関係が出ておりますが、その中の老人クラブ常設集会所建設補助金350万円が出ております。これは私の所管委員会の協議会でも報告がされておりまして、伏屋町に本年第1回目の常設集会所ということで補助金が出るということです。大阪府の規則、要綱にのっとって府からの補助金も出るということですが、今後、それぞれの申し込み等があれば、その辺の処理をどうしていくのかということ。

それから、そういう施設との関係で本来、一般質問でやるべきなんですが、昨日の読売新聞の夕刊に載った記事でそのいとまがなかったので、関連で合わせて質問させていただきますが、大阪市の保護施設建設が難航しているということです。すでにこれはそちらで記事を持っておられると思いますが、大阪市が信太山の大阪市の市有地、旧藤沢会館の周辺に鉄筋5階建て、延べ5,288m²、定員200人収容の施設です。市内の社会福祉法人に土地を提供、総工費10億円のうち法人が2億9,500万円を負担、あと補助を含めて7億500万円を助成することとしてやる計画。ことし7月着工、来年3月末完成予定であったが、地元和泉市の猛反発を受けて難航しているということです。

中身は、西成地域を中心とした現在、花の万博や新国際空港などで日雇い労働者がたくさん集まっているわけですが、ここでの生活が大変、あるいは病気とかそういう人たちの収容施設だということのようです。大阪市が数年来、大阪市内で計画していたが、周辺住民の反対で建設できなかつたので、この和泉市信太山の大阪市有地にしたという話がこの新聞記事に書いてます。

ここでは、和泉市の中川さんのコメントも出ておりますので、この辺での関連で申しわけないんですが、急拵、昨日の夕刊の記事でございますので、経過等をお聞かせ願いたい。私どもの方にも昨晩、地元周辺住民からどうなっているんだ、という問い合わせもありました。和泉市の私ども議員が全く知らんという状況の中、突如、こういう記事が載つたので、その辺の経過について、これは他の議員さんも知っていた方がいいんじゃないかなと思いますので、今後の老人クラブ常設集会所の問題と合わせて御説明を願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 福祉課長（金谷宗守君） 第1点目の老人クラブ常設集会所の今後の申し込みの制度、方法等について、福祉課金谷からお答え申し上げます。

このたび、本市においてつくりました老人クラブ常設集会所建設費補助金交付要綱に基づいて今回、初めて常設集会所に対する補助を行なうわけであります。今後の見通しといたしましては、同補助金交付要綱にも記載しておりますように、すでに設置してある市立老人集会所の設置その他地域性並びにその利用予定人数等を十分に勘案、その順位を考えたいと存じます。

さらに、この補助金は、府の老人クラブ常設集会所補助金が付くことが大前提でございますので、まずそれが付くところ、そして、地域性あるいは利用予定人数、また、それを裏づける地元での財源見通し等を総合的に勘案して大阪府と協議、決定していくきたい、かように存じておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） それでは、天堀議員さんの読売新聞夕刊に出ました保護施設問題について、中川より経過等を含め答弁させていただきたいと思います。

保護施設という言い方をしておりますが、正確には、生活保護法第38条による救護施設というものでございます。本年2月27日、大阪市の民生局福祉部保護課長外1名が来庁されまして、私が応対をしたわけでございます。そこで、大阪市の説明等いろいろ質疑の中で明らかになったことをまとめて申し上げますと、まず第1点は、信太山の大阪市の老人ホームの北側に大阪市の市有地がありますが、そこに生活保護法による救護施設を建設したいというお話をございます。生活保護法による保護施設は5つございますが、これは救護施設でございます。その内容を申し上げますと、「救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする」という法律で決められておるわけです。その施設を建設したいというのが第1点でございます。

2点目に昨年5月ごろ、和泉市の開発課で相談したが、特に建築関係の規制がないということを聞いた。また同じころ、教育委員会で埋蔵文化財、遺跡等がないかどうかについてもお聞きしたが、問題がないという返事があったということが2点目。

3点目といたしまして、昭和62年度大阪市の当初予算にこれの関係経費をすでに計上しているということでございます。御案内のとおり大阪市の場合、予算議会は2月から始まっていますので、この時点では議会が始まっているころだと思っております。

4点目に、建設場所は公表していないが、大阪市の議会審議の中で和泉市と出るかもしれないということもあるので、寄せていただいたという言い方でございます。

5点目に、これは厚生省の補助事業でございますので、国庫内示があり次第建設に着手したいということです。単年度事業で63年3月末までには竣工を予定しているということでございます。

6点目には、建設、運営とも社会福祉法人、その隣にある精神薄弱者更生施設の大平学園を経営する日本ヘレンケラー財団に建設、運営ともお願いするということでございまして、社会福祉法人に建設費を助成、その法人が建設するという内容のものでございます。

7点目に、規模といたしましては、定員200名、鉄筋コンクリート造り5階建て、延べ5,288m²の施設でございます。これは大阪市にあるものを移設するのではなく、ここに新設するものでございます。

8番目に、地元調整等で必要なところを教えていただければごあいさつに行かせていただきたいと考えているということです。

9点目には、必要ならば、市長さんあるいは助役さんにもお願いに行きたいというような話があったわけです。

私の立場でもその場において一定の意見等も述べながらも、なお、非常に重要な問題であるので、これについては上司とも十分に相談し返事をするということで、その場は帰っていただいたわけでございます。

その後3月8日ですが、市の市長、助役、収入役、教育長の特別職による幹部会の開催をお願いいたしました。その中で私の方からその内容を報告し、いろいろ幹部会での意思統一をお願いしたわけでございます。まず、これは社会福祉施設でございますが、救護施設の必要性については市としても理解できるし、施設そのものには反対するものではないという前提でございますが、今回のケースは、自治体間の信義に反するもので認めることはできないということを確認したわけでございます。

すなわち1点目に、地元の和泉市に何の相談もなく建設を進め、しかも、昭和62年度の大阪市の当初予算に計上した後にごあいさつという格好で見えられたという点でございます。

それから、これより前の2月12日付の朝日新聞の夕刊トップ記事の中で、たまたまその夕刊をわれわれが手に入れていたわけでございますが、天王寺公園を柵で囲い込み、自由に入れきれないように野宿者の縮め出しを図るという大阪市の記事が載っておったわけです。自由に入れ入りできる同公園には、段ボールやテントで寝ぐらをつくって野宿する人たちが多く夏には200人を超す。博覧会を機会にこれらの人たちに公園から出てもらうというのが大阪市の考えだ。その際のトラブルを少なくするため、大阪市は7億500万円をかけて定員200人の救護施設を建設、民生局の職員が面接をして救護施設への受け入れを進めるという内容でし

て、これとの関係があるということが2点目でございます。

3点目に、大阪市の施設でわれわれとしても大変お世話になっているわけですが、その隣にある精神薄弱者更生施設で定員80名の太平学園の建設時には、地元としてもいろいろ御意見がございましたが、その理解を得るために和泉市も相当な協力をしたわけです。それらについても、大阪市は和泉市の協力等を全く理解せず、こういうことを一方的に打ち出してきたということです。

4点目には、公立の大坂市の施設ということになれば、自治法上の協議を定めた244条の3によって両市議会の議決等が必要になります。これを社会福祉法人にやらすということで、この協議を抜けるようなやり方をしてきているということがございます。

以上のこと等により、この計画に和泉市としては一切協力できないという幹部会の決定を3月4日に大阪市側に返事をしたわけでございます。

その後、大阪市の部長なり、あるいは個人的に市長さんなりを知っている方が何回も私のところにお見えになり、ひとつ話し合いをしてほしい、相談に乗ってほしいというお話をございましたが、和泉市としても、大阪市が自治体間の信義を破ってきている限りは一切応じられないという態度を堅持しておるわけでございます。

その後、いろんな経過がありました、6月15日、市長と大阪市の民生部長（その後11月1日付で福祉部長と肩書は変わってますが）が会談されて市長より和泉市の考えを伝える中、大阪市の民生部長も和泉市の意向に同意され、その後はいまのところ、特に音さんはないというのが現状であると思っております。

以上、かいつまんでの経過でございます。

○ 16番（天堀 博君） 1点目の常設老人集会所については、実際には、地元での費用負担問題などもいろいろ出てくると思います。また、緊急性その他についても決めにくいという面も出てくると思いますので、この際、公平に扱っていただくことを要望しております。

2点目は関連でありますので、余り深く追求することは避けておきますが、われわれとしてもそういうことを聞きまして、あるいは新聞を見まして、確かに大阪市そのものが自分のところの土地であるとか、自治法上の関係市の協議をしなくともいいような方法、ヘレンケラー財団に任せていくということ。また、大阪市側が数年前、市内で計画したが、周辺住民の反対できなかつたという建物を、地元へは寝耳に水の形で持ってくるというやり方は、確かにわれわれとしても同意しかねるわけなんです。

最初に福祉事務所長が言わされたように、救護施設そのものは人道的な問題からも必要性があると考えますが、これに対するわれわれの立場、見解は避けますが、今後の問題として、大阪

市側が、それならということで白紙に戻してもう一度、と話を持って来た場合、市の基本的な救護施設の必要性は理解できるという立場はあります、同時に地元との関係、特にこの記事を見た地元住民が電話で激しい口調で抗議してきたという事実もあります。そういう点からも、地元との関係などもどういう考え方でいかれるのか。もし、大阪市側が白紙に戻して、という話があった場合の基本的な和泉市としての態度だけをお聞きをして終わりたいと思います。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 和泉市といたしましては、今年3月3日の幹事会の決定をそのまま貫いていきたいという考え方でございます。

○ 16番（天堀 博君） その場合、地元住民との関係は、一部太平学園のときのこととも答弁されておりますが、反対ともどうともないんですが、いまみたいなやり方で来た場合は反対だということ、極端に言えば、頭を下げて悪かった、白紙に戻して、という話で来た場合のことなんです。これで流れてしまえば、大阪市がほかに土地を探してつくれはどうということはないんですが、そり簡単にできるシロモノでもないと思いますので、その場合はどうかということです。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 太平学園は定員80名のうち約1割の8名、和泉市の精神薄弱者を収容していただいていると、和泉市の住民の方で待機者も含めてかなりあるような状態でございます。ただ、現在のところ、この生活保護法による救護施設につきましては、和泉市の立場ばかりを強調するのはどうかと思いますが、救護施設に入っていたら全部で3名しかいません。和泉市から言えば、これについては全くメリットのない施設でございますので、そういうことも含め、太平学園の精神薄弱者の施設と同じようには考えておりません。地元市としては、福祉担当者の立場からいっても、特に建てていただき助かるということはございません。そういうことも含めてお断りするというか、協力できないという立場を貫きたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） そういうことでということですが、さらに押してきた場合、特に周辺の地元住民との関係が非常に深いと思います。その辺ではいろんな内容等をすべて公開し、地元住民の御意見を十分にお聞きするという態度を基本にしていただきたいと思います。終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 7番（藤原正通君） 8点だけ確認したい。

139ページの久保 出会館備品購入費補助金につきまして、和泉市には町会館建設とか建設の助成制度はないとお聞きをしておりましたが、備品等やったら助成をしてくれるのかどうか。

それと、54ページの水路維持管理委託料追加1,000万円ですが、どこの水路で、どこに委託しているんか、教えていただきたい。

それから、松尾寺公園整備事業費6,455万円ですが、用地購入費ということですが、リゾートとは全然関係ないものかどうか。現況の松尾寺公園の整備事業費なのか。

以上の3点についてお聞きをいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 簡単に答弁。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） 備品購入補助金につきまして、担当しております広報広聴課長着本からお答えいたします。

この補助金につきましては、市の補助金ではございません。自治総合センター宝くじの普及広報事業費として宝くじの普及協会から受け入れておる受託事業収入を財源としてコミュニティ活動の助成を行っているもので、その一部の助成金を本市へいただいたというものでございます。この購入につきましても市を経由しているというにとどまりまして、直接地元の方が購入に当たっているものでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 河川水路課長（山崎精二君） 水路維持管理委託料追加でございますが、市内一円における水路の補修、横断管の破損入れ替え、排水路管の新設などを委託するものでございます。これは年間100～120件ぐらいで、単価契約で行っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 公園課長（松林 保君） 本件につきましては、都市公園松尾寺公園内の公社先行分の買収でございます。

○ 7番（藤原正通君） リゾートとは関係ないんですか。

○ 公園課長（松林 保君） 関係ございません。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。簡単明瞭にお願いいたします。

○ 19番（原 重樹君） 先ほど、穴瀬議員からも質問がありましたが、丸笠団地の用地購入費の問題ですが、今回、買い戻す分は、公社自身が取得したのはいつかということと、幼稚園問題ですが、161ページに臨時教員賃金追加ということで出ておりますが、これは給与費が更正減で臨時賃金の追加ということなんでしょうが、簡単に教えていただきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 公社中辻からお答え申し上げます。

この丸笠団地の用地につきましては、公園住宅用地として公社が保有していたもので、昭和48年3月に取得したものでございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 総務課長（白樺通有君） 幼稚園の臨時賃金でございますが、幸幼稚園ほかの公立各幼稚園におきまして、産休あるいは育休で休業いたしておりますことに伴います臨時の幼稚園教員を採用いたしました賃金でございます。
- 19番（原 重樹君） 丸笠団地ですが、公社が48年に取得したのを買い戻すということですが、先ほどの穴瀬議員さんの質問の答えでは、63年度からの改善のための避難通路にしていくために購入していくんだと言われております。その辺でいくと、48年に購入したものを行い戻すわけになるので、すんなりと理解するわけにはいきません。要するに必要なものならば、すでに買い戻しておらなければいかんのが、今回、改善のための避難用通路でわざと1億円かけて買い戻すということですね。公社は、サントリー横の土地とかいろいろ問題になつてますが、その分も含めて今回、買い戻してもらおうという要素があるのではないか。その辺の考え方を明確にしていただきたい。
- それと、幼稚園の問題ですが、産休その他といふことで、それはそれで結構ですが、私がなぜこんな質問をするかといいますと、幼稚園問題は統廃合を含めて考えられているという話もありますので、その前段になりはしないかということで聞かせていただきました。そこで1つだけ簡単にお聞かせ願いたいのは、伯太幼稚園については、審議会等では19名ということで、20名に満たなかつたら云々ということがありましたのが、来年度はどうしていくのか、その方針だけ端的に承っておきたい。
- 建設部長（浅井隆介君） 丸笠団地の件につきましては、従前から団地の横に持っていたものでございます。これにつきましては、早急に市が引き取るべきものでした。用地費のことですので、何かの事業を興さなくてはこれに対して特定財源が付きません。今回、この住居改善に当たりまして増築計画もあり、一部張り出し等もございますので、その意味で避難用通路と施設用地として必要だというもので、府の交渉の結果まとまったものでございます。長年、引き取るべき特定財源がなかったものを今回、それに引っかけて多少、事業等もやりますが、一部を買い戻す次第でございます。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 管理部長（逢野博之君） 伯太幼稚園問題につきまして、管理部長逢野からお答え申し上げます。

今年の募集状況からいたしまして、せんだって南池田幼稚園につきましても結論をいただきました方式でいきますと、一応、来年度に園児と目される住民の方々の意識調査を実施することになるわけでございますが、傾向としては、全体的に公立幼稚園の園児そのものが減る中、

新年度に改めて幼児教育審議会に御諮問申し上げ、抜本的な公立幼稚園のあり方につきまして、情勢の変化もござりますので、その時点で改めて御審議をいただき、方向づけを見出してまいりたいということでございます。

- 19番(原重樹君) 丸笠の件はそれで結構です。

幼稚園の件ですが、新年度4月に入ってから改めて幼児教育審議会において、ということですが、伯太の分は教育委員会で20名ということを示し、19名という報告がありました。だから、4月からどうするんだ、ということをとりあえず聞いてる。その分をお答え願いたい。

- 管理部長(逢野博之君) 63年度につきましては、一応いまのところ、19名の募集がございますので、その中で実施をしていきます。

- 議長(池辺秀夫君) 他に。

- 6番(赤阪和見君) たくさんあったんですが、2点だけにとどめておきます。

先ほどの宝くじの件ですが、市はたと通るだけや、ということですが、どこかで何か運動をしてもらってきたと思うんです。そこで、どうしたらもらえるんか、その方法をお教え願いたい。伏屋の方でもううたとか、今回は久保出がもううとか、どないしたらもらえるんか、ひとつ教えてください。

それと、青年の家の問題ですが、場所が変わるということですが、なぜ貸してくれなかつたのかということが第1点。

もう1つは、初めのころは鉄筋で建てるとか鉄骨にするとか、木造にするとかいう意見がありましたが、僕は木造の方がいいと思うんですが、この2億8,500万円の中身について、どういう建物を建てようとしているのか。

もう1点は、槇尾川ダムとの関連性についてお願ひいたします。

- 議長(池辺秀夫君) 答弁。簡単に。

○ 広報広聴課長(着本善夫君) 本件につきましては、久保出の会館が本年4月に新築されたことでございまして、地元の方は、もう2年ほど前から自治宝くじの補助金を仰ぐために、大阪府なり自治総合センターの方へ直接いろんな方にお願いして陳情をしていましたということを聞いております。そういうことから、大阪府下26市の要望があった中9市が採用され、その中に和泉市も含めていたいたという経過がございます。財源もそう多くございませんし取りにくいということで、どうすれば取れるか存じておりませんが、2年ほど前から運動していたということを聞いております。

- 6番(赤阪和見君) 和泉市がパイプだけに使われるの非常に困るわけです。市行政は、市全体の立場に立っていかなければならぬ。伏屋の関係とか、今回の久保出の会館とか、前

回も2年ほど前にあったと思います。そういう点では、市としてどう対処していくか。190万円ももうたからやるんや、というだけでなく、一定のルールを決めていただかなければ、強い弱いで引っ張るとか引っ張らんとかいう話が出てくると困りますので、今後、よく検討してもらいたいことで終わっておきます。

- 社会教育部長（青木孝之君） まず、青年の家の建て替えにつきましては、先生方にはいろいろと御心労いただき、御配慮いただきましたことをこの席から厚く御礼申し上げます。

なぜ横尾山の現在のところに建て替えられなかつたかという御質問でございますが、これにはいろいろ経過がございます。この経過を逐一御説明申し上げておりますと時間が長くなりますが、何分、市長さん、教育長さん、私どもを初め、寺の方へ何十回となく足を運ばせていただきました。その結果の中では、現在、150坪ほどお借りしておりますが、なぜこの狭い場所において青年の家の建て替えをするのか、という強い御意思がございました。今後、青少年の育成を進めていくためにはもっと広い用地が必要なのではないか、というのが、まず第1番目の条件でございました。それに伴いますごみ問題あるいは敷地を勝手に広げたというようなもろもろの問題もございますが、それらを含めてもっと広い場所で、というのが一番大きな条件となつたわけでございます。もっと広い敷地で青少年の育成を図るべきだというものでございます。

このようなことから、建設事業予定地といたしましては、横尾山頂の1番地13番ほかの現在山林でございますが、このところに個人がお持ちの約1万坪の山林がございまして、そのうち6,600m²、約2,000坪を借用いたしておるものでございます。現時点では簡単な覚書を交わす中、借地の測量と付近の隣地所有者の調査、あるいは鳳土木の河川明示申請手続等の諸準備をさせていただいておるところでございます。事業計画といたしましては、この予算の御承認をいただきましたならば、立木の伐採、建物の基本設計に入らせていただきたいと思います。

お説の木造か鉄筋かにつきましては、最初の時点では木造を予定していたんですが、国の補助事業である関係上、鉄筋あるいは鉄骨という条件がございますので、一応、いまのところでは鉄筋で建築し、外装、内装については純和風でやりたい。できるだけ青年の家にふさわしい施設を取り入れていきたいということで、本体は鉄筋ですが、純和風式ということで考えております。

- 議長（池辺秀夫君） 次。

- 建設部長（浅井隆介君） 青年の家と横尾川（父鬼川）ダムとのかかわり合いでございますが、本ダム構想につきましては、府の方も現在、実施調査に入る段階でございまして、ダムサ

イトがどこに決まるか、どこまでの流域面積をとるかは一切未定でございます。ただ、130万トンの容量を持つダムで毎秒50トンの水量を下流でカットするということは決まってございます。したがいまして、私どもも府に対して、この場所に国の補助で永久工作物を設置するということは申し入れをしてございますが、府としても的確な返事は、現時点ではできないと考えております。いずれにしても永久工作物ですから、府の方で御検討いただけると考えております。

○ 6番（赤阪和見君） 現在の青年の家は木造で建てております。鶴山台やら各団地で鉄筋コンクリートに囲まれた家に住んでいます。市長は、教育施設の鉄筋化を自慢されますが、学校へ行っても鉄筋コンクリートです。槇尾山の青年の家へ行っても入った部屋は鉄筋で右も左もコンクリートや、となっては、本当の情緒、自然を満喫することはできません。木造を基調にしてすき間風が入ってもいいじゃないですか。本当の木というものの自然の素材できちんとしたものをつくりいただきたい。と申しますのも槇尾山という景観もありますので、内装だけではなく、外装も木造で周囲の自然豊かな景観にマッチしたものにしていただきたい。

それから、永久工作物ができるということは、そこまで水がこないということは確認できるんですか。

○ 建設部長（浅井隆介君） 先ほども申し上げましたように、府としても調査費を計上したところでございますので、ダムサイトの位置がどこに決まるかも未定でございます。前へ延びるか後へ延びるか、それだけで流域が変わってまいります。そういうことでございますので、府に対して明らかにせよ、言っても、現時点では無理だと思います。ただ、この時期にこれだけのものをつくりますよ、という申し入れは私どもとしてはやってございます。

○ 6番（赤阪和見君） わかりました。そういうことで景観などの点を十分に考えてやっていただきたい。先ほどの天堀議員さんの質問でボタンの掛け違いのお話があったわけです。この寺の土地にしても、最初のボタンの掛け違いがこうなっているということを知っていただきたい。というのも、過去の新聞を見ましたら、管理人のだれかがどんどんキャンプ場を広げてキャンプファイアを何組もできるようにしたという、あたかもそれを顕彰するかのように載りました。ところがお寺の方は、それは許可していないのにそういうことをした、ということで今回、蹴られた条件になったわけです。こちらが何年か前に新聞ではめたことが、広報から連絡がいったと思いますが、他方では、それが蹴られる原因になったという、最初のボタンの掛け違いが原因になってるんですよ。昨日も言いましたように、情報管理、バックデータが、こういうボタンの掛け違いを防ぐためにも重要性があるということで質問いたしましたので、よろしく御理解をお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第30「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算

（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第65号

昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

昭和62年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,250,722千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 繰 越 金			8,822	8,822
	1. 繰 越 金		8,822	8,822
	歳 入 合 計	6,241,900	8,822	6,250,722

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		171,225	8,822	180,047
	1. 総務管理費	50,849	7,786	58,635
	2. 徴収費	118,637	1,036	119,673
歳出合計		6,241,900	8,822	6,250,722

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第65号「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について、総務部大塚より内容の御説明を申し上げます。

内容につきましては、職員の給与改定等に伴う職員給与費の補正でございます。まず、予算第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,072万2,000円といたしますものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

歳出予算は、職員の給与改定等による追加計上でございまして、882万2,000円を計上いたしました。

これに充当いたします財源といたしましては、前年度繰越金を計上いたした次第であります。

以上、まことに簡単でございますが、「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いいたします。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

○ 議長(池田秀夫君) 日程第3.0「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第66号

昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

昭和62年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,856,162千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		707,873	2,698	710,571
1.	一般会計繰入金	707,873	2,698	710,571
歳 入 合 計		1,853,464	2,698	1,856,162

2. 岁 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		1,603,537	2,698	1,606,235
1.	下水道総務費	777,463	2,752	780,215
2.	下水道整備費	826,074	△ 54	826,020
歳 出 合 計		1,853,464	2,698	1,856,162

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第66号「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、総務部大塚より内容の御説明を申し上げます。

内容につきましては、職員の給与改定等による職員給与費の補正でございます。

まず、予算第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,616万2,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明申し上げます。181ページでございます。

歳出予算は、職員の給与改定、また、職員の異動等に伴う給与費の補正でございまして、269万8,000円を計上いたしました。

これに充当いたします財源といたしましては、一般会計より繰入金をもって措置いたしたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、今回、御上程をいただきました「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願ひいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。議案第66号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第32「昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第67号

昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和62年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「155,498千円」を「155,880千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 水道事業収益	1,908,065千円	8,543千円	1,916,608千円
第1項 営業収益	1,766,445千円	8,543千円	1,774,988千円
支 出			
第1款 水道事業収益	2,027,568千円	8,543千円	2,036,111千円
第1項 営業費用	1,734,917千円	8,543千円	1,743,460千円
第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「155,739千円」を「156,699千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	511,749千円	960千円	512,709千円
第1項 建設改良費	370,072千円	960千円	371,032千円

第5条 予算第7条中職員給与費「606,857千円」を「616,360千円」に改める。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事(岩井益一君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程されました「昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正理由といたしましては、一般会計と同様、人事員勧告実施に基づく職員給与費等の引き下げ措置に伴い、関連所要経費を追加補正いたすものであります。

その主な内容といたしましては、まず、第2条において、当該職員給与費の増額措置に伴い、予算第2条に定めた業務予定量の関連部分を補正するものであります。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的支出の予定額につき、損益勘定支弁職員に係

る給与費等を水道事業費用中営業費用について、854万3,000円を追加計上し、補正後の水道事業費用をもって20億3,611万1,000円といたすものであります。

なお、この追加に見合ひ所要財源といたしましては、同額を給水収益に追加増額を行い、補正後の水道事業収益をもって19億1,660万8,000円といたすものでございます。

さらに、予算第4条におきましても同様、予算第4条に定めた資本的支出の予定額のうち、資本勘定支弁職員に係る給与費等を建設改良事業費に96万円を追加し、補正後の資本的支出額は5億1,270万9,000円と相なるものであります。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これら詳細につきましては188ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第33「昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第68号

昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和62年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 病院事業費用	4,487,948千円	35,940千円	4,523,888千円
第1項 医業費用	4,257,748千円	35,940千円	4,293,688千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,369,888千円」を「2,405,828千円」に改める。

昭和62年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいたしました議案第68号「昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど御議決いただきました「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」によりまして、病院事業費用中の給与の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出予定額を補正するものでございまして、病院事業費用44億8,794万8,000円を3,594万円を追加し、補正後の病院事業費用を45億2,388万8,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございます。第3条は、予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を23億6,988万8,000円から24億5,82万8,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を206ページ以下に添付いたしておりますので御参考賜りたくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第68号の提案理由並びにその内容の御説明といたします。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 27番（金谷 衛君） 1点だけ。

208ページの資金計画に繰越未収金がありますが、その内容をちょっと教えてもらえますか。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。

- 病院事務局長（藤原光夫君） これの資金計画等につきましては、昭和61年度の3号補正でもって資料を提出しておりますので、今回、御議決いただきました昭和61年度の決算の内容からではございませんので、御理解賜りたいと存じます。3月31日現在の未収金につきましては、全部入金になっております。

- 27番（金谷 衛君） この未収入の分につきましてはちょっとわかりませんが、一般の病院では、3月31日に全部収入が入ることはないと思います。交通事故等については、1カ月、2カ月、3カ月、長いものは半年ぐらいに分けて入ってきますからね。

- 病院事務局長（藤原光夫君） この分の未収金につきましては、支払基金あるいは国保連合会からの分が大半でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 68 号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 34 『光明台北小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

請願第 1 号

光明台北小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員 金谷 衡

天堀 博

赤阪 和見

仁井 明

飯坂 楠次

西口 秀光

光明台北小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

働く母親が増えつつある今日、いわゆる「カギッ子」と呼ばれる子供達の放課後を保障する事は、子供達の安全・非行化防止の面だけでなく教育的配慮の点からも絶対に不可欠の問題です。本校区では最近、分譲住宅が激増し、保育を必要とする家庭が増えつつあります。現在は南北小学校区と共に有志で高い保育料を払いながら自主共同保育を行っています。

和泉市では 19 小学校区中、12 箇所の学童保育所がすでに設置されていますが、光明台地区にも数年にわたる運動が実り、63 年度より光明台南小学校区に開設される見通しが出てまいりました。ここには北小学校区の子供達も共に保育を約束されていますが北小学校から南小学校まで毎日通り子供達の精神的負担は大きく、安全の面においても危険をともないます。また、定員を超えることも考えられます。

本年 11 月 20 日和泉市教育委員会には要望書も提出しています。

市当局におかれましては本請願の主旨をご理解賜り下記事項を早急に実施されるよう、ここに
請願いたします。

記

1. 昭和63年度より光明台北小学校に「留守家庭児童会」を開設し、4月1日より入会できる
ようにして下さい。
2. そのための予算措置をして下さい。

昭和62年12月16日

代表 和泉市光明台 1-32-6-308

日野 賢二

他766名

和泉市議会議長 池辺秀夫 殿

- 議長（池辺秀夫君） 請願の趣旨説明を願います。
- 16番（天堀 博君） 請願の趣旨は、ただいま局長朗読のとおりでありますので、よろし
くお願ひ申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件については、十分調査検討の必要がありますので、所管の産業文教
委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ございません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を産業文教委員会に付託することに決します。
委員の皆さんにはまことに御苦労でございますが、よろしく審査のほどをお願いいたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第35「国保制度にかかる厚生省改革案に対する決議」を議題と
いたします。
 - 決議文を朗読させます。
 - （市議会事務局長朗読）

決議第4号

国保制度にかかる厚生省改革案に対する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和62年12月16日

提 出 者

和泉市議会議員

松尾孝明

藤原正通

坂口敏彦

飯坂楠次

大谷昌幸

原重樹

国保制度にかかる厚生省改革案に対する決議

第8回国保問題懇談会に厚生省から提出された「国保制度の課題と改革の基本的な考え方」は退職者医療制度の創設等による国の見込違い約一千億円の未措置額を放置したまま、以下のとおり、明年度の予算編成のつじつまを合わせるための単なる地方への負担転嫁を行うに過ぎないものであり、絶対反対である。

- (1) 福祉医療制度の創設は、低所得者自身の負担と給付にかかる改善がほとんどみられず、単に低所得者層を分離し、地方に負担を押しつけるものに過ぎず、福祉という名に値しない。
- (2) 地域差調整システムの導入は、医療費の適正化に関して、なんら有効な手段、権限を与えられていない地方団体に、国の負担を転嫁するものであり、医療保険行政に対する厚生省の責任を放棄するものに外ならない。
- (3) 老人保健医療費拠出金の見直しは、国庫負担率の引下げという単なる地方への負担転嫁に過ぎない。

国民健康保険制度については、その安定運営を確保するため、幅広く基本的な検討を行うことを強く要望するものである。

以上、決議する。

昭和62年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（大谷昌幸君） ただいまの朗読どおりの趣旨であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お詫びいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、決議第4号は原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第36「固定資産税の据置きを求める意見書」を議題といたします。
- 意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第6号

固定資産税の据置きを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和62年12月16日

提出者

和泉市議会議員

穴瀬克巳
出原平男
仁井明
天堀博
飯坂楠次
坂口敏彦

固定資産税の据置きを求める意見書

現在、産業・情報の大都市圏、とりわけ東京圏への集中による事務所・事業所用地の需要急増のもとで、金融機関の土地に対する融資を背景とする企業の土地投機と土地ころがしの横行など

によって、地価は異常な急騰となっている。

大阪においても、自治省が本年9月25日に発表した固定資産の評価額改定では3年前に比べ37.1%と大幅にアップしており、事情は同様である。

このように、公示価格も急上昇し、「適正な時価」を評価基準とする現行の固定資産評価制度のもとでは、来年度の評価替えによって、固定資産税が大幅に引き上げられることは必至である。

この目に余る地価高騰を追認して、63年度固定資産評価替えを実施し課税されるなら、大増税となることは明白であり、住生活の安定に重大な打撃となる。

したがって小規模住宅、賃貸住宅の居住者ならびに中小商工業者の大幅な税負担増を回避し、もって生活と物価の安定及び内需拡大を推進するためには住生活の安定を著しく圧迫するものとなるこれら評価替えについては、その固定資産税を現行税額に据え置くべきである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

昭和62年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長(池辺秀夫君) 提案の趣旨説明を願います。
- 20番(坂口敏彦君) 局長朗読のとおりでございますので、先生方の御協力と御理解をよろしくお願い申し上げます。
- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第6号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長(池辺秀夫君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

昨日、本年第4回定例議会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、

議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

なお、昭和61年度和泉市歳入歳出決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審査を煩わすことと相なりました。委員の皆様方には御苦労様でございますが、よろしくひとつお願いを申し上げます。

本議会を通じいろいろと御指摘をいただきました事項を十分尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援、御協力を寄せを賜りますよう、ひたすらお願いを申し上げる次第でございます。

いよいよ本年も残すところわずかと相なってまいりました。寒さも一段と加わってまいります。議員皆様方にはくれぐれも健康に御留意いただき、御自愛を相賜りまして、昭和63年のよいお年をお迎えくださいますよう御祈念いたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりまして心を込めてのごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。本定例会を通じ、議事運営に格別の御協力をいただき、終始円満に終了できましたことは、改めて議員各位の御支援のたまものであると衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意せられ、よいお年をお迎えくださいますようお祈り申し上げます。

これをもって昭和62年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後4時57分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 池辺秀夫

同 副議長 田中昭一

同 署名議員 西口秀光

同 署名議員 柳瀬美樹

同 署名議員 大谷昌幸